设吊哨

補償の請求書等の種別	名 荣	卷 钇	(日本産業規格) 用紙の大きさ
	傷病特別給付金 申請書 傷病特別支給金	別紙様式第四十九号	

別表

改正後

補償の諧水書等の種別	允 楏	攀 恜	(日本産業規格)用紙の大きさ
規程第三十一条の九の申請書	傷病特別給付金 胃 傷病特別支給金申請書	別紙様式第四十九号	A <u>M</u> 4

#### 後 出 农

## 様式第6号

\* 浒定金额

顕像した年月日) 尽

温 Н 改

# 様式第6号

1 号紙	月分)	<b>=</b>	生子。	1 1 1		111	^	条職員	ш	E	E	E	E	Е	Ε	田	E
*	認定番号	<u> </u>	よる療養補償の費用の受領を	委任者の氏名	づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。	大 医療機関等の名称 大 圧名 (代表者名)	所属部局名 (電話番号	職	年 月 日生( 歳)     発精の年月日 年 月	内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり	請求明細」欄	□訪問看護 内訳は「*12 訪問看護事業者の証 明」欄記載のとおり	年 月 日から 日間       年 月 日まで       日 日まで	□交通費 から まで キロメートル □仕道 回	□その他の移送費		
		<u>地方公務員災害補償基金</u> 下記の療養補償を請求	この請求書に、		上記委任に基	受任者の	所属団体名	氏名	#	療費	剤費		攤	米		上記以外の療養費	療養補償請求金額 (3~7の合計額)
		地方公利下記の	-		順費の関係は			飲災職員関する事		32 23	4 調		5 看	多		7 E	8 瀬(33)

E 金額 円	* 決定	Щ	并	8 支払	并	通知	*
年 月 日	年 月 日			年 月 日	H)	到達した年月日)	<u>M</u>
基金支部	命 権 者	Ŧ		所属部局		小型	*
					他	8 0	П
	Ξ.		为店	銀行	10手	送金小切手	9 字(
	17	<b>七</b> 郷为	座預金	□普通預金□≒			€534 €
		収金を		座番号	# #	旗	反金本
役職の名称(個人名義の 要です。)	法人機関又は役 場合は記入不要		支店	振込先金融機関名 銀行			6

# #

厩 占 # #

Ħ

\* ш

年 浬 E

[注意事項] 1 請求者に、\*\* 年間の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。 2 認定番号」の欄は、第1回目の請求においては、配入する必要はないこと。 3 「1 補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たっ た業剤師子しくは薬品をいること。 4 「5 看線料」及び「6 移送費」については、訪問看護事業者に嫌養補償の費用の受領を委任しよ カに代わる証明書及び明細書を添付すこいでは、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこ 和に代わる証明書及び明細書を添付する。 第 「7 上記以本の療養しの欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「3 診療 費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書 を添付すること。 「\*10 影療學講求明細」「\*11 調剤費請求明細」又は「\*12 訪問者獲事業者の証明」 の欄の記入に代えて自様事項を正義した医師、歯科医師若しくは表道整復師、薬剤師又は訪問看 職事業者の証明書を活けしてもよいこと。 7 「診療機構造数表により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細(例えば診断書料、 入院室齢帯差額等)を記入すること。 8 年月日の記載には元号を用いる。

шшш ш 診療 実日数  $\times$   $\times$   $\times$ 日から 日まで 年年年 ## (職員氏名) 籢 診 療 開始日 傷病の 経 過 楽問 撆 # 出 邗 羅錦 松 

薬調薬調薬調

辮

銰

肉内内

筋脈の

基

灶

処麻調皮静そ

兩

鮰

以

手術。 麻酔

紭

弤

兩 兩 年月日

槬 傸严

衔 || || || ||

П

 株本

 株業管理加算

 株管理加算

 株管理加算

 財子

 財子

 日

 日

 日

 日

 日

 日

 日

 日

 日

 日

 日

 日

 日

 日

 日

 日

 Q

 夜

再外継外時休深

紭

曲

壍

₩

#

\*10 診療費請求明細

傷病名

	年月日	H H		年 月 日	(株												EEE E		入院室料差額等	E	の記入は、診療に当たった医療機	
(職員氏名)	参藤囲物		<b>徳</b> 権の雑過	博												 	(東) (東)	合計 点数	診断書料·		ます。 (この権関です。)	,
<b>备</b>		日・深夜 回 点	****			K	<b>油</b> 油	× ××		<b>I</b>	田		П	田 田	田	年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	か ら 色	より計算できるもの	り計算できないもの		と相違ないことを証明し異領を委任する場合は不	
10 診療費請求明	を、たく	ウ	再 本 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	掛	在 在	1 1 1 1	田 田 本本学	大人に関係調	1	h 3	雷 薬 剤 + ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	· 基本		香 薬 剤 画診	断薬剤	入院年月日 新・診・次	院特定入院料・		診療報酬点数によ	診療費請求合計額	記の事項は事 養補償の費用	

E

田

1点単価

上記の事項は事項と相違ないことを証明します。 (この欄の記入は、診療に当たった医療機関に験養補償の費用の受倒を委任する場合は不要です。

診断書料・入院室料差額等

診療報酬点数表により計算できるもの 療報酬点数により計算できないもの

>療費請求合計額

特定入院料・その他

逛

名 所在 医師の氏名

日 診療機関の -

Щ

#

	(韓日エク)	(職員氏名)	称	在地	3.	4.	年 月 日から 年 月 日まで 日間 調剤実日数 日	加	調剤 調剤	- TE										数 回 摘要	時間外加算等(点) 指導料(点) 合計点数 点	合計金額日	上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 (この欄の記入は、調剤に当たった薬剤師に漿養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)	;;
	ma 2m	明着	各	所 在	1.	2.	年		調剤月日											付回数	批		実と相違ないは、調剤に当	

# 【改正門

号紙 加算料 堰 ш 羧 40( 盃 日間 調剤実日数 薬剤料 105 報 兩 調剤料 坻 噩 数 量 ω4 · · E E 瀬 巻 巻 岻 (職員氏名 卡 皿 峬 # Щ 日から 夲 報 品 ・用 洗・ 皿 別 産業 # 所在地 茶 調剤費請求明細 医剤 処方せんを交付 名 した診療機関の 所在 2 . . 調剤月日 . 屈名 処方月日 華 . 汌 兩 **\*** 11 担氏 驅 医距番号

垣 田

合計点数

指導料(点)

時間外加算等(点)

(単)

調剤基本料

摘要

処方せん受付回数

#### 後 띰 松

										4号紙			
*12	訪問看護事業者の証明				(職員氏名)							* 12	散間
:				(#E)	(訪問看護期間)							傷病名	
傷病名						年 帝				日 で か で で		<b>看</b> 前	E XX
(多) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1				1	計開吾藩の回拗	-				, , ,		(1) (1) (2)	벥
興									I				保健師
	保健師、助産師、看護師			#	指示期間							幽	理学療
	× EL	□	E	田作舞	年 月		B MG	并	田	E F		*	
	作者護即 円 ×	亘	E		(特別指示期間) 年 月		H My G	サ	田	ш #4 Р		茶	
基本	専門の研修を			7111	E 治医への直近報告年月	F.月 日		サ	田	ш		#	H
療養費(1)	×	旦	E	SILE,	Ш							帐	催看護
Ê	理学療法士、作業療法士等				1 2	8	4	2	9	7		●	
	×		E									(1)	
	加算				6	10	11	12	13	14		( I )	
	×	П	E									( II )	加算
		(時間)	田		15 16	17	18	19	20	21			
	管理療養費												<b>华</b> 抽 捧
## ### ### ### ### ### ### ### ### ###	+	E	ш ×		22 23	24	25	26	27	28		种	H
斯 泰 養			E									型士	
	管理療養費の加算		E		29 30	31						茶業	邻苗南
			E									文章	Ħ
			E		提供した情報の概要							K .	
₩ "''				1								#7 畔 坪 半9	#
ナヤイア			E		情報提供先の名称								<u>K</u>
療養費	死亡年月日 年		H H									療養	軟
包			E		基本療養	華	1 緩和ケア	2	褥瘡ケア				
(備考)				ı .	$\Xi$		3 人工肛	人工肛門・人工膀胱ケア	筹胱ケア			4-3+1	11 4 1
				田倉			1 緩和ケア	2	褥瘡ケア				
				6 #	専門管理加	輝	3 人工肛	人工肛門・人工膀胱ケア	<b>等胱ケア</b>			英	**************************************
				阜徇		7	4 特定行為	) 架		^		⟨□	11110
					专	ВВ	中		Ħ	ш		I	
					直近見直し年	ВВ	中		A	ш		訪問看	育護を指
訪問看	訪問看護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏名	び主治医の氏	~									150	医療機関

揾 出 松 4号紙

<b>*</b> 12	鹊	問看護事業者の証明		(聯 昌 斤 冬 )
傷病	名			ζ.
				(訪問看護期間)
傷病	の経過			年 月 日から
				年 月 日まで
罜	保 理 学	師、助産師、看護師、 療法士、作業療法士	,	
*			E	1
茶		E	E	福 指示期間 示 年 月 日から 年 月 日まで ab
搬 :	兼		l	湖 間 (特別指示期間) 年 月 日から 年 月 日まで
<b>恢</b>		× >	E E	主治医への直近報告年月日 年 月 日
(I)		iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii	£	E E
( II)	加算	(開報) × 田	EE	<u> </u>
350	管理	療養費		8 9 10 11 12 13 14
甲甲		田 × 田 + 田	E	15 16 17 18 19 20 21
冻養 費	衛	療養費の加算	E	23
			田	29 30 31
情報提	提供			提供した情報の概要
操	144		E	情報提供先の市区町村名
4-3+	11147		E	(備 地)
療養	華	死亡年月日    年	E E E	
đπ	11111111		E	

指示した医療機関の名称及び主治医の氏名

医療機関の名称 主 治 医 氏 名

上記の事項は事実と相違ないことを証明します。(この欄の記入は、訪問看護を行った訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。) 梹 型 秞 4 占 訪問看護事業者の 皿 #

(この欄の記入は、訪問看護を行った訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)

上記の事項は事実と相違ないことを証明します。

医療機関の名称 主治医の氏名 名称所在在 代表者氏名

訪問看護事業者の

Щ

代表者氏名

#### 怱 出 松

		休業補償請求書	器记事	吹	
		休業援護金申請書	回	1 数 第	□
也方公彩	地方公務員災害補償基金	)	(申請) 年月日 年	Э	В
		支部長 殿 請求(印	請求(申請)者の住所		
F	下記の休業補償(休業援護金)	を請求(申請)し	フリガナ		
₩		K p	A 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中		
	所属団体名		フリガナ		
関する被災職	所屬部局名		五 名 名	月日生(	緩
事項員に	職	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	勤 負傷又は発病の年月日 職員	年月	ш
63	サ :	日から		<ul><li>業した田</li></ul>	
日数等請求	年   全部休業した   一部休業した	年 月 全部休業した日に支払われた給与の額 一部休業した日に支払われた給与の額	(E)	** した 田 数	ш
∞ *	1及び2については、	下記のとおりであることを証明しま	to.		
長の所属		月 日	極		
証明 部局の		所属部局の	の人所 併 哲東の職・珉布		
4	全部休業した日についての計算	(平均給与額)     (全部体業した日に支払われた給与の額)       円 × 60	5払われた給与の額) 円 = 円	E	(請求日数) × 日 円 (A)
*		(平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額)	こ払われた給与の額)	(総務大臣が最高限度額として定める額)	(として定める額)
**	一部休業した田	I E	H = H (7		) E
舞	についての計算	(ア) 又は (イ) のうちいずれか低い額	j.		(請求日数)
笣		× E	$\langle \frac{60}{100} = \square$	Ε	⊞ (B) ⊞
	請求金額	(A) + (B)			田
ıs	全部休業した日	①休業補償を受ける場合 (平均給与額) 円 ×	$\langle \frac{20}{100} = \mathbb{H}$	E	(請求日数) × 日 円 (C)
*	についての計算	②休業補償を受けな (平均給与額) 		E	(請求日数)
継		H × 1000	E = E	II	(D)
諔		(平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額)	5払われた給与の額)	(総務大臣が最高限度額として定める額)	(として定める額)
證(	一部休業した日	I E	(4) 田 = 田	(4	£
Ħ	についての羋暉	(ウ) 又は (イ) のうちいずれか低い額 円 ×	$\frac{20}{100} = \Box$	E = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	(請求日数) × 田 田 (E)
	申請金額	(C) + (D) + (E)			
6 他	他法年金の受給関係		の被保険者であった。	。	はなかった。

| 6 他法年金の受給関 | [注意事項] 裏面参照。

# 松

様式第7号

温 出

休業補償請求書 休業援護金申請書

1 号紙

		X X X	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	認定番号 請求回数 第 回
地方公務 下記の します。	<u>力公務員災害補償基金</u> 下記の休業補償(休業援護金) ます。	金 支部長 殿 業援護金)を請求(申請)	(中 (中 (中 ) (本 ) (本 )	年月日111111111111111111111111111111111111
_	所属団体名		面 个 审 乜 【【【】【】【】【】【】】【】】【】】【】】【】】【】】【】】【】】】【】	
・ ※ ※ ※ 単 単	五名 17			□常 □令第1条職員
₩ FV	舟	月 日生( 歳)	負 傷 又 は 発病の年月日	年 月 日
2 計 次数 年	金一	年月日からのう年月に支払われた給一部休業した日に支払われた給	ち 与の額 与の額 円 )	部休業した日数 部休業した日数 日
* 記憶部 で で の 記 の 記 の 記	1及び2に	ついては、下記のとおり 年 月 日 日	であることを証明します。 所 所属部局の 長の職・B	。
4 7	全部休業した日についての計算	(平均給与額) (全部休業した $_{100}$ 円 $\times \frac{60}{100}$	日に支払われた給与の額) 円 = 円	(請求自数) 日
<b>≤ **</b> ±	器 :	(平均給与額) (一部休業した日円) 田田 田田 田田 田田 田田 田田	日に支払われた給与の額) 円 = 円(7)	(総務大田が最高限度額として定める額) 円(人)
無 行	たせたしいての計算	(7)又は(イ)のうちいずれか低い額	田 × 600 円 × 1000	(請求日数) 日 日 日 田 田(8)
	請求金額	(A) + (B)		田
ro.	将に	<ul><li>① 休業補償を受ける場合 (平均給与額)</li><li>四×20</li></ul>	E	(請求日数) 日
长 継 :	パロドンド	<ul><li>② 休業補償を受けない場 (平均給与額) (全部休業した日 円×100</li></ul>	易合 日に支払われた給与の額) 円= 円	(4) (祖 (4) (位) (世) (世) (世) (世) (世) (世) (世) (世) (世) (世
援業		(平均給与額) (一部休業した日	日に支払われた給与の額)	(総務大臣が最高限度額として定める額)
整 全	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<b>-</b> E	$\mathbb{H} = \mathbb{H}(t)$	( <del>/</del> ) H
Ħ	I B	(ウ)又は(イ)のうちいずれか低い額	$\mathbb{H} \times \frac{20}{100} = \mathbb{H}$	(請求日数) 日 日 日 日 日 日 (E)
:	申請金額	(C) + (D) + (E)		H
包受	新年金 高編条 の 高端を	□の被保険者で	であった。 □ 被保険者	者ではなかった。
* [ ]	調水日数のう きなかったと	む療養のため勤務するこ 認められる日数。	とがで 現在の状態	年 月 日
医師の	##	田田	目 □治ゆ □死亡 □	□中止 □転医 □継続中
祖郎	上記のとおり	であることを証明します。 年 月 日	4	
		EZT.	医療機関の名名 新	

# 设正後】

<u>۲</u>	鄉 施 名								
1	請求日数のうち療養のため勤務することが	養のため勤務す	トることが			現在の状態			
杋	できなかったと認められる日数	められる日数					争	H	Ш
塩	サ	H	日から	6 10 41					
6	サ	H	日まる	0	I	□治ゆ □死亡 □中止 □転医 □継続中		元医   継続中	_
3	上記のとおりであることを証明します。	ることを証明し	************************************						
温	**	年 月	ш		死	茶			
H				医療機関の 人	所不	在地			
					医阿斯	節の氏名			
8	公金受取口座を利用する	用する							
凇	(本請求(申請):	書に記載の個人	(番号を利用	して公金受取口座	との情報通	(本請求 (申請) 書に記載の個人番号を利用して公金受取口座との情報連携を行うことに同意する。	至する。)		
金布	任意の口座を指定する	42							
- BH :	金融機関名			本支店等名			口座種別 🛚 普通	普通 二 当座	严
工倒	口座番号			口座名義人」	氏名 (フリガナ)	ガナ)			
*	その他								

	ш		1		ı
金支部	A		ŗ		, A
罪	年	Ħ	₽	Ħ	+
	ш				
権者	A	i i	Ę	¥	×
争		7	E	E	E
任	年	 			1
	В	単			
属部局	Я	:第30条の制限			
所	#	拼	K	④	#=
		#	₽	競	
		*	₩	業援	
型	(HH)	ŧ	₹	*	⟨□
*	(到達した年	*	歩₹	14	額

「注意事項」

- 1 請求 (申請) 者は、\* 印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 個人番号は、行政手続における特定の個人を襲別するための番号の利用等に関する法律(平成55年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。ただし、2回目以後の請求において個人番号に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 3 「2 請求日数等」の欄は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「注」という。)第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年目治省令第27号)第26条の3に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 4 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「全部休業した日についての計算」の「(平均給与額)」には、「平均給与額算定費(2号紙)」の「2 平均給与額」の金額を、「一部休業した日についての計算」の「(平均給与額)」には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、平均給与額が法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を超えている場合であっても、当該最高限度額を適用しない金額を記入すること。
- 2 「4 存業基徴」及び「2 存業複響金」の産の「締務大田が最高限度節として浴める額(イ)」は、療業や開始してから1年6月や路過したいる場合に、治療2条第13項の規治により総務大田が売める最高限期を而入すること。
- 7 「\*7 医師の節男」の離は、入院中の場合のように、すでに泰養補償請求書等によって豢養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求め、記入する必要はないこと
- 8 「8 法金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はな
- 9 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、2回目以後の請求 において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 10 年月日の記載には元号を用いる。

# 【设吊牌】

						$\overline{}$	1			1
川川	E	Е	Ε	田	ш	Ш			Ш	
吸口有[					Я	A		支 部	H	
の制限[					年	年		金	卅	
30条								圉		
決										
継き	Œ	継	獲金	the.	知	松			ш	
长 #	₽	*	援護	⊲□				平	田	
*	決定	金額			//////////////////////////////////////	* 文		命 権	并	
世	6.1			11				任有	4	
₩	座預金			H	×					
銀行	三三四			17/ 14/	五1.				ш	
VEA.				*	TA.					
	④							部局	H	
2 全	通預	中	神	光	死			属	#	
機器	₩□	座番	金名義	取	#機関			所		
後醫			預金	ijΧ	金融					
	汉み			④	切手	の他		m1'	(H	
	振込			淞	1	4		団	到達した年月日	
o 澂	色	쌲	础	8	擊	⟨□		ЦХ	つ 郷 薫 )	
								*		3

[注意事項]

- 1 請求(申請)者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を 記入すること。
- 2 個人番号は、行政手続における特定の個人を職別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。ただし、第2回以後の請求において個人番号に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 3 「2 請求日数等」の欄には、地方公務員災害補償法(以下「法」という。)第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則第26条の3に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 4 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「全部休業した日についての 計算」の項の「(平均給与額)」には、「平均給与額算定書(2号紙)」の 「2 平均給与額」の金額を、「一部休業した日についての計算」の項の 「(平均給与額)」には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、 平均給与額が法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を超えている場合でなっても、当該最高限度額を適用しない額を記入すること。
  - 5 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「総務大臣が定める額(4)」 の項には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、法第2条第13 項の規定により総務大臣が定める最高限度額を記入すること。
- 7 「\*7 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求め、記入する必要はないこと。
  - 8 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての 算定内訳を記入すること。ただし、第2回以後の請求において平均給与額に変 更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 年月日の記載には元号を用いる。

# 改正後】

平均給与額算定書

2 号紙 銭 (>) 銭 (>) 銭 (チ) 11 銭 (ホ) 銭(ト) (J) 銭 (口) (災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地」 (手当の支給日に支給された寒冷地手当の額 퐳 鍛 纖 繳 鍛 쵏 備考  $\mathbb{E}$  $\mathbb{E}$ E 田 E  $\mathbb{E}$  $\mathbb{E}$  $\mathbb{E}$  $\mathbb{E}$  $\mathbb{E}$  $\mathbb{E}$  $\mathbb{E}$ 抽  $\times 5 \div 365 =$  $\parallel$ Ш П  $\parallel$ П 月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額) 減額された 給与の額 纖 纖 3  $\widehat{\mathbb{C}}$  $(\Box)$ 100 11 100 日から日本の E EE E E  $\mathbb{E}$  $\mathbb{E}$ + + + +粼 (総日数) 償の種 (控除日数) (H 5 3 ₩ ₩  $\widehat{\mathcal{F}}$ (勤務した日数) (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 日から日まら 舞 ш EEE EEE E E E (その他の給与の総額) EE 纖 + [控除日の属する] [その月の] [月の給与の月額] [総 日 数] 田 (C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算) 日,時間又は出来高払制によって定められた 総与の総額 (控除日に支払われたものを除く) (給与総額) Ш E (11) (C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算) ·ŀ  $\cdot | \cdot$ ##  $\mathbb{E}$ 田  $\mathbb{E}$ 皿 日から日来ら ш 田田 田田 E E E 田 法第2条第4項ただし書による金額 日、時間又は出来高払制によって (定められた給与の総額 ш (総日数) (総日教) 法第2条第4項本文による金額 (総日教) (その他の給与の総額) # ## (集冷地手当の額) × 5 (寒冷地手当の額) × 5 (寒冷地手当の額) 1 勤 手 当 時間外勤務手当 総 期務した日数 羧  $\mathbb{E}$ 噩 宿日直手 被災職員の氏名 及び生年月日 ※ ※ ※ ・ 居手 形 田 (給与総額) 華 中 怨 (B)

# 【改币

平均給与額算定

#1

2号紙

数次職員の氏名 及7% 年 年 日 日	Щ П	4	補償の種類			
0 当 アプロー アカン アイン アイン アイン アイン アイン アイン アイン アイン アイン アイ		1				
		1	/7 HH C 0	1		
災害発生の耳の馬する月の削月の米日から起昇して過去3月間の結中(通野手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に	引の則月の末日から起昇して過去さ 地方公務員災害補償法施行規則第	て過去 7規則第	3.月間の終 第3条第5.1	こ規定す	る各月ごとの名	の合計額)
月日か	年月	E My S	E I	日から	the	無
# H H H H H H H H H H H H H H H H H H H	世 世 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	۳ ا ا	4 月 日	p o		
2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 11	1 0			п	
祭口に数		1 0		1 1111		
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	E	H		E	H	
*************************************	E	E		E	田田	
出 英 中 当	E	E		E	E	
居手当	E	E		E	E	
加州	E	E		E	E	
間外勤務手当	-	田		E	E	
淵	E	E		E	田	
1	E	E		E	田	
	E	Ħ		Ħ	E	
Н	E	田		E	田	
###	E	E		E	E	
(A) 法第2条第4項本文による金額			寒冷地手当 (災害発	生の耳の属文	る月の前月	多米田以田以
(給与総額) (総日数)			   大   大   大   大   大   大	町における県立の季倍地手当の支給せに 支給された寒冷地手当の額	信を制造の鑑りる	と対対でい
E	田銭	S		田×5÷365	.11	円 銭 (ロ)
	= (a) + (b)		E	銭		
(B) 法第2条第4項ただし書による金額 (日、時間又は出来高払制によ) (って定められた給与の総額) (i	2額 (勤務した日数)	数()				
	+ E		 09 0 ×	II	E	銭 (^)
(その他の給与の総類)	(総日教)	数)		I	В	能 (-)
	T (4) T (4)	(-)	ı	∄	1	
を回) 暴く ベエ (明っ 様 外の 様大 ろ)		.		£	效	
次形 2 米 男 B ・曳 に (薬冷地手当の額) ×5	<ul><li>(3年4日本人町の給与の月額)</li><li>(2年4日本人町の給与の月額)</li><li>(3年4日本人町の場合)</li><li>(3年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本人町の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)</li><li>(4年4日本内内の場合)<!--</td--><td>T 昇/ (その月の総日数) -</td><td>_</td><td>(控除日数)(減額された給与の額)</td><td>した給与の額)</td><td>(+) 48 (+)</td></li></ul>	T 昇/ (その月の総日数) -	_	(控除日数)(減額された給与の額)	した給与の額)	(+) 48 (+)
365	- 時間从勘数千	茶			В	
20 4 7 1 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(4) + (4)	)  - 	H E	能(下)	-	- i
(寒冷地手当の額) (総日数)	小談	3				
× - × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	+	1	田銭		1	4
(総日数)	— □	(控除日数)	数) 田田	II	I	類
(C') 法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書計算) 日、時間又は出来高払制によって定められた (結与の総額(控除日に支払われたものを除く) (控除日を除く)	条第4項ただし これた を除く) (特	・書計算 り務した 一路日を	章) 日本教 (家々)			
,	·l· E		×	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	E	銭 (チ)
(寒冷地手当の額) (総日数) 	(その他の給与の総額) + -	手の総額	( <del>\$</del> )	錢		
		1			田	銭 (川)
(総日教)	田 田	(控除日数)	ш (£			
	( <del>f</del> )	+ (J)		H	銭	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

[注意事項] 別紙参照。

# 改正後】

1 日	①災害発生の おける基本									1			
1975年至19 (1 年 月 日)   10   10   10   10   10   10   10   1	①災害発生の おける基本						II			E	鉄		
## 新		- 日 ( - 的給与の月		月		②補償 おけ?	事由発生1 5基本的約	a ( 含与の月額	卅	田		2) (표	
株				滎	中祭			職	給料表	燊		中然	
# 歳 事 当 当 日 日	黎		菜		E	架		±-	<del></del>			E	
# 歳 手 当		#	汌		E	共	嶽		<b>≟</b> III			田	
		#	紃		E	鮤	掻		<b>≟</b> ∏			E	
(文部発生の日を補償事件発生日とみなして (F) の例により計算した額 (本が約454の月報の) 日 ÷ 30 = 日 日 終 (文部発生の日を補償事件発生日とみなして (F) の例により計算した額 (本が約450別報の) 日 ÷ 30 = 日 日 終 (ストカルルカカ 1 日 ÷ 30 = 日 日 終 (ストカルルカカ 1 日 ÷ 30 = 日 日 終 (ストカルルカカ 1 日 ÷ 30 = 日 日 終 (本が約450別報の) 日 ÷ 30 = 日 日 終 (本が約450別報の) 日 ÷ 30 = 日 日 終 (ストカルルカカ 1 日 ÷ 30 = 日 日 終 (本が約450別報の) 日 ÷ 30 = 日 日 終 (本が約450別年間では、1 0 回により計算した額 (本が約450別年間では、1 0 回により計算した額 (本が約450別年間のは、1 0 回により計算した額 (本が約450別年間のは、1 0 回により計算した額 (本が約450別年間のは、1 0 回により計算した額 (本が約450別年間のは、1 0 回によりまり (本) による金額 日 ( ) による金額 日 ( ) による金額 日 ( ) による金額 日 日 ( ) による金額	地き動き	第 事 題 務			E		動務相	当務以手	<del>116</del> ≥m			E	
(5) 規則第3条第3項による金額 (基本的給4の月額②) (国本的給4の月額②) (日 (1) 機職後に構産を行うべき事目が生じた場合の金額 (国本的給4の月額②) (日 (1) (日 (1) 以外の金額 (日 (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		this.			E		ithia					田	
(またが治りの) (E) の) (E)		条第2項に 基本的給与の	こよる金額 の月額①)		1								
F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給キの月額②)					30		II			田	銭		
(7) 及び (A) (B) (C) (C) (D) (E) の今により計算した額 (基本的給 4項による企動 (3) 及び (A) (B) (C) (C) (D) (E) のうち最も高いを籍 (4) (2) 及び (A) (B) (C) (C) (D) (E) のうち最も高いを籍 (4) (2) 及び (A) (B) (C) (C) (D) (E) のうち最も高いを語 (基本的給 4の月間②) (基本的給 4の月間②) (基本的給 4の月間②) (基本的給 4の月間②) (基本的給 4の月間②) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	F) 規則第3	条第3項に 基本的給与6	こよる金額 の月額②)										
(x) 及び (A) (B) (C) (C') (D) (E) のうち長も高い金額					30		II			E	銭		
投資発生の日を補償率目をみなして (F) の例により計算した額	G) 規則第3	条第4項に	こよる金額										
(ス) 及び (A) (B) (C) (C) (D) (E) のうち飛も高い全額	災害発生の	日を補償事 (基本的)	§由発生日とみなし 給与の月額⊕)	ス (F) の	例により計争	草した額							
(4.7) 及び (A) (B) (C) (C') (D) (E) のうち最も高い金額					.l.	30	II			E	鍛		
(1) 職職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額			(B) (C)		(E) のうち (S雑士田	最も高い	金額			E	獭		
(1) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額						į				E	-		
(1) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生目が災害発生の日の属する年度以降に属する場合の   (2) 及び (A) (B) (C) (C') (D) (E) のうち最も高い金額	機器(ロ)	2017 抽機え	- 1000000000000000000000000000000000000	ドキ担合の	A. 数百					-	1		
(1) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償等用発生目が災害発生の日の属する年度以降に属する場合の気 (基本的給与の月額位)	5	:及に補償を :由発生日を (基本的)	511 ノベミ 争田が14 2採用の日とみなし 給与の月額②)	した響品の て (E) の	並復例により計算	算した額							
(1) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生目が災害発生の目の属する年度の選々年度以降に属する場合の (塩本的倍与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭 (牙育を生の日を補償事由発生目とみなして(F)の例により計算した額 (場で 大田)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭 (1)(H)(1)以外の金額 円 銭 × (総務大臣が定める率) 円 銭 (1)(H)(1)以外の金額 円 銭 × (総務大臣が定める率) 円 銭 (2) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 日 段 × 日 日 銭 (おり)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 日 日 銭 (おり)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 日 日 銭 (総務大臣が定める率) 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日					.1.	30	II			E	類		
(7) 及び (A) (B) (C) (C) (D) (E) のうち最も高い金額   円 鉄		後に補償を 生の日を補 (基	行うべき事由が生し 精償事由発生日とみ 本的給与の月額①)	、かつ、# なして (F	#償事由発生 ) の例により	日が災害3 9計算した	音生の日の	)属する年息	ぎの翌々年	度以降に	馬する場	合の金巻	
(7) 及び (A) (B) (C) (C <sup>†</sup> ) (D) (E) のうち最も高い金額	im/ , '			E		30		II			E		
(1) (H) (I) 以外の金額	(4)		(B) (C)	(D)	8	最も高い 8大臣が定	金額 める率)				E		
(1)(H)(I)以外の金額         L)法第2条第1項以付第13項による金額         法第2条第1項以付第13項による金額         正第2条第1項文付第13項の基準目における年齢         平均給与額の第定内限は上記のとおりであることを証明します。         平均給与額の第定内限は上記のとおりであることを証明します。         年月月         所属船局の	mr.							II			E	銭	
(X) 規則第3条第7項による金額         上) 法第2条第1項又は第3項による金額         東路限度額         平均給与額の第定内限は上記のとおりであることを証明します。         年月       日         所属船局の       所属船局の       所       株       地			人外の金額								E	簇	
L) 法第2条第11項又は第13項による金額       注第2条第11項又は第13項の基準日における年齢         最高限度額       円         平均給与額       円         平均給与額の算定内駅は上記のとおりであることを証明します。       円         年       月         所属部局の       所	K) 規則第3	条第7項に	こよる金額								E		
注第2条第11項又は第13項の基準目における年齢       最高限度額     再低限度額       平均給与額の算定内限は上記のとおりであることを証明します。       年     月       所属部局の     所属部局の		第11項又に	t第13項による金額										
The process	法第2条	第11項又に	t第13項の基準日に	おける年齢	C PH photos		THE CAN PARTY	71-7		h }	級は	H (	
<td color="1" color<="" rowspan="2" td=""><td></td><td><b>页</b> 向 恢 发 領</td><td>£</td><td>取1</td><td>50恢复第</td><td></td><td>a Allo I 中C</td><td>2.正弦所則</td><td>乗っ来の#</td><td>発展による</td><td>有</td><td>国の国</td></td>	<td></td> <td><b>页</b> 向 恢 发 領</td> <td>£</td> <td>取1</td> <td>50恢复第</td> <td></td> <td>a Allo I 中C</td> <td>2.正弦所則</td> <td>乗っ来の#</td> <td>発展による</td> <td>有</td> <td>国の国</td>		<b>页</b> 向 恢 发 領	£	取1	50恢复第		a Allo I 中C	2.正弦所則	乗っ来の#	発展による	有	国の国
平均給与額の算定内駅は上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属部局の   所属部局の   所属部局の   所属部						E		ñ	5金額				
月 日 日 系属部局の 〈 所 在		(の算定内部	以上記のとおりで	あることを	証明します。								
人 所	サ		ш										
			州	属部局の									

# 【改正門】

		ı				E	4	
		· · E		II	_	T	Ž,	
Ö`'	<ul><li>①災害発生の日(</li><li>・シン・フェールがたり</li></ul>		Ē	ñ	②補償事由発生日(シャン・サール・カー	) { 1 6	年用	Î
, 1	おける基本的給中の月額職がお表	月額 料表 級		岩谷	における基本	月表	額級	号給
A16	1			E	;	菜:		田田
	铁铁铁铁车车			T H	大 郑 寒 斌	III AII		EE
	地勤務手当			E	地勤務	XX ZX		E
`	いる地域が十二計			田	十分に対象のでは、	П		E
(E)	) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)	による金額 与の月額①)	H	 		H	够	
(F)	<ul><li>規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②</li></ul>	による金額 与の月額(2))					<b>5</b>	
(3)	無田舞	アトス合類	E	÷30=		田	銭	
	'	貨事由発生日	とみなし	て(F)の例に	小により計算した	額		
	審)	本的給与の人	類(二)	H÷30=		E	銭(ス)	
	(ス)及び(ム)(B)(C)(C)(D)(E)のうち最も高い金額	(C') (D) (E) 0	)うち最も高	引い金額		E	銭(小)	
	H (3)	(終 本	総務大臣が定める	ぼめる率)		В	条	1
	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(B)の例により計算	を行うべき事 を採用の日と	f由が生じた みなして(	2場合の E)の例以	金額 こより計算した額		Ž	
型型		給与の月額は	66 E	H÷30=		E	鏡	
則策の	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、 度の翌々年度以降に属する場合の金額	を行うべき事 降に属する場	f由が生じ、 場合の金額	かり、	補償事由発生日ス	が災害発生の	日の属する	并
条策 G	災害発生の日	1を補償事由発生日と。 (基本的絵与の日額○)	E日とみなし  類○)	ノて (F) 0	みなして(F)の例により計算した額 )	た額	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
压.				H÷30=		田	銭(7)	
7464	(ヺ)及び(A) (B)	(C) (C, ) (D) (E) O	うち最	も高い金額	額	E	銭(7)	
出額	(7)	(総務大 銭×	(総務大臣が定める率) §×	(A)		E	錢	
	(J)(H)(I)以外の金額					E	錢	
(K)	) 規則第3条第7項によ	による金額				E H	5	
(T)	) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢	は第13項によ は第13項の基	こる金額 5準日におけ	ける年齢			艦	
! !	最高限度額	E	最低的	最低限度額	E	昭和61年6 規定によ、 口有	昭和61年改正法附則第5条の 規定による経過措置の適用 口有	第5条の の適用 無
2	平均給与額				E	기 (	よる金額	
*	平均給与額の算定内訳は上記の 年 月 日	内訳は上記の 月 日	しとおりであ	1) 7)	を証明します。			
			厕	在地				
		所属部局の	$\overline{}$	奉				
			長の事	長の職・氏名				

### 出 趵

[注意事項 (2号紙)]

- 1 請求 (申請) 者は、\* 印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 「1 平均給与額算定内訳」の「勤務した日数」には、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入すること。
- 3 「1 平均給与額算定内訳」の「控除日数」には、1日の全部又は一部について、次に掲げる事由により勤務することができな かった日数を記入し、併せて当該事由を「備考」に記入すること。
- 傷病の療養のため勤務することができなかった場合
- 出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)から出産後8週間以内において勤務しなかった場合
- 育児休業の承認を受けて勤務しなかった場合 (3)

(2)

- 介護のため承認を受けて勤務しなかった場合 (4)
- 地方公共団体(職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあっては、当該地方独立行政法 人)の責に帰すべき事由によって勤務することができなかった場合 (2)
- 職員団体の業務に専ら従事するために勤務しなかった場合 (9)
- 親族の傷病の看護のため勤務することのできなかった場合 (7)
- 体暇に関する条例等により、組合体暇を与えられて勤務しなかった場合 (8)
- 4 「1 平均給与額算定内訳」の「給与」のうち「時間外勤務手当」、「宿日直手当」等翌月払いの手当については、その月の支払 済額ではなく、実際に勤務した月に直して記入すること。
- 5 (A)欄の「寒冷地手当」は、災害発生の日に支給地域に在勤し、かつ、災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去 1年間に支給を受けたときに限り記入すること。
- 6 ①欄及び②欄の「地域手当」には、給料及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額のみを記入し、管理職手当の月額に対する地 城手当の月額は含まないこと。
- 7. 地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する給与が日額で定められている職員に係る①欄及び②欄の 「給料」には、給与日額に次に掲げる区分に応じ、次に掲げる数を乗じて得た額を記入すること。
- (1) 土曜日を休日としている地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)

21

- (2) 第2土曜日及び第4土曜日を休日としている地方公共団体等 23
- (3) (1) 及び(2) 以外の地方公共団体等 25
- 8 (G)欄及び(I)欄の「(総務大臣が定める率)」は、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)第3条第4 項の規定に基づき総務大臣が定める災害発生の日の属する期間の区分に応じた率であること。なお、(G)欄及び(I)欄の「基本 的給与の月額①」は、災害発生の日が昭和60年4月1日前にあるときは、同日における基本的給与の月額となること。
- 9 (K)欄は、年金たる補償以外の補償を請求する場合に記入すること。
- (L)欄は、年金たる補償及び休業補償(療養を開始して1年6月を経過している場合に限る。)を請求する場合に記入すること。
- **遺職員にあっては、「1 平均給与額算定内訳 (災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与)」には、派** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号)第3条に規定する派 造等の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与を、(A)欄には外国の地方公共団体の機関等に派遣され る一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令(昭和62年自治省令第31号。以下 「省令」という。)第1条第1項の規定による金額を、(J)欄には省令第1条第3項による金額のうち最も高い金額を、(K)欄 には省令第2条の規定による金額を、(L)欄には省令第4条又は第5条の規定による金額を記入し、省今第1条第3項の規定によ る計算の内訳を別紙として添付すること。
- 12 平均給与額の計算過程においては、端数処理は行わないこと。

### 温 出 改

# 平均給与額算定書

[注意事項 (2号紙)]

- 1.請求(申請)者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 「勤務した日数」には、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入すること。
- 3 「控除日数」には、1日の全部又は一部について、次に掲げる事由により勤務することができなかった日 数を記入し、併せて当該事由を「備考」欄に記入すること。
- (1) 傷病の療養のため勤務することができなかった場合
- (2) 出産予定日の6週間前 (多胎妊娠の場合にあっては、14週間) から出産後8週間以内において勤務しな かった場合
- (3) 育児休業の承認を受けて勤務しなかった場合
- (4) 介護のため承認を受けて勤務しなかった場合
- (5) 地方公共団体 (職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあっては、 当該地方独立行政法人)の責に帰すべき事由によって勤務することができなかった場合
- (6) 職員団体の業務に専ら従事するために勤務しなかった場合
- (7) 親族の傷病の看護のため勤務することのできなかった場合
- (8) 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった場合
- [給与] の欄中「時間外勤務手当」、「宿日直手当」等翌月払いの手当については、その月の支払済額で はなく、実際に勤務した月に直して記入すること。
- 5 (A)欄の「寒冷地手当」には、災害発生の日に支給地域に在勤し、かつ、災害発生の日の属する月の前月の 末日から起算して過去1年間に支給を受けたときに限り記入すること。
  - 6 ①欄及び②欄の「地域手当」には、給料及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額のみを記入し、管理 職手当の月額に対する地域手当の額は含まないこと。
- 7 給与が日額で定められている令第1条職員の場合の①欄及び②欄の「給料」には、給与日額に次に掲げる 区分に応じ、次に掲げる数を乗じて得た額を記入すること。
- (1) 土曜日を休日としている地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)
  - 23 (2) 第2土曜日及び第4土曜日を休日としている地方公共団体等
- 8 (G)欄及び(I)欄の「 (総務大臣が定める率)」は、規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める 災 害発生の日の属する期間の区分に応じた率であること。 (3) (1) 及び(2)以外の地方公共団体等 25
  - なお、(G)欄及び(J)欄の「基本的給与の月額①」は、災害発生の日が昭和60年4月1日前にあるときは、 同日における基本的給与の月額となること。
- 9 (K)欄は、年金たる補償以外の補償を請求する場合に記入すること。
- 10 (1)欄は、年金たる補償及び休業補償(漿養を開始して1年6月を経過している場合に限る。)を請求する 場合に記入すること。
- 11 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第3条に規定する派 遺職員にあっては、「災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与」欄には、派遣 等の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与を、(4)欄には外国の地方公共団体の 機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定 める省令(以下「省令」という。)第1条第1項の規定による金額を、(1)欄には省令第1条第3項による金 額のうち最も高い金額を、(K)欄には省令第2条の規定による金額を、(L)欄には省令第4条又は第5条の規 定による金額を記入し、省令第1条第3項の規定による計算の内訳を別紙として添付すること。
- 12 平均給与額の計算過程においては、端数処理は行わないこと。

後 出 农

榛式第8号

(戦 ш E E ш ш ш ш ш ш ш □ 被保険者ではなかった。 П □ 中止 □ 転医 □ 継続中 (療養年月日) (療養年月日) (療養年月日) Щ Щ Щ Щ 皿 Щ 田併 紙 # # # # # # щ # 諾 水 回 教 認定番号 □ 死亡 # の被保険者であった。 負傷又は発病の年月日 現在の状態 少。 됬 F F  $\mathbb{E}$ F F E 出 の 田 フリガナ 妆 年 職 請求 (申請) 者の住所 請求 (申請) 年月日 ш 畑 ıβ H 闲 允 占 岷 如 占 缃 垂 令第1条職員 下記のとおりであることを証明します 所属部局の 医療機関の 休業補償請求書 休業援護金申請書 出 療養に要した時間) (療養に要した時間) (療養に要した時間) (療養に要した時間) (療養に要した時間) 画 (療養に要した時間 055 無 7.75 下記の休業補償(休業援護金)を請求(申請)し H My G E E 巖 請求日数のうち療養のため勤務することが 支部長 上記のとおりであることを証明します。 ш 001 100 100 20 20 できなかったと認められる日数 09 20 皿 E E E 額 盤 他法年金の受給関係 地方公務員災害補償基金 1及び2につい 平均給与額) (平均給与額) # 倒 # 色 名 所属団体名 所属部局名 \* 細 熊 請求日数等 (解職者用) 関する事項被災職員に 長の証明所属部局の 継 舞 氮 2 \* 継 諁 土 闲 塩 8 温 长

[注意事項] 裏面参照

温 出 农

様式第8号

(離職者用)

1号紙

□常 □令第1条職員 Ш  $\mathbb{H}$ 田 年 月 日 □治ゆ □死亡 □中止 □転医 □継続中  $\widehat{\exists}$  $\widehat{\mathbb{H}}$  $\widehat{\mathbb{H}}$  $\widehat{\mathbb{H}}$  $\widehat{\Box}$  $\widehat{\Box}$ ш (療養年月日) (療養年月日) (療養年月日) (療養年月日) (療養年月日) (療養年月日) 皿 皿 皿 皿 皿 田 被保険者ではなかった。 # # # # # 認定番号 請求回数 日までのう 「 在 を 本 を の 職・ 氏名 E E E E 上記のとおりであることを証明します。 月 E E 請求(申請)年月日 本の 現在の状態 負 傷 又 は 発病の年月日 人番号 占 皿 請求(申請) 住 所属部局の✓ 4 所属部局名 休業補償請求書 休業援護金申請書 (療養に要した時間) (療養に要した時間) (療養に要した時間) (療養に要した時間) (療養に要した時間) (療養に要した時間) の被保険者であった。 # 請求日数のうち療養のため勤務することができなかった上認められる日数 きなかった上認められる日数 年 月 日からのうち 日 画 出 職 1方公務員災害補償基金 下記の休業補償(休業援護金)を請求(申請) 上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 (艦 EM B 日  $\frac{60}{100}$ 200  $\frac{20}{100}$ 1及び2については、年 × × × Щ # 地方公務員災害補償基金 田 E E E E E (平均給与額) (平均給与額) (平均給与額) (平均給与額) (平均給与額) (平均給与額 ₩ 額 額 所属団体名 倒 金 傷病名 他法年金の === \* 开名 受給関係 無 微関事 长掛 \* 継 舞 #貅 摄 撇 医師の証明

#### 後 出 趵

00	] 公金受取口座を利用する					
泄	(本請求 (申請) 書に記載の個人番号を利用し	)書に記載の個人番号を利用して公金受取口座との情報連携を行うことに同意す	第十名。	_		
金布	] 任意の口座を指定する					
問	金融機関名	本支店等名	座種別		最通	型派
日逝	1	口座名義人 氏名 (フリガナ)				
排	] その他					

Q																	
領権	] (£)	管の口座	整を指	任意の口座を指定する													
= 5H	倒	金融機関名	柘				本	本支店等名					口座種別	⊕□	用用	型票	
口倒	П	图	卟				型	口座名義人		氏名 (フリガナ)	_						
辦	14	その他															
																	1
*	型			所属	部局				任命	命 権 者			置	④	支部		
(到達した年月日)	(#. J. B. B.)		~	年	A	ш	L	年	111	A		ш	年		A		ш
*	1	**	#	张维3(	法第30条の制限	丰		兼		jej -	u.y		Ħ		п		
歩₺	É	*							田		Ř		+		Ę	-	7
五金;	失	業援	童	毎					田	+	/4		#		п		
靈	¢Π		ma	+=					E		Ą		+		ς	-	7

- この請求(申請)書は、離職した後に休業補償(休業援護金)を請求(申請)する場合に使用すること。
- 請求(申請)者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規 定する個人番号を記入すること。ただし、2回目以後の請求において個人番号に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 「2.請求日数等」の欄は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則 (昭和42年自治省令第27号) 第26条の3に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること
- 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「(療養に要した時間)」には、療養に要した時間数(1時間未満の端数がある 場合には、切り捨てた時間数)を記入すること。ただし、当該時間数が7.75時間を超える場合には、7.75時間とすること。
- 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄が不足する場合には、別紙を付して記入すること
- であった。」を選択するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の 種類、年額及び支給開始年月等を記載した書類を添付すること。ただし、基金が情報提供ネットワークシステムを利用することによ りその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。また、この請求書に係る補償の支給決定後に令附則第3条の2第1項の表 「6.他法年金の受給關係」の欄は、請求する休業補償と同一の事由により地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政今第274号。 以下「令」という。) 附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、 の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書面で報告すること。
- 8 「\*7 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、すでに療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに 認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はないこと。
- 9 「8 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要は ないこと。
- 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、2回目以後の請 求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- この請求(申請)書には、「療養に要した時間」に関する明細を添付すること。
- 年月日の記載には元号を用いる。

### ء Н 改

п	基金文部		左 一	<b>但</b> 并	田		所屬部		受理 調達した年月日)
Ш	年 月	松	±×	*					その他
Ш	年 月	知	更	*	×	1000	8	金融機関	小切手 金融機関
田		1111111	⟨□		#	以即	光	原母	
Ε		倒	援護				神	預金名義	牃
Е		業	類休	金額			台	口座番	座番
Н		TH.	定		1座預金	<b>□</b>	通預金		振込み □普
7	おり直接口を	Ħ	<b>‡</b> ‡	*	Ŕ	景	死	金融機関	融機関
#	衛の名の単四口右	1. 40000	‡		+	小田	北	版心	Ŋ

注意事項]

を請求 1 この請求(申請)書は、離職した後に休業補償(休業援護金) 請)する場合に使用すること

ш

#

ш

Щ #

Ш

щ

#

- 2 請求(申請)者は、\*\*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ 印を記入すること。
- 3 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成55年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を記 入すること。ただし、第2回以後の請求において個人番号に変更のない場合
- には、記入する必要はないこと。 「2 請求日数等」の欄には、地方公務員災害補償法第28条ただし書及び 地方公務員災害補償法施行規則第26条の3に該当する日がある場合は、 日を控除した日数を記入すること。
  - 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「(療養に要した時 切り捨てた時間数)を記入すること。ただし、当該時間数が7.75時間を超える場合には、7.75時間とすること。「4.休業補償」及び「5.休業接護金」の欄が不足する場合には、別紙 間)」の項には、療養に要した時間数(1時間未満の端数がある場合には、 2
    - を付して記入すること。 9
- ただし、基金が情報提供ネットワークシステムを利用する ことによりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。また、この請求書に係る補償の支給決定後に合附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げ 7 「6 他法年金の受給関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由に る年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告 類を添付すること。 すること。
  - 「\*7 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に漿養補償請 求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、 この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はないこと。
- ての算定内訳を記入すること。ただし、第2回以後の請求において平均給与 額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。 「平均給与額算定書 (2号紙)」には、この請求に係る平均給与額につい
  - 10 この請求(申請)書には、「療養に要した時間」に関する明細を添付する
- 年月日の記載には元号を用いる。

#### 籢 出 松

様式第9号

障害補償年金請求書 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書

	障害	障害特別給付金申請書	#1		認定番号			
地方	地方公務員災害補償基金		請求 (申請)	年月日	年		月	Н
		文部長 殿	請求 (申請) 者の住所	者の住所				
	下記の障害補償年金  障害権	障害特別接護金を請求(申院中には非常には、	フリガナ	† **				
1		中古村別給17 金]			-	ŀ	Ė	ŀ
岩田	請)します。		神 / 神	中				
	1 所属団体名			フリガナ 氏 名				
関する	関数 す 災 所属部局名 る職		•	負傷又は発病の年月	年の年月日	田	日生 (	(経
軍車	[[元 職 名	能				井	Ħ	ш
	,		令第1条職員	治ゆ年月日		年	月	Н
2	障害の部位及びその程	[度						
က	既存障害とその程	废						
4	集	級第級	無	台				
		(平均給与額	類)	(日数)	炎)			
D	障害補償年金請求金	類	E	×	II			E
9	他法年金の受給関			の被保険者	の被保険者であった。	一被	被保険者ではなかった。	なかった。
t		障害特別支給金		E	傷病特別支給金の受給の有無	給金の受給	舎の有無	
~	障害特別接護金 甲請金銀寺	障害特別援護金		E		一		兼
		(平均給与額)	()	(日教)				
(	年 別 然 存	(A)	E	×	× 20 =			E
xo	請金額の計	漸		(日教)				
		(B) 1,5	1,500,000 用	× 365	II			E
6	障害特別給付金申請金額	. 额						E
10	□ 公金受取口座を利用する	8						
溎	(本請求 (申請)	書に記載の個人番号を利用して公金受取口座との情報連携を行う	公金受取口座	との情報連携を	IJ	とに同意する。)		
金老	□ 任意の口座を指定する							
₽ 5H :	金融機関名	**	本支店等名		П	口座種別	年	
型型	口座番号		座名義人 氏	氏名 (フリガナ)				
排	□ その他					i		

皿 無 # # 滚 Ħ 年 金支給開始年,特別給付金支給開始年, 梅 ₩ 8 橅 特別支給金 特別援護金 爿 θū 倒 \* **豐** \* \* \* E EE E = 法第30条の制限 #

岩

倒 幽 Щ

舞

任命

E

郶

厩 占 #

受理

#

ш

裏面参照。 (注意事項]

浬

特別 法 給 条 物 的 撥 纖 卷 特別 給 符 格 的 給 付 卷

年金決定年額

皿

#### 瘟 出 农

# 様式第9号

1号紙

障害補償年金請求書 障害特別支給金申請書 障害特別接護金申請書 障害特別給付金申請書

1 号紙

			-		番号			
4	十八岁四《生	4		)	請求(申請)年月日	サ	H	ш
린	四万公然月次吉価債金下記の隨害補循年金	HEE THE	大門大 殿 [書特別支給金] [書特別落繼令]	計本	請求(申請)者の 件			
将	「 記グ 俸音 価値を請求 (申請) し	<u>.</u>	25% 25% 40% 10%	H H	o がな 名			
				個人	争			
1被	所属団体名			所属部,	5周名			
災職員	氏名			無	死		細□	幺
に 図	型	年 月 日生	( 験)				□令第1条	条職員
する事項	負傷又に発病の年月日	4 年	ЭВ	治ゆ年	月 日	サ	Ħ	Ш
2	障害の部位及	及びその程度						
က	存障害と	歩く						
4	重	等級	無	( and		中		
2	障害補償年	年金請求金額	(平均給与)	(数) (型 ()	Ш)	数)		H
9	他法年金の受給関係	<b>安給関係</b>		(多)	保険者であっ	□被保険者	<b>当ではなかっ</b>	4
7	爾害特別支給3摩害特別接籌4	6金申請金額等 <b>6</b> 金申請金額等	障害特別支障害特別接	海路鄉鄉	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	5年別支給金を約00年無	和	□□
0	障害特別給付金申	计金申請金額の	(平均給与額) (A)	額) 田×	(日教)	$\frac{20}{100} =$		田
0	斯		(B) 1, 500,	500,000円	(日数) ×365			E
6	障害特別給付金申請	付金申請金額						田
10		振込先金融機工品を	銀行	支店	* 年金決	法律30条0	の制限 口有	単
送金		照 細口	口当座預	倒	定年額			E
月梅日	振込み	四座番号			* 特別支給金決定金 決定金額			田
M 6 5		1			* 特別援護金 決定金額			田
多合		預金名義者			* 特別給付金 決定金額			田
	送金小切手	受取先金融機 関名	銀行	支店	ূ ※	知	年 月	ш
	その他				* 年金証書	の番号	無	中
7	降生体红	<i>***</i>	11%	п	金女付金	給開始年月	年	Я
<del>-</del>	þ 10	K	¥¥	Þ	* 特別支給金 の 特別援護金	) 支払	年 月	В
-%-	Ė	所属部	围		任命權者	童	金支部	
()	受理(到達した年月日)	年	月 日		年 月	Н	年 月	ш

[注意事項] 裏面参照。

ш

#### 後 出 改

- 1 請求(申請)者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 2 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規 定する個人番号を記入すること
- 3 「3 既存障害とその程度」の欄は、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補 償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 4 「6 他法年金の受給関係」の欄は、請求する障害補償年金と同一の事由により地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第 険者であった。」を選択するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年 金の種類、年額及び支給開始年月等を記載した書類を添付すること。ただし、基金が情報提供ネットワークシステムを利用すること によりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。また、この請求書に係る年金の支給決定後に合附則第3条第1項の表 274号。以下「令」という。)附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、 の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書面で報告すること。
- 申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給 障害特別援護金 障害特別支給金
  - の有無を選択すること。
- **令第1条に規定する職員に係る「8 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の記入については、別に定めるところによること。**
- [ 9 | 障害特別給付金申請金額」の欄には、「8 | 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の (A) の金額 ( (A) の金額が (B) の金額を超える場合には、(B)の金額)を記入すること。
- 「10 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要は ないこと。 00
- 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- この請求書には、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付すること。
- 年月日の記載には元号を用いる。

#### 温 出 镹

- Time #4% 日謝)者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。 2 個人毒や14、万年を得してお存在の個人を職別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律算27 9)第2条第5項に規定する個人番号を配入すること。 6)第2条第5項に規定する個人番号を配入すること。 7 3 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について履審論できたが表すれた場合は、「の該当する時間である。 4 「6 他没年をの受発関係」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存職者について履事制備を支持された場合は、「第44する障害機構作をと同一の事由により合財則勝3条第1項の表の中欄に掲げる年金た名給付を受ける者であるときは、「一 の兼用により合財則勝3条第1項の表の中欄に掲げる年金た名給付を受ける者であるときは、「一 の表保険者であった。」の口にレ印を記入するともに、その適用を受ける者であるときは、「一 の表保険者を担出するときに、その年金の種類、推翻及び支給開始年月等を記載した事類を続付すると。ただし、基金が指執提供ネットワークシステムを利用することによりで事業を確認できるときは添付する必要はないこと。また、この請求書に係る年金の表給決定後に合附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、連令がには、連かが信息を得合には、連
- 7 [9] 障害特別給付金申請金額」の欄には、「8] 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額(A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額)を記入すること。
  8] 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
  9] この請求書には、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付すること。
  - - 年月日の記載には元号を用いる。

•	
*	¥
ŀ	_
ļ	ž

### 榛式第10号

障害補償年多	害季	<b>伊和四国</b>
	殊公務災害・国際緊急	活動特例災害関

			L
吉侖價午金請水	箈	害特別援護金申請	宝辉阳给什么由諧
	Mij Mij	泰	

[ 援助 陌 期 特 例 火 告 阅 床 ]	障害特別援護金申請書降中に	R			1 号紙
A section of the sect		温	- A		1
地方公務員災害補償基金		請求(甲請)年月日 1	年		ш
	部長 殿	請求(申請)者の住所			
$\overline{}$					
下記の障害補償年金 障害特別援護金 [確害特別総付金]	接護金 を請求 (申  終付金	フリガナ 氏			
請) します。		個人番号			
1 所属団体名		フリガナ 氏 名			
関数 すぶ 所属部局名 の職		負傷又は発病の年月日	年 月 日	月生 (	※
調番を		動 治め年月日	###	H H	шш
障害の部位及びその程度		_			
既存障害とその程度					
節 害 等 級	第級第	台			
	(平均給与額)	(日数) (1+割増率)	奉)		
障害補償年金請求金額	E	× × × ×	" To		E
他法年金の受給関係		の被保険者であった。		被保険者ではなかった。	ů,
障害特別支給金 障害特別援護金 申請金額等	障害特別支給金 障害特別援護金	田田田	傷病特別支給金の受給の有無 □ 有	単   □	
	(平均給与額)	(日数) (1+割増率)	(本		
朝 幸 昭 张 内 李	(A)	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	$ = \frac{20}{100} =$		E
開後後の計	000 000 1	(禁田) > 目 000	ı		Е
		Е	I		Ε
障害特別給付金申請金額					E
(本語状(甲語) 帯に記載し アポシロ形・カサイン	さの個人番号を利用して公金	書に記載の個人番号を利用して公金受取口座との情報連携を行うこと エマ	ことに同意する。)		
	本支店等名	华名	口座種別 □ 普		平
口座番号	口 座名	義人 氏名 (フリガナ)			
<ul><li>その他</li></ul>					
受 理 所 所 属 背	出 局	任命権者	基金	文略	
(倒進した年月日) 年	В	年 月 日	争	A	ш
法第30条の制限 たっぱっぱん ちゅん ぬ	順   有   無	圈 *	角	年 月	ш
₩ CA Fr Fr Fr Fr Fr Fr Fr Fr Fr Fr Fr Fr Fr F	H	*年金証書の番	号 第		串
特別支給金	H	* 庫 串 歳	級第級	3 第	中
特別援護金特別給付金	E E	* 年金支給開始年幣別給付金支給開始年	Я	年	Н
特殊公務災害 国際緊急援助 □ 該当	非該当	* 特別支給金の 支 転回超離るの 支	松	年月	ш
		<b>析別核製</b> 第			

裏面参照 [注意事項]

#### 瘟 出 农

## 様式第10号

# 特殊公務災害·国際緊急 援助活動特例災害関係

障害補償年金請求書 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書 障害特別給付金申請書

1 号紙

器定 番号

3	14% 04% 11	<	11	請求(申請)年月	青)年月日	サ	H	ш
別	型力公務員 炎青備債基	些	A 記事 表 三十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	(報甲) 半報				
	下記の障害補償年金		と で 接 が 強 を 金 な		声			-
参	請求(申請)[		こ話と例	ス かりがな	ъ Д			
				個人番				口
ロ被	所属団体名			所属部局	局名			
災職				:				
<b>皿</b> (上	氏名			搬	死		袒	氟
	44	年 月 日生	生(歳)				〇令第1条	条職員
~ 10 ±	負傷又言	it E				Ħ		Е
中国	発病の年月日	# 	II F	日本本日	п	₽	F	п
2 0	障害の部位及町右陸舎しる							
o 4	きまる	こり在及等	無		級	中		
	á	4 1	(平均給与額)	·額) (目	数) (1+割増	(本)		
ro.	障害補償争	年金請求金額		$_{\mathbb{E}}^{\times}$	$\times (1 + \frac{100}{100})$	(		E
9	他法年金の号	受給関係		の被保険	険者であった。	□被保険者	ではなかっ	た。
7	害特別支 害特別援	給金申請金額等 護金申請金額等	障害特別支約 障害特別援請	合養	EE	特別支給 給の有無		一口口
			(平均給与額	_	(日数)	十割増率	_	I
0	障害特別給付金申	寸金申請金額の	(A)	×	×	$(1 + \frac{100}{100})$	$\times \frac{20}{100} =$	Ŧ
0	旗		-		(日数)			Е
			(b) 1, 500,	ono, uno 🖰 🗸	365			Ε
6	障害特別給	付金申請金額						E
10		振込先金融機間を	銀行	大店 *	年金決	法律30条の	の制限 口有	単
送金		理 担 口	口当座預	御	定年額			E
1 作品	振込み	口座番号		*				E
46 =				*	特別援護金決 定 金額			田
多合		預金名義者		*	特別給付金 決定金額			E

理 した年月日) 年	*	当 賭 単		任命権者	基金支部	
	#11		ш	Я	A	ш

ш

Щ

#

好

浬

太正

銀行

先金融 関名

受取,

送金小切手

Щ

#

\* 年 金支給開始年月

пþ

筬

筬

缈

卌

逊

ш

Щ

#

Ħ

\* 6

\*特別支給金

口非該当

□該当

特殊公務災害 \*国際緊急援助 活動特例災害

[注意事項] 裏面参照

# 设币級

### 「田市市大」

- 1 この請求(申請)書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による障害補償年金、障害特別支給金、障害特別援護金及び障害特別給付金を請求(申請)する場合に用いること。
- 請求(申請)者は、\*\* 印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 3 個人番号は、行政手術における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。
- 4 「3 既存障害とその程度」の欄は、新たに既存の確害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 5 「5 障害補償件金請求金額」の欄の「割増率」は、障害等級第1級の場合は100分の40、第2級の場合は100分の45、第3級以下の場合は100分の50であること。
- | 摩害特別支給金 中間金額等|| の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を進択すること。
- 8 「8 障害特別給付金申請金額の計算」の纏の「割増率」は、5の例により記入すること。なお、令第1条に規定する職員に係るこの鑑の記入については、別に活めるところによること。
- 9 「9 障害特別給付金申請金額」の擴には、「8 障害特別給付金申請金額の計算」の糖の (A) の金額 ((A) の金額が(B) の金額を超える場合には、(B) の金額)を記入すること。
- 10 「10 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- 11 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- 2. この請求書には、災害が地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第46条の特殊公務災害又は令第10条の国際緊急援助活動特例災害に該当するものであることを証明する書類、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添けすること。
- 13 年月日の記載には元号を用いる。

# 【设计

# [注意事項]

- 1 この請求(申請)書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による 障害補償年金、障害特別支給金、障害特別援護金及び障害特別給付金を請求 (申請)する場合に用いること。
- 2 請求(申請)者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 3 個人番号は、行政手続における特定の個人を職別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。
- 4 「3 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 「5 障害補償年金請求金額」の欄の割増率は、障害等級第1級の場合は 40、第2級の場合は45、第3級以下の場合は50であること。
- 8 「8 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の割増率は、4の例により記入すること。なお、令第1条職員の場合のこの欄の記入については、別に定めるところによること。
- 9 「9 障害特別給付金申請金額」の欄には、「8 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額((A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額)を記入すること。
- 10 「平均給与額算定書 (2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- 11 この請求書には、災害が法第46条の特殊公務災害又は令第10条の国際緊急援助活動特例災害に該当するものであることを証明する書類、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付する。。
- 12 年月日の記載には元号を用いる。

,	_	
;	Ą	R
ŀ		_
ì	ţ	>

## 様式第11号

11-	1-1	11
111	###	##
11111111	灩	11111111
灩	<b>⊞</b>	<b>⊞</b>
4	₩ ₩	4 H
華	然	灩
	赵	蔽
	迅	迅
無	华	华
#	刪	刪
靊	靊	靊

	障害権	障害特別援護金申請書	1	Į			1号紙
	障害	障害特別給付金申	## ##	1,000	認定番号		
也方公	地方公務員災害補償基金		請求(申請)年月	1 H	年	A	Ш
		支部長 殿	指七分本 (集田) 牛業	He d			
	世	障害特別支給金		H			
F	下記の障害補償―時金   障	障害特別援護金 を 障害特別給付金 )	フリガナ 氏 名				
长	請求(申請)します。						
1	所属団体名			フリガナ 氏 名			
関する被災職	所属部局名		·	負傷又は発病の年月	年 月年月日	日生(	(経)
車両に	翻		無		年	A	Ш
			令第1条職員	治ゆ年月日	年	月	ш
2 障	害の部位及びその程	度					
3 既	存障害とその程	度					
4 曜	争	級	後 第	台			
					[船員の場合]		
豐 2	障害補償一時金請求金額	額 (平均給与額)	(日数(ア))	(平均給与額)	(田教(イ))		
			+ × E	$\overline{}$	× E	II	E
避避 9	障害特別支給金 申請金額等 障害特別接護金 申請金額等	障害特別支給金 等 障害特別援護金		E E	傷病特別支給金の受給の有無   □ 有 □ 有 □ [ □ [ □ ]	の受給の有無 二 無	
				(船員の場合)			
		(平均給与額)	類) (日数(ア))	(平均給与額)	(田教(人))		
<u>n</u> 2	輸帯等別終付金甲譜金鑑の単鉱	( <del>A</del> )	+ × E		⊞× ) × 20 100	= 10	E
				(日数 (ア)	( (		
		(B)	1,500,000 用	× 365			E
>>>	害特別給付金申請金額	額					E
6	公金受取口座を利用する	.0					
凇	個人番号						
金権	任意の口座を指定する						
33 日 13 日	金融機関名		本支店等名		口座種別	11 単連 11	避
工逝	口座番号		口座名義人 氏	氏名 (フリガナ)			
□ 歩	その他						

基金支	年	707 404	WX.	Ħ	ł	Ħ	+
命 権者	月月	松井田	r II Y	15 H:	Ą	¥ *	×
任 4	幸	有口無	E	E	E	E	H
	Ш						
所属 部局	月	法第30条の制限					
E	#	4	H	倒	倒	倒	the
				粱	羻	ŧ	
		担	Ė	₩	揻	怨	
	_			別	別	別	
* 多	(到達した年月日)	1	*	张1	44	額	<□

ш

单

ш

[注意事項] 裏面参照。

### 瘟 出 农

# 様式第11号

障害補償一時金請求書 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書 障害特別給付金申請書

1号紙

I					用口			
幸	五十八零 四 % 电 推 衛 井	4	中村市	請求(申請)年	青)年月日	世	A	ш
j.	7. 本が見べ声1.	Į.	4 2 3 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4	田) 兴	計)者			
1	記の障害補償-	一時金属手格別	/報》         	₩,	临			
4/A	請求(申請)[		<b>∠</b> 足	ふりかな 田	死			
- 被災	所属団体名			所屬部局	柘			
腰員に	氏名			獭	名		無□	蕪
に関す	4	年 月 日生	生(歳)				□令第1	条職員
- る事項	負傷又は	は 年 月	H H	治ゆ年月	ш	年	A	ш
2	部位、	及びその程度						
က	既存障害とそ	の程度						
4	爾	等級	無		級	中		
rc	障害補償一	時金請求金額	(平均給与	与額) (日数 円×	(「 数(ア)) (平均給・ + (	[船員の場 7給与額)(日 円×	場心] (イ)) (イ))	E
9	障害特別支約 障害特別援割	給金申請金額等 護金申請金額等	障害特別支給 障害特別援護	2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	田田の	病特別支給<  受給の有無	④	口口
	障害特別給作	<b>童害特別給付金申請金額の</b>	(平均給与額)(日) (W) {	:額)(日数 円×	<u>F</u> +	[船員の場合] (平均給与額)(日数(イ)) (田× ) $\times \frac{20}{100}$	× (2) 100 =	田
<b>!~</b>	黄		(B) 1, 500,	200,000円×-	(日数(ア))			E
∞	障害特別給	付金申請金額						田
の 兆		振込先金融機 関名	銀行	太正	世	法第30条の制	颐	有口無
色	新兴	開帰口	口当座預	④				田
希望	Į	口座番号預金名義者		(世 <	特別支給金特別援護金			EE
の場	送金小切手	受取先金融機 関 名	銀行	女店 額	特別給付金			E
ÞΠ	その他							Œ
-Ж	暗事等級	锤	壬	*				ш
:	r o	ZZ.	48	*	支		年 月	ш
-*:		所属部	3 周	任	命権者		基金支音	報
	田田							

毙

ш Щ

#

Ш

Щ

#

Ш

Щ

#

뻾

ЦK

温 出 改 5 「7 | 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の「(日数(ブ))」及び「(日数(イ))」は、3の例により記入すること。なお、 7 「9 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要は 3 「5 障害補償一時金請求金額」の欄の「(日数(ア))」には、障害等級に応ずる地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121 号)第29条第4項に掲げる日数を、「(日数(イ))」には、障害等級に応ずる地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274 | 障害特別支給金 申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給 | 障害特別援護金 2 「3 既存障害とその程度」の欄は、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補 6 「8 障害特別給付金申請金額」の欄には、「7 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の (A) の金額 ( (A) の金額が (B)

この請求書には、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付すること。

10 年月日の記載には元号を用いる。

8 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。

令第1条に規定する職員に係るこの欄の記入については、別に定めるところによること。

の有無を選択すること。

の金額を超える場合には、(B)の金額)を記入すること。

号。以下「令」という。) 第7条各号に掲げる日数を、それぞれ記入すること。

1 請求 (申請) 者は、\* 印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。

出

农

償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。

溆		半	無無
띰		に	# 1
松		時金	給金
J		障害補償一	障害特別支給金申請書
	<b>豪式第12号</b>		特殊公務災害・国際緊急な明子事を固め、主題を
	委		

#### 瘟 出 农

## 様式第12号

特殊公務災害·国際緊急 援助活動特例災害関係

障害補償一時金申請書 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書 障害特別給付金申請書

請求(申請)者 の 住 所 ふッがな 氏 みりがな

地方公務員災害補償基金 支部長 殿 障害特別支給金 下記の障害補償一時金 障害特別協格金

を請求 (申請) 所属団体名

所属部局名

1号紙

□令第1条職員

Щ

#

治ゆ年月日

ш 緩

皿

#

発病の年月日 障害の部位及 既存障害とそ 障 害

逦 **#** 

Щ #

1被災職員に関する事項

辿口

柘

繼

٥	-	(1) (1)					
4	电	等級	無	经	級	中	
rC	障害補償一	時金請求金額	(平均給与額) (	(田   数		[船員の場合] (平均給与額)(日数(イ))	
			×E	^	$\times \frac{150}{100} + ($	= ( × E	E
9	障害特別支給3 障害特別援護3	6金申請金額等 雙金申請金額等	障害特別支給金 障害特別援護金		田田の名	傷病特別支給金 の受給の有無	口口
	障害特別給付金申	す金申請金額の	(A) (平均給与額) (A) (A)	樂	(ア))(平均給与額) × <u>150</u> + ( 円×	船員の場合〕 与額)(日数 $(4)$ ) 円 $\times$ ) $\times \frac{20}{100}$ =	E
-	蓝				(日数(ア))		
			(B) 1,500,000円×	I ×	365		E
$\infty$	障害特別給	付金申請金額					田
6		振込先金融	4 1 1 1 1			平 日 日 日 日 日	Į
凇		機関名	×	-)	<b>₫</b>		
色	# 22	口普通預金	□当座預金	<b>€</b> ∄			E
₩	ŹĮ	口座番号		K 1	特別支給金		H
534		預金名義者		IJ ⟨	特別援護金		田
6 4	送金小切手	取先金	銀行 支店	強	特別給付金		田
海 合	その他	逐 化		1	4□		田
-*-	障害等級	無	級	*	通知	年月	Ш
*	特殊公務災害 国際緊急援助 活動特例災害	□該当	□非該当	*	支	年 月	ш
-*-		所屬部	3 局	升	命権者	基金支部	
-		争	Я В		年 月	日 年 月	ш
1	対価 ひた十分 ロノ						

裏面参照。 [注意事項]

阜

胀 谈 # #

緱

缈 迚 浬

EE 田 E

> 特別援護金 別給付金

\*决定金额

(注意事項) 裏面参照。

特別支給

Щ

# 改正後】

### 「世帯市内」

- 1 この請求(申請)書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による障害補償―時金、障害特別支給金、障害特別援護金及 び障害特別給付金を請求(申請)する場合に用いること。
- 請求(申請)者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 3 「3 既存障害とその程度」の欄は、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 4 「5 障害補償一時金請求金額」の欄の「(日数(ア))」には、障害等級に応ずる地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第29条第4項に掲げる日数を、「(日数(イ))」には、障害等級に応ずる地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第214号。以下「令」という。)第7条各号に掲げる日数を、それぞれ記入すること。
- 障害特別支給金 5 [6 障害特別支給金 障害特別接護金 の有無を選択すること。
- 6 「 7 薩害特別給付金申請金額の計算」の鑑の「(日数(7))」及び「(日数(4))」は、4の倒により記入すること。なお令祭1条に規充する職員に係るこの艦の記入については、別に定めるところによること。
- [8] 障害特別給付金申請金額」の欄には、「7 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額((A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額)を記入すること。
- 8 [9 送金希望口座等]の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要は
- 「平均給与額算定書 (2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- 0 この請求書には、災害が注第46条の特殊公務災害又は今第10条の国際緊急援助活動特例災害に該当するものであることを証明する 書類、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X練写真その他の資料を流付すること。
- 11 年月日の記載には元号を用いる。

# 【 设 正

### [注意事項]

- 1 この請求(申請)書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による障害補償一時金、障害特別支給金、障害特別接護金及び障害特別給付金を請求(申請)する場合に用いること。
- 2 請求(申請)者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ 印を記入すること。
- 3 「3 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 4 「5 障害補償一時金請求金額」の欄の「(日数(ア))」の項には、障害等級に応ずる法第29条第4項に掲げる日数を、「(日数(イ))」の項には、障害等級に応ずる令第7条各号に掲げる日数を、それぞれ記入すること。
- 「 障害特別支給金 申請金額等 の欄の「傷病特別支給金の受給の有 障害特別援護金 無」は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を記入する アル
- 6 「7 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の「(日数(ア))」の項及び「日数(イ))」の項には、4の例により記入すること。なお、令第1条職員の場合のこの欄の記入については、別に定めるところによること。
- 7 「8 障害特別給付金申請金額」の欄には、「7 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額((A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額)を配える場合には、(B)の金額)を記入すること。
- 8 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- 9 この請求書には、災害が法第46条の特殊公務災害又は令第10条の国際緊急援助活動特例災害に該当するものであることを証明する書類、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付すること。
- 10 年月日の記載には元号を用いる。

15回の介護補償を請求します。   15回の介護補償を請求します。   15両回体名   15両回体名   15両面   15面面   15面面	# 1		(************************************	(等 後 (等 後 等 後 等 を を を を を を を を を を を を を を を		請求年月日 請求者の住所 与り 等1条職員 号) 第1条職員 ない ない ない ない ない ない ない かけ がは がは がは かない かない かない かない かない かない かない かない	請求年月日		1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	# 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	日     日<		
事:	2 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	NO INSTRUMENT	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		本 口		日本 (フリガナ) (カイ) (カイ) (カイ) (カイ) (カイ) (カイ) (カイ) (カイ	д (77)		座種別	# #		世 樹 新

[注意事項] 裏面参照。

# 【 改 正

瘟

# 様式第13号の2

認定番号

##1

護補償請求

 $\Leftarrow$ 

							1	]	767	1	
本本	五十个茶目	衛井谷		+	中城市	計画	請求年月日		世	Э	Ш
		H H K	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(	į.		請求者の住所	崇	1	1	1
٣	下記の介護補償	を請求し	#	0		出	ふりがた。	死			
1	所属団体名					平屬	勇部局名				
被災職関する	田					鎌	柘			小部 第	条職員
職員にの事項		#	田	日生(	(警		負 傷 ス <sup>1</sup> 発病の年月	ttш		年月	ш
2	り は 随 き 等 級 ス	□ ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	等級(		中中	m	年金証書	書の番号	無		中
4.	介護を要する; 常時又は随F	する状態の 随時の別		常時介	時介護を要す	する状態	#1		随時介護を	两小	る状態
rc	請求対象年月	年月	44	護費用を 護を受け	支出せずに た日の有無	が無い	本 英田田 (アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	用として た額	柳葉	半	鎖
掘牛	年	Н		29		いな		田			H
<b>长</b> 金倉	中	H		82		いな		田			田
最排	年	Я		29		いな		田			H
		介護	護補償請求金額		(請求月名	額の合計)	<u></u>				田
9	介護を受けた:	- 一	日 居	₩	院 院 院	· 施設	設等(名称 所期間(		- 神神	田田	~~~
7	出		死	請水者との総柄又は関	きとの は関係		光	請求者が介護	冬	けた期間	
<b>が譲に</b> したま							并	A H	)	年 月	ш
と従事							サ	A B	~	年 月	ш
+							#	Я В	7	年 月	ш
∞ 兆		被金字	込 先機関名	)	銀行  3	大店					
金布	扱いな		神 神	(多)	当座預	倒	決定金額				E
5H (			継				<b>※</b>		サ	Ħ	ш
かか かんりゅう	送金小切手		变 取 先 金融機関名	畿	行	文 正					
ďп	その他					11. 1	女		卅	H	ш
*		Ē	所属部	部局		任	命権者	s1	署	金支部	岩
IN I	多量		#	H	ш		年 月	ш		年月	Ш
「江田車里は、	東国  東面参照	盟									

# 改正後】

### (知事物法)

- 1 請求者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 2 「5 請求金額等」の欄の「請求対象年月」、「介護費用を支出せずに介護を受けた日の有無」、「介護費用として支出した額」及び「請求月額」は、一の月ごとに記入すること。なお、当該欄が不足する場合には、別業にしても差し支えないこと。
- 3 「7 介職に従事した者」の艦には、介護費用を支出せずに介護を受けた日がある場合に当該介護を行った者について記入すること。なお、当該艦が不足する場合には、別乗にしても惹し支えないこと。
- 4 「8 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- 5 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 降音を有することに伴う日常生活の状態に関する医師又は歯科医師の診断毒(ただし、2回目以後の譜求において介護を要する状態の作時又は随時の別に変更がない場合には、治路することができるものであること。)
- ) 介護補償を受けようとする期間における介護の事実並びに当該介護に従事した者の氏名及び請求者との総柄又は関係を記載した書類 (ただし、2回目以後の請求において一の月に介護費用を支出せずに介護を受けた日があり当該介護を行う者が前回の請求における介護補償請求書に記載された者と変更がない場合で、当該月に係る介護補償の請求月額が75,290円(随時介護を要する状態にあるときは37,600円。) であるときには、その月に係る当該書類の続付を省略することができるものであること要する状態にあるときは37,600円。) であるときには、その月に係る当該書類の続付を省略することができるものであるこ
- (3) 介護費用を支出して介護を受けた日がある場合は、当該介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護費用として一の月に支出した額を配明することができる書類(ただし、2回目以後の請求において一の月に介護費用を支出せず介護を受けた日がある場合で、当該月に係る介護補償の請求月額が75,290円(随時介護を要する状態にあるときは37,600円。)であるときには、その月に係る当該書類の添付を省略することができるものであること。)
- ・年月日の記載には元号を用いる。

# 【设元

### [注意事項]

- 1 請求者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 3 「7 介護に従事した者」の欄には、介護費用を支出せずに介護を受けた日がある場合に当該介護を行った者について記入すること。なお、当該欄が不足する場合には別業にしても差し支えないこと。
- 4 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 障害を有することに伴う日常生活の状態に関する医師又は歯科医師の診断書(ただし、第2回目以後の請求において介護を要する状態の常時又は随時の別に変更がない場合には、省略することができるものであること。)
- (2) 介護補償を受けようとする期間における介護の事実並びに当該介護に従事した者の氏名及び請求者との続柄又は関係を記載した書類(ただし、第2回目以後の請求において一の月に介護費用を支出せずに介護を受けた日があり当該介護をつう者が前回の請求における介護補償請求書に記載された者と変更がない場合で、当該月に係る介護補償の請求金額が75,290円(随時介護を要する状態にあるときは37,600円。)であるときには、その月に係る当該書類の添付を省略することができるものであること。)
- (3) 介護費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護費用として一の月に支出した額を証明することができる書類(ただし、第2回目以後の請求において一の月に介護費用を支出せず介護を受けた日がある場合で、当該月に係る介護補償の請求月額が75,290円(随時介護を要する状態にあるときは37,600円。)であるときには、その月に係る当該事類の添付を省略することができるものであること。)
- 5 年月日の記載には元号を用いる。

#### 後 出 农

### 様式第14号

族補償年金請求書族特別支給金申請書 遺遺

		通 系 存 存	<b>圆灰籽別核酸金甲脂籽样</b> 四次	医甲甲甲二甲二甲二甲二甲二甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲	14		1	П			小教
*	人民 地方小弦目災害補償其金	<b>退</b> 冰机	선생 하다 1명	H	(無世) 谷間	書) 年日日	Ą į	D.	ш		п
e)	7公務員次吉備[	1 年 年			11111111111111111111111111111111111111	F H	#		Ę		п
		遺族権	支 遺族特別支給金	支部長 殿	請求(F (代表者	請求 (申請)者 (代表者)の住所					
	下記の遺族補償年金		遺族特別接護金遺族特別給付金	を請求	氏して	7 リガナ 名					
_	(申請) します。	,	`		死亡職員 個 人	死亡職員との続柄 個 人 番 号					_
	所属団体名					フリガナ 氏 名			1	-	
関する発生機	E 所属部局名					負傷又は発病の年月	年の年月日	田	日供		(経)
left lm/	職			年。	常勤	死亡年月日		##	田 田		шш
1	請求の事由	職員の死亡		先順位者の失権		□ 胎児であった子の出生	子の出生	口 先順	位者の	先順位者の所在不明	
l	請求者及び	五	生年月日	世 世		住 所	死	死亡職員との続柄	H	備考 請・代・障	. #
	遺族補償年金を受ける								Min	請・代・障	₩
	ことができる遺体								thin	請・代・障	
									this	請・代・障	#
1	既に遺族補 償年金を受 けている者	名	生年月日	世 世		年 所	死	死亡職員との続柄	座	垂	
1	遺族補償年 金請求金額 の計算	立)	(平均給与額)	E	× ×	(乗げべき数)	× 1 (砂袋桶老の巻)	= (操の	-		E
1	遺族補償年	以治権者 代表者	受給権者が1人の場合又は 代表者を選任しない場合	帝又は編合		代表者を選任した場合	場合				E
1	他法年金の受給関係					の被保険	の被保険者であった。	□ 被保	険者で	□ 被保険者ではなかった。	زيد
l	遺族特別支終 遺族特別接護 申請金額の計	総金 護金 3,000	遺族特別支給金 3,000,000 円 >	× 1 =	= () (薬()	田	遺族特別援護金円	× 1 = ( 小浴番地の数)	= ( <sub>薬</sub>		E
l	湿	(A)	(平均給与額	E E	(乗引) ×	くき数) × 20 × 100	× 1 (受給権者の数)	の数) =			E
	請金額の		1, 50	1, 500, 000 用	× ×	(乗ずべき数) 365 > 1	× 1 (受給権者の数)				E
10	遺族特別支給金 遺族特別接護金 遺族特別給付金	申請金額		受給権者が1人の場合 代表者を選任しない場 代表者を選任した場合	受給権者が1人の場合又は 代表者を選任しない場合 代表者を選任した場合	# .	遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金	領領領			EEE
= #	<ul><li>□ 公金受取口座を利用する (本請求 (申請) 書に記</li></ul>	を利用する 1請) 書に記載	数の個人番号	を利用して	二公金受取口	用する 書に記載の個人番号を利用して公金受取口座との情報連携を行う		ことに同意する。)			
	□ 任意の口座を指定する	:指定する									
	器機関			#	本支店等名			口座種別	更		洲
_	口座番号				口座名義人	氏名 (フリガナ)					
-											

# 様式第14号

温

Н

农

事事事事 貴族補價年金請 貴族特別支給金申 貴族特別援護金申 貴族特別給付金申 遺遺遺遺

1 号紙

認知

顤 Ш  $\mathbb{H}$  $\mathbb{H}$  $\mathbb{H}$  $\mathbb{H}$  $\mathbb{H}$ EEE 田  $\mathbb{E}$ 田 中 Щ □令第1条職員 □被保険者ではなかった。 皿 響 備 受給権者の数) (受給権者の数) との総柄 紀 との続柄 遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金 # # 遺族特別援護金 円×-# (受給権者の数) 子の出生口 死亡職員 死亡職員 □代表者を選任した場合 無  $\frac{20}{100} \times$ (受給権者の数) 所属部局名 者 所 柘 中 □受給権者が1人の場合又は代表 者を選任しない場合 □代表者を選任した場合 死亡職員との続柄 の被保険者であった。 刑 請求 (申請) 、請求 (申請) 、 ᄪᄔ 占 (乗ずべき数) 1 \*年金決定年額 \*年金証書の番 号 \*特別支給金 決定金額 \*特別援護金 決定金額 \*特別給付金 決定年額 ふりがな 梅 (火や数) 死 年月1  $\mathbb{E}$ \*年金·特別給 金支給開始年 職  $\prec$ Ш Œ 1,500,000円×365 (平均給与額) (乗ず (雅) (受給権者の数)  $\boxplus$ 出 画 (乗ずべき数)  $\mathbb{E}$ を譜 年齢 支部長 殿 年齢 遺族特別支給金 3,000,000円×-1 田 日 □受給権者が1人の場合又は □代表者を選任しない場合 为店 口当座預金 (遺族特別支給金) 遺族特別援護金 遺族特別給付金) # 生年月日 銀行  $_{\mathbb{E}}^{\times}$ 銀作 (平均給与額) (B) 3 預金名義者 受取先金融 機 関 名 倒配化 # □職員の死 申請金額 □普通預金 ДШ 口座番号 地方公務員災害補償基金 負傷スト 発病の年月1 無毌 先関 所属団体名 如 下記の遺族補償年金 7 他法年金の受給関係 振機 遺族特別給付金 遺族特別支給金 10遺族特別援護金 遺族特別給付金 8遺族特別支給金 遺族特別援護金 金額の計算 します。 申請金額の計 出 請求の事由 7 割 金小切手 6 遺族補償 年金請求金額 4 既に遺族補償を受けている者 5 遺族補 償年金請求 金額の計算 死亡職員に Ŋ 6 関する事項 (申請) 歳 淑 长 6 凇 色 壮 8 ⟨□ 翻 鄤

裏面参照。 [注意事項]

Ш

皿

#

\*特別支給金・特別接護金の支払

Ш

Щ

#

Ш

Щ

Ш

Щ

#

뻾

ďΚ

挥

麯

任 #

Ħ

郶

Щ

刑

### 出 趵

	ш	单		ς		I
金大部	В		Ħ	+	Ħ	
崋	年	無				
		单	Ш	ς	/4	Ą
	ш	梅	4	K	H	×
		8	₽			
≁		桖	(A) (A) (A)	<	₩	
細	田	温	<b>₹</b> Ħ	存	答	
令		倒		器	別支着	誠
扣		#	#	华	茶	华
4	#	*	-)	-	-)	6
		E	Н	E	E	Ш
	Ш					H
E		<b>∠</b> ≅	_			
所 属 部	H	受給権者が1人 の場合又は代表	淵	代表者を選任し	た場合	争
	年 月	雀者が 合又は1	圏任し	者を選任	た場	#
厩		額 受給権者が の場合又は(	者を選任し 場合	代表者を選任	た場	年 年
厩		年額 受給権者が つ場合又は	■ 者を選任し: 場合	一 代表者を選任	コ た 続	
厩	+	定年額 受給権者が □ の場合又は	金を選任し、場合・場合・	金 代表者を選任	(利) (利) (利) (利) (利) (利) (利) (利) (利) (利)	
厩	+	決定年額 受給権者が □ の場合又は	支給金場合 場合	護 金   代表者を選任	本 金   上端	
用 所 属	+	金決定年額 受給権者が つ場合又は	別支給金場合場合	別援護金 (代表者を選任	別給付金	知
通		決定年額 受給権者が □ の場合又は	特別支給金場合場合	接 護 金 二 代表者を選任	特別給付金	

請求(申請)者は、米印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規 定する請求者の個人番号を記入すること。

衛年金を受けることができる遺族」の欄の「備考」は、その者が請求者であるときは「請」、その者が代その者が地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号。以下「規則」という。)第29条に定 める障害の状態にあるときは「障」を○で囲むとともに、その者が請求者と生計を同じくしているときは「生」についても○で囲む 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の「備考」は、 者であるときは「代」、その者が地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治

「4.既に遺族補償年金を受けている者」の欄は、「2.請求の事由」の欄において「職員の死亡」以外の事由を選択した場合に 記入するこ の計算」の欄に記入した金額、代表者を避任した場合には、当該金額に受給権者の数を乗じて得た額のいずれかを記入すること。 「7 他法年金の受給関係」の欄は、死亡職員又は請求者が遺族補償年金と同一の事由により地方公務員災害補償法施行令(昭和 紀年政令第214号。以下「令」という。)時則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□\_\_\_\_

「6 遺族補償年金請求金額」の欄には、受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合には、「5 遺族補償年金請求金額

○被保険者であった。」を選択するとしたに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するとき に、その年金の種類、年額及び支給開始年月等を記載した書類を添付すること。ただし、基金が情報提供ネットワークシステムを利 用することによりその事業を確認でするとさは活体する必要はないこと。また、この請求書に係る年金の支給決定後に今附則第3条 第1項の表の中職に掲げる年金とたるとは活なける必要はないこと。また、この請求書に係る年金の支給決定後に今附則第3条 第1項の表の中職に掲げる年金たる総付を受けることとなった場合には、選やかにその言書面で報告すること。 今第1条に規定する職員に係る「9 遺族特別給付金申請金額の計算」の欄の記入については、別に定めるところによること。

8 10 遺族特別接護金申請金額 の欄の遺族特別支給金の金額、遺族特別援護金の金額及び遺族特別給付金の金額には、代表者を 遺族特別給付金 遺族特別支給金

選任した場合には、「8 遺族特別支給金 申請金額の計算」及び「9 遺族特別給付金申請金額の計算」の欄に記入したそれぞれの 遺族特別接護金 金額(遺族特別給付金については、(A)の金額又は(A)の金額が(B)の金額を超える場合は(B)の金額)に受給権者の数を

乗じて得た額を記入すること。 ) 「II - 法金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要は 12/

ついて公務災害又は通勤災 「平均給与額算定書 (2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について公務災害又は通勤災害の認定請求書が提出されているときは、(1)及び(8)に掲げる書類、また、遺族補償年金の支給が行われていたときは、

(1)、(3)及び(8)に掲げる書類は添付する必要はないこ

職員の死亡診断書、死体検案書、檢視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであるこ 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名及び死亡職員との続柄に関する市区町村長の発行す とを証明する書類又はその写し

請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた る証明書 (3)

請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実 トのできる書類 事実を認めるこ

請求者が妻1人で、規則第29条に定める障害の状態にあるとき(55歳以上の場合を除く。)は、その者が職員の死亡の時以 とのできる書類 を認める (2)

後当該障害の状態にあったこと及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明する医師の診断書その他の書 請求者(前号を除く。)又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が規則第29条に定める障害の状態にある (9)

者であるときは、その者が職員の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることので

災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所がわから その旨)を記載した書類 ないとかは、 きる書類

請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを認める

年月日の記載には元号を用いる。

# Н

温

- 該当する□にレ印を記入すること。 請求(申請)者は、\*\* 印の欄には記入しないこと。また、
- 2 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27号)第2条第5項に規定する請求者の個人番号を記入すること。
  - 3 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者で ときは뗼、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは솉と明記するこ。
- 「4.既に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「2.請求の事由」の欄の記入が「職員の 死亡」以外の場合に記入すること。 4
- 5 「6 遺族補償年金請求金額」の欄の金額の項には、受給権者が1人の場合又は代表者を選任し ない場合には、「5 遺族補償年金請求金額の計算」の欄に記入した金額を記入し、また、代表 者を選任した場合には、当該金額に受給権者の数を乗じて得た金額を記入すること。
- 保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入するこ 「7.他法年金の受給関係」の欄には、死亡職員又は請求者が遺族補償年金と同一の事由により 令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、 9
- 類を添付すること。ただし、基金が情報提供ネットワークシステムを利用することによりその事 実を確認できるときは添付する必要はないこと。また、この請求書に係る年金の支給決定後に令 附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やか.にそ なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額及び支給開始年月等を記載した書 の旨書類で報告するこ
- 「9.遺族特別給付金申請金額の計算」の欄の記入については、令第1条職員にあっては別に定 めるところによるこ 7
- 10 遺族特別援護金申請金額の欄の遺族特別支給金の額の項、遺族特別援護金の額の項及び遺 遺族特別給付金 谱旅特別支給金

遺族特別支給金 申請金額の計算」 遺族特別援護金 申請金額の計算」 族特別給付金の額の項には、代表者を選任した場合には、「8

の欄及び「9.遺族特別給付金申請金額の計算」の欄に記入したそれぞれの額(遺族特別給付金の 額については、(A)の額又は(A)の額が(B)の額を超える場合は(B)の額) に受給権者の数を乗じて得 た額を記入すること。

「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入する 6

死亡について公務災害又は通勤災害の認定請求書が提出されているときは、次の(1)及び(8)に掲げ る書類、また、遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)、(3)及び(8)に掲げる書類は この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、 10

(1) 職員の死亡診断書、死体檢案書、檢視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通 勤により生じたものであることを証明する書類又はその写し

(2) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名及び死亡職員との続柄 (3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡の当時その収入 に関する市区町村長の発行する証明書

(4) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあっ によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類 た者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(5) 請求者が妻1人で、規則第29条に定める障害の状態にあるとき (55歳以上の場合を除く。)は、 その者が職員の死亡の時以後当該障害の状態にあったこと及び当該障害の状態が生じ、又はそ の事情がなくなった時を証明する医師の診断書その他の書類

(6) 請求者 (前号を除く。) 又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が規則第29 条に定める障害の状態にある者であるときは、その者が職員の死亡の当時から引き続きその障 害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類

(1) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、 その事実を認めることのできる書類

(8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所 (第 三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨)を記載した書類

を記載した書類 この申請書には、申請者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の申請者 (9) 請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者 が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由

の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないと きは、その理由を記載した書類を添付すること。ただし、10の(9)に掲げる書類と同じ書類につ いては、添付する必要はないこと。

12 年月日の記載には元号を用いる。

•	_
*	¥
ŀ	_
1	돱

## 様式第15号

遺族補償年金請求書 遺族特別支給金申請書 | 特殊公務災害・国際緊急 | |接助活動特例災害関係 |

全請表   150   15	、救	接助活動特例災害関係	災害関係	遺族特別援護	護金申請書 什会申請書	中	1 号紙
下記の遺跡相類等金   直接時別に存む	地方	7公務員災害補	育價基金	?	表 (申請) 年月日	# -	ш
下記の遺族機像体を   連接特別接触を   全部体			(遺族)	文部長	請求 (申請)者 (代表者)の住所		
所属団体名   2.4.7。   2.7.9.7.4   2.7.9.7   2.7		下記の遺族補			フリガナ		
所属的	<u>#</u>	_			死亡職員との続柄個 人番号		
2	1		24		7 11 14 7		
1	関する。 死亡職	l	24		負傷又は発病の年	年 月 日生 日	(経
株文の事由   画職員の発亡   二年項化者の失権   一節児であった子の出生   一年   7	事項員に	職	24		条職員		шш
R		-					听在不明
金を受ける	きただ	情求者及び 豊族補償年 一		+++		との続柄	・ 注 連 非 連 連 連 連 連 連 連 連 連 連 請 請
E に遺族補		色を受ける にとができ る遺族				White White	· 休·爾 · 朱·爾
Expected					September V.C	$\dashv$	*
- 遺族構催年 - 金請求金額 - 連族構復年 - (平均給与額)		既に遺族補 賞年金を受 けている者		++	田田	光亡職員との続わ	
<ul> <li>遺族補償年</li></ul>		豊族補償年 金請求金額 の計算	)		(場立へを数) × 150 100		E
進族特別支給金 遺族特別支給金 (全給権者の数) (乗り (大き者の数) (東京・1、1、500,000 円 × 1 — 一 円 円 × 100 (全給権者の数) (乗り (大き者の数) (乗り (大き者の) (大き者の) (大き者の) (大き者の) (大き者の) (大き者の) (大き者の) (大き者の) (大き者を) (		貴族補償年 金請求金額		者が1人の場合又は を選任しない場合			E
進族特別支給金   選族特別支給金   3,000,000 円 × 1	'	也法年金の受終			の被保険者で		まなかった。
遺族特別 給付金     (A) 円 × × 150 × 100 × 100 × 100 × 100 × 100 × 100 × 100 × 100 (受給権者の数)       申請金額の計算     (B) 1,500,000 円 × 365 × 1		禁 禁 等 等 数 到	給護計金金算	3 × 1 (受給權者	E	×	E
遺 族 特 別 給 付 金     (取すべき数)     (受給権者の数)       申請 金 額 の 計 算     (B) 1,500,000 円 × 365 × 1 =      (受給権者の数)       遺族特別支給金     連抜特別技職金     (受給権者の1人の場合又は 遺族特別支給金       遺族特別総付金     (大義者を選任した場合 遺族特別総付金       □ 公金受取口座を利用する     (本請求(申請)書に記載の個人番号を利用して公金受取口座との情報連携を行うことに同意する。)       □ 任意の口座を指定する     本支店等名       □ 企 職 機関名     本支店等名       □ 座 番 号     「四座権別 □ 普通 □ 当       □ その他				E	ベき数) × 150 × 20	1 ==	H
中 請 笠 親 D 5 計		族 华 四 彩	41		100	-	
遺族特別支給金 遺族特別接議会 申請金額 遺族特別接議会 申請金額		開金額	味	500, 000	(乗すべき数) 365		E
□ 公金受取口座を利用する         (本請求(申請)書に記載の個人番号を利用して公金受取口座との情報連携を行うことに同意する。)         □ 任意の口座を指定する       本支店等名         ロ座番機関名       本支店等名         ロ座番 号       口座名義人 氏名(フリガナ)         □ その他		貴族特別支給金 貴族特別接護金 貴族特別給付金				特別支給金 特別援護金 特別給付金	EEE
(本請求(申請)書た記載の個人番号を利用して公金受取口座との情報連携を行うことに同意する。)         □ 任意の口座を指定する       本支店等名         □ 座 器 号       □ 座 名 義 人 氏名(フリガナ)         □ その他	_		座を利用する				
1 仕意りり出発を指定する       本支店等名       口座権別 □ 普通 □         1 座 春 号       1 座名 義 人 氏名 (フリガナ)			(申請) 書に記載	戦の個人番号を利用して	公金受取口座との情報連携を行	IJ	
ロ 座 番 号 ロ 座 番 号 ロ 座名 義人 氏名 (フリ			6を指定する名	#X	5店等名		
	□ 捌:	座番	台	刻口	人 氏名 (フリ	нинини	
	_						

# 様式第15号

瘟 出

特殊公務災害·国際緊急 (援助活動特例災害関係

番 場 場 遺族補償年金請求書遺族特別支給金申請書遺族特別接護金申請書遺族特別経費金申請書遺族特別給付金申請書

1号紙

<ul> <li></li></ul>	( 本		A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	新命 を
, 江田 6 名 名 名 細名 神名	、	照 に (	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	年 6 年 世 年 世 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
江口  6   4    4    4    4    4    4    4		(2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
江口   6   4     4		(数) (数) (1)	名 子の出生口先順位 死亡職員との結 発信者の数) 在した場合 日被保険者では 口被保険者では	ж E E
江口 G 在     在   2		日	年 - 子の出生口先順位 - 死亡職員との結 - 発亡職員との結 - 編者の数) - 任した場合 - 一被保険者では	日 御 無 無
6 4 名 格 地名		□ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	- Y-O 出生 二 光順 伝 - R 元 職員 と の 結 - R 元 職員 と の は - R 元 配 る に - R 元 配	(C)
		日 (150 (100 (100 (100 (100 (100 (100 (100	飛亡職員との結 死亡職員との結 発権者の数) 任した場合 □被係廃者では	= =
名	- Y K	(1000 × (100	<ul><li>死亡職員との続 高稽者の数)</li><li>任した場合</li><li>口被保険者では</li></ul>	集
2を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	₹  ×	500 1000 × (	1 ・	
者を	×	□代表者を 資者であった	任した場合 □被保険者では	
の受給関係 給金 申請	場合	険者であった	被保険者では	
金金	の被保	7		なかった。
	5給金 1 == (受給権者の数	円 (数)	I 族特別援護金 用×−− (受給権者	 者の数)
(平均給、 遺族特別給付金 (A)	5額) 円>	(乗ずべき数) < × × 150 < × 100	$\times \frac{20}{100} \times \frac{1}{(9.84 \pm 3)}$	 の数)
請金額の計算 (B) 1,500,	) × 田000	乗ずべき数 )   365   × 1		
特別支給金 特別接護金 申請金額 者を 特別給付金 申請金額 □代表	権者が1 <i>)</i> 選任しない 者を選任1	人の場合又は代表 い場合 した場合	<ul><li>遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金</li></ul>	
振込先金融   銀行機   関 名	太	*年金決定年額*##	□受給権者が1人の場合	
み □普通預金 □当,	座預金 **	(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	××××××××××××××××××××××××××××××××××××	
口座番号	*	次压函徵 *特別給付金 決定年鑑	して教育を選 任した場合	
預金名義者一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	1	*通 知 *	ਜ ਜ	A
数 数 型 国	文品	十年世間中で市	羰	
色	*	*年金·特別給付 金支給開始年月	年	
災害. (大学) (大等) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	* ៕	特別支給金・ 特別援護金の支払	申	Ħ

### 出 趵

	ш	ш	中	п	ς	ш
蝴		A				Ħ
金支	H	#		Ħ	ŀ	#
基金	年					
			無			
		弁	单	Ш		苕
	ш		梅	4		
			8	E	E	₩
			ĤΠ	\$ #		6
神	H		誕	倒	倒	金金
権			倒		松 中	支援給護
- 0		熳	サ	#	特別	特 別 特別
任	#	*	*	-)		*
		E	E	E	田	
	ш					
						111
国		17米	(12	ب		非数当
部	Щ	25 4	年しな	選任		
厩		受給権者7 の場合又3	現 (	老	√□	\m
所		受め	を場	大湯	た。	巡
_	サ				]	
		年額	裕	養	付金	災撥災害助害
		色	支添	援護	24	統領國
型	(H H)	金	別	別書	別条	条 深 会 殊 本
βK	(到達した年月日)	年	李	李	李	华国沿
*	無	*	* 5	伏定金	微	*

(注意事項) 1 この請求(申請)書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による遺族補償年金、遺族特別支給金、遺族特別援護金及び 遺族特別総付金を請求(申請)する場合に用いること。 2 請求(申請)者は、米印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。 3 請求(申請)者は、米印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

・翻求(申請)者は、米印の欄には配入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。 ・個人推動は、行政手機における存在の個人を職別するための番号の利用等に関する法律 平成25年法律第27号)第2条第5項に規 在する請求者の個人番号を記すすること。 ・「3 請求者の個人番号を記するとすると、 ・「3 請求者のの通法権権を全会けることができる道族」の欄の「備考」は、その者が請求者であるときは「第1、その者が 表者でもるときは「代」、その者が地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号。以下「規則」という。)第20条に定 める障害の状態にあるときは「係」を○反阻むとともに、その者が精栄者と生計を同じくしているときは「権」についてもの区間だ

「4.既に遺族補償年金を受けている者」の欄は、「2.請求の事由」の欄において「職員の死亡」以外の事由を選択した場合に

記入するに 6 「6 当

■ 16 個 通族権債年金請求金額」の欄には、受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合には、「5 遺族権債年金請求金額 の計算」の欄に記入した金額、代表者を選任した場合には、当該金額に受給権者の数を乗じて得た額のいずわかを記入すること。 7 他 社を金の受給関係」の欄は、死亡職員又は請求者が遺族権債年金と一の事由により地力公務員災害権債益症行令。 1 他 生年金の受給関係」の制は、死亡職員又は請求者が遺族権債年金と一の事由により地力公務員災害権債益値行列。 2 の政保険者が49。以下「今」という。) 所則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金た名給付を受ける者であるときは、「□ 2 の存保険者であった。」 4 登録でするとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。 なお、この請求書を提出するときに、「「こ その中金の種類、年額及び支給網座件等を全記載した書類を添けすること。」 ただし、基金が債報提供ネットワーグンオムを利用することによりその事実を確認できるときに強化すると関係した。 また、この請求書に係る年金の支給求産後に今所則所第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとかった場合には、速やかにその旨書面で報告すること。 第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとかった場合には、速やかにその旨書面で報告すること。 第1項の表の日間に扱ける年金の登録を係り記録は金の金額には、代表者を 9 遺族特別接護金申請金額 の欄の遺族特別支給金の金額、遺族特別援護金の金額及び遺族特別接続金申請金額 の欄の遺族特別支給金の金額、遺族特別援護金の金額及び遺族特別をの金額には、代表者を

遺族特別給付金

選任した場合には、「8 遺族特別支給金 申請金額の計算」及び「9 遺族特別給付金申請金額の計算」の欄に記入したそれぞれの 遺族特別接護金 金額(遺跡特別給付金については、 (A) の金額又は(A) の金額が(B) の金額を超える場合は(B) の金額)に受給権者の数を 来して存在適を記れ子するとと。 「II 法合希望口座等」の離は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要は

ない 10

ついて公務災害認定請求書 ヒきは、(1)、(3)、 「平均給与額算定書 (2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。 この請求書にば、次に掲げる素類を窓付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について公 が発出されているときは、(1)及び(8)に掲げる書類、また、遺族補償年金の支給が行われていたときは、(8)及び(10)に掲げる書類は添付する必要はないこと。

職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務上の事由により生じたものであることを証明する書類又はその写し

請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名及び死亡職員との続柄に関する市区町村長の発行す

(3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた 事実を認めることのできる書類 (4) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実 を認めることのできる書類 (5) 請求者が妻1人で、規則第20条に定める障害の状態にあるとき (55歳以上の場合を除く。)は、その者が職員の死亡の時以 (6) 態度等の状態にあったこと及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明する医師の診断書その他の書 類

端昇水者(前号を除く。)又は端水者以外の破疾補償年金を受けることができる遺様が規則第59条に定め高確全の状態にわる者であるとまに、その者が職員の死亡の当時から引き続きるの確実が接にあるしてと語写する おのの書籍 着その他の書類語水者以外をの遺疾兼職水者以外の遺疾維護中全を受けることができる道療が譜珠水者上年計を同じくしているときは、その事実を認めることので 語水者以外の遺疾維護中金を受けることができる道療が譜珠水者上年計を同じくしているときは、その事実を認めることので る神

きる書類

125

、場が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所がわからいときは、その旨)を記録して書類 まれどきは、その旨)を記録して書類 財素者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを認める おれてきる書類、また、代表者を選任したいときは、その理由を記載した書類 災害が地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第46条の特殊公務災害又は今第10条の国際緊急援助活動特例災害に 該当するものであることを証明する書類 3 この申請書がは、申請者が2人以上かる場合で代表者を選任したときは、代表者以外の申請者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類を添付すること。ただし、12の(9)に、格がる書類と同じ書類については、旅付する必要はないこと。 (10)

- 【 改 正 前 】 特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による遺族補償年金、遺族 特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金を請求(申請)する場合に用いるこ この請求(申請)書は、
- 2 請求(申請)者は、\*月の欄には配入しないこと。また、該当する口にレ印を配入すること。3 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25
  - 年法律第27号)第2条第5項に規定する請求者の個人番号を記入するこ
- 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは(働、その者が規則第29条に定める障害の状態にあるときは(働、その者が規則第29条に定める障害の状態にあるときは(働、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは(働、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは(働と明記すること。 「4 既に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「2 請求の事由」の欄の記入が「職員の
  - 死亡」以外の場合に記入すること。 2
- ない場合には、「5 遺族補償年金請求金額の計算」の欄に記入した金額を記入し、また、代表者 6 「6 遺族補償年金請求金額」の欄の金額の項には、受給権者が1人の場合又は代表者を選任し 当該金額に受給権者の数を乗じて得た金額を記入する を選任した場合には、
  - 「7 他法年金の受給関係」の欄には、死亡職員又は請求者が遺族補償年金と同一の事由により令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□ の間によりで表していまして、その適用を受ける法律の名称を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入す なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額及び支給開始年月等を記載した書類を添付すること。ただし、基金が情報提供ネットワークシステムを利用することによりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。また、この請求書に係る年金の支給決定後に令 2
    - 附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにそ 「9.遺族特別給付金申請金額の計算」の欄の記入については、令第1条職員にあっては別に定 の旨書類で報告するこ 00
      - 遺族特別支給金
- 申請金額の計算」 族特別給付金の額の項には、代表者を選任した場合には、「8 遺族特別支給金 遺族特別給付金

10 遺族特別接護金申請金額の欄の遺族特別支給金の額の項、遺族特別接護金の額の項及び遺

- の欄及び「9」遺族特別給付金申請金額の計算」の欄に記入したそれぞれの額(遺族特別給付金の額については、(A)の額又は(A)の額が(B)の額を超える場合は(B)の額)に受給権者の数を乗じて得た額を記入すること。 遺族特別援護金
- 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について公務災害の認定請求書が提出されているときは、次の(1)及び(8)に掲げる書類、また、遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)、(3)、(8)及び(10)に掲げる書類に添付する 必要はないこ 10
  - (1) 職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務上の事
- 由により生じたものであることを証明する書類又はその写し (2) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名及び死亡職員との続柄 に関する市区町村長の発行する証明書
  - (3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡の当時その収入
- によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類 は、事な者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあっ た者であるときは、その事実を認めることのできる書類 (5) 請求者か業1人で、規則第28条に定める障害の状態にあるとき (65歳以上の場合を除く。)は、 その者が職員の死亡の時以後当該障害の状態にあったこと及び当該障害の状態が生
- (6) 請求者 (前号を除く。) 又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が規則第29 の事情がなくなった時を証明する医師の診断書その他の書類
  - 条に定める障害の状態にある者であるときは、その者が職員の死亡の当時から引き続きその障 害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類
- (7) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、 (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所 その事実を認めることのできる書類
- ンコールの大名の大学に所がわからないときは、その旨)を記載した書類 三者の大名及び住所がわからないときは、その旨)を記載した書類 (9) 請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者
- (10)災害が法第46条の特殊公務災害又は令第10条の国際緊急援助活動特例災害に該当するものであ を記載した書類

が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、

かの単田

- ことを証明する書類
- この申請書には、申請者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の申請者の 引意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないとき よ、その理由を記載した書類を添付すること。ただし、11の(9)に掲げる書類と同じ書類について 同意書等その者が代表者であるこ は、その理由を記載した書 は、添付する必要はないこ 13
  - 年月日の記載には元号を用いる

#### 後 出 松

## 様式第16号

#1	#
*	#
霊	£
時金	<
1	1
箱-	\$
差	Ē
金	1
#	H
資	#
無	ľ
刪	Ð
世	H

地方公務員災害補償基金	下多田語		1		
支部長	1 2	年11日	#	ш	Ш
		1	+	ς.	I
	数 請求(申請)者の住所	者の住所			
下記の障害補償年金差額一時金 (障害差額特別 給付金) を請求 (申請) します。	別 フリガナ	# <del>*</del>			
	死亡した障	害補償年金の受給	死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係	]孫	
1 所属団体名		フリガナ 氏 名			
者償死 に雇か目み			#	月 日生(	(経)
金のした		年金証書	の番号 第		台
海 香 香 春 春 春 春 春	<ul><li>□ 第 勤</li><li>□ 令第1条職員</li></ul>	勤       死       亡       年         独員       死亡時の障	月 日 田 害等級	第	田
7# 7#		_			
2 障害補償年金差額一時金 (障害差額特別給付金)の請求(1) 暗毒補償年金 (暗事時別給付金) がち鈴されていた場合	18行金)の請求 セトンを基金	(申請) 金額の計算			
1 日 8 日 日 2 日 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2	章 害 補 貸	年 金(B) × (A)	場 単 恵 本のような	株 別 然 存 (こ) (こ)	( ( )
4 女 人 グ ト ジ ラ ト ( ***) 年度		<	<b>大幅で40/c相け並</b>	) E	
年度	田	田		E	田
年度	匠	E		E	E
年度	E			E	E
年度	田	田		田	田
年度	田	田		田	田
年度	田	田		田	田
年度	E			E	H
+++=		(D)			用 (E)
前払一時金が支給されていたも	1				
支給年月日     支給された前払一       年     目       日     日	- 時金の額 (F) 円	総務大臣が定める率	2率 (G)	(F) × (G	) H (H)
九た魔害補償年金等の合計	(D) + (H)				
る者)の日			死亡職員との続柄又は関係	丙又は関係	
					請・生
(障害補償年金差額一時金の額) (平均給与額) (乗げべき数(ア)) (平均給	[船員の場合] (平均給与額) (乗ずペ	- 場合〕 (乗ずべき数 (イ)) ( I )	,		
) + × E	× E	 	- × (v) - ← E	× 1 = ( (	E
	「船目の場合」				
(平均給与額) (乗ずべき数(ア)) 円 × +(	(平均給与額) (乗ずべ) H X H	くら数 (イ)) × 20 100	(E)	×   -	E
((A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A)	Ž	(E) , too	, -	(受給権者の数)	
1,500,000 用	. 1		×	1 =	E

揾

出

农

# 様式第16号

障害補償年金差額一時金請求書 障害 差額特別給付金申請書

1号紙

Ш

阜

□常 □令第1条職員

柘

瓣

日生( Щ

Ш 緩

> # 無

死亡年月日 #

障害補償年金差額一時金(障害差額特別給付金)請求(申請)額の計算

2

既存障害とその程度

筬

死亡時の 障害等級

皿 # 紙 請求(申請)年月日 あっかがな。名死亡した障害補償年金の受給権者との総柄又は関係 請求 (申請) 者 の 住 所 ふりがな 認定 番号 年金証書の 番 号 所属部局名 地方公務員災害補償基金 支部長 殿 下記の障害補償年金差額一時金(障害差額特 別給付金)を請求(申請)します。 所属団体名 **A** 1 死亡した障 害補償年金 の受給権者 に関する事 頃

	障害補價年金	·金(障害特別給付金)	給付金)が支給されていた場合	ていた場合			
	支給月の属す	総務大臣が	障害補償	年 金	障害特別	%	付金
	る年度	定める率(A)	支給された年金額(B)	$(B) \times (A)$	支給された給付金額(C)	0)	$(C) \times (A)$
	年度		Н.	H		E	田
	年度		Ь	H		E	E
	年度		Ь	H		田	田
	年度		Ь	Н		田	田
	年度		Н	Н		田	田
	年度		Н	Н		田	田
	年度		Н	H		E	田
	年度		Ь	H		E	E
	sin.			(D)	$\left  \right $	1	H (E)
	障害補償年金前払	1	時金が支給されていた場合				
	<b>五給年月</b> 日	文を観響	された前払一時金 (F)	総務大臣が定める率(G)		(F) >	(9) ×
	年 月	ш	E				(H) (H)
	支給された障	された障害補償年金等の合計	の合計 (D)+(H)				(I) H
	受給権者	(支給を受け	る者)の氏名	死亡	死亡職員との続柄又は関係	は関係	
		Ī					
_							

[注意事項] 別紙参照。

#### 後 出 趵

33	障害補償年金差額一時金の請求金額			田
4	障害差額特別給付金の申請金額			E
13	□ 公金受取口座を利用する			
淅	個人番号			
金岩	□ 任意の口座を指定する			
## F#	金融機関名 本支店等名	口座種別	甲 田 田	型派
口壁	口座番号 口座名義人 氏名 (フリガナ)			
排	□その他			

		型。				Ш		П	ш
		最通			. 支 部	H	п	Ę	町
		口座種別			基金	年	Ħ	÷	#
						Ш			
			氏名 (フリガナ)		奉		u4	₹	松
			名 (フ)		命権	H	) <del>!</del>		*
	Ü	本支店等名	口座名義人 氏名 (フリガナ)		任(	年	E	E	E
						Ш			
	2-				属部局	月	額一時金	額特別給付金	tin
	任意の口座を指定する	関名	番号		所	+	業	料	
	意の口	:融機関名	麼	その他		<u> </u>		4	
	口	邻	П	□   ¼	受用	到達した年月日)		t f	
J	和邻	- 5211	口紙	掛	# *	無無		-	

)者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。した障害補償年金の受給権者に関する事項」の欄の「既存障害とその程度」は、男 請求(申請)者は、

既存の障害の程度を加重した場合にの み記入するものと

記入するものとし、既存障害について障害権償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。 「2.障害補償年金差額一時金(障害差額特別給付金)の請求(申請)金額の計算」の欄の「総務大臣が定める率(A)」又は 「総務大臣が定める率(G)」には、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)附則第3条の3の規定により総務

大臣が定める率を記入すること。 「2.障害補償年金差額一時金(障害差額特別給付金)の請求(申請)金額の計算」の欄の「死亡職員との続柄又は関係」には、 その者が請求(申請)者であるときは「請」を、その者が死亡した障害補償年金の受給権者と生計を同じくしていた者であるときは その者が請求(申請)者であるときは「請」を、その者が死亡した障害補償年金の受給権者と生計を同じくしていた者であるときは

「生」を、○で田むこと。 「2 「産者債債を発掘一時金(障害差額特別給付金)の請求(申請)を額の計算」の編の「「障害補償年金差額一時金の額)」 及び「「障害差額特別給付金の額)」の「「乗すべき数(ブ))」には、障害等級に応ずる地力公務員災害補償法(昭和42年法律第 121号)所則第5条の2第1項の表の下欄に掲げる平均将り継続に乗すべき数な、「(乗すべき数(イ))」には、障害等級に応する地方の務員災害補償法が行命(昭和42年政令第24号。以下「令」という。)所則第1条の3各号に掲げる平均給与額に乗すべき数地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号。以下「今」という。)所則第1条の3各号に掲げる平均給与額に乗すべき数地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号。以下「今」という。)所則第1条の3各号に掲げる平均給与額に乗すべき数 2

を、それぞれ記入すること。 1 令第1条に規定する職員に係る「2 障害補償年金差額一時金(障害差額特別給付金)の請求(申請)金額の計算」の欄の「(障 害差額特別給付金の額)」の記入については、別に定めるところによること。 . 「4 障害差額特別給付金の申請金額」の欄には、「2 障害補償年金差額一時金(障害差額特別給付金)の請求(申請)金額の

(b)の金額)を 計算」の欄の「(障害差額特別給付金の額)」の(a)の金額((a)の金額が(b)の金額を超える場合には、

ш

絽 щ 玄 倒 # 崋

艸 щ

任命権 #

Œ щ

所属部 #

Ш

(到達した年月日) 뻾 尽

記入すること。 3 「5 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要は

「平均給与額算定書 (2 号紙) 」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。 この請求書には、於に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、他の補償の請求に関し、すでに提出されている書類又はその写しについては、添付の必要はないこと。

障害補償年金の受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他当該障害補償年金の受給権者の死亡の事実を証明する 書類又はその写し

請求者と死亡した障害補償年金の受給権者との総柄又は關係に関する市区町村長の発行する証明書 請求者が、婚姻の届出をしていないが、障害補償年金の受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であ

その事実を認めることのできる書類 るときは、 (4)

請求者が、障害補償年金の受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉 末であるときは、障害補償年金の受給権者の死亡の当時生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明する書類 妹である

(6) 請求者が、死亡した障害補償年金の受給権者の遺言又はその任命権者(地方独立行政法人の職員にあっては、当該地方独立 行政法人の理事長)に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証明する書類 年月日の記載には元号を用いる。

### 温 Н 镹

	E	1 1 1 1 1 1	E		E	田	田	田	E	Е	E	ш	ш
		1 1 1 1 1										町	Ħ
	円} × (受給権者の数)		円〕× <del></del> = (受給権者の数)									#	争
(E)		(1)) (E)			×1 、受給権者の数、			超金额	差額特別 給 付 金	ılı	10.	好	拉
場合。小学		場 ずべき数	) } × \frac{20}{100}		田 × ( × 家)			型 1		対数	Π	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	*
員 の 45年額)(乗す	×	員 の 共 ・額) (乗す						太后,		(-) 2004		本品	
) 〔 (   		[船 (平均給具	× E	(E)		求金額	額	銀行	□当座預金			銀行	
(障害補償年金差額一時金の額) [船 員 の 場 合] (平均給与額)(乗ずべき数(7))(平均給与額)(乗ずべき数(7))(1)	+	摩害差額特別給付金の額  [船 員 の 場 合] (平均給与額)(乗ずべき数(7))(平均給与額)(乗ずべき数(7))	<ul><li>→</li><li>+</li><li>×</li></ul>	(乗ずべき数(7))	× 365 —	障害補償年金差額一時金の請求金額	害差額特別給付金の申請金額	振込先金融機 関 名	□普通預金	口座番号	預金名義者	受取先金融機 関 名	
障害補償年金 平均給与額)(	×	(障害差額特別給付金の額) (平均給与額) (乗ずべき数	× E }	断)	(1,500,000円×365	障害補償年金	障害差額特別		版込み			送金小切手	その他
	•	(a) (		(q)		3	4	2	送金	€534	9場4	ÍΠ	_

# 改正後】

# 【设币

# 障害補償年金差額一時金請求書

# [注意事項]

- 1.請求(申請)者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「1 死亡した障害補償年金の受給権者に関する事項」の「既存障害とその程度」の欄には、既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 3 「2 障害補償年金差額—時金(障害差額特別給付金)の請求(申請)額の計算」の欄の「総務大臣が定める率(A)」又は「総務大臣が定める率(G)」の頃には、地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3の規定により総務大臣が定める率を記入すること。
- 4 「2 障害補償年金差額—時金(障害差額特別給付金)の請求(申請)額の計算」の「死亡職員との総柄又は関係」の欄には、その者が請求(申請)者であるときは(額)、その者が死亡した障害補償年金の受給権者と生計を同じくしていた者であるとまけ(年)と、年せて記入すること。
- た者であるときは(冊)と、併せて記入すること。 5 「2 障害補償年金差額一時金(障害差額特別給付金)の請求(申請)額の計 算」の「(障害補償年金差額一時金の額)」及び「(障害差額特別給付金の 額)」の欄の「(乗ずべき数(ア))」の項には、障害等級に広ずる法附則第5条 の2第1項の表の下欄に掲げる平均給与額に乗ずべき数を、「(乗ずべき数 (イ))」の項には、障害等級に応ずる告財別第1条の3各号に掲げる平均給与額 に乗ずべき数をそれぞれ記入すること。
  - 6 令第1条職員の場合の「2 障害補償年金差額一時金(障害差額特別給付金) の請求(申請)額の計算」の「(障害差額特別給付金の額)」の欄の記入につ いては、別に定めるところによること。
- 7 「4 障害差額特別給付金の申請金額」の欄には、「2 障害補償年金差額一時金(障害差額特別給付金)の請求(申請)額の計算」の「(障害差額特別給付金の額)」の欄の(a)の金額((a)の金額が(b)の金額を超える場合には、(b)の金額)を記入すること。
- 8 「平均給与額算定書 (2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての 算定内訳を記入すること。
- 9 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、他の補償の請求に関し、すでに提出されている書類又はその写しについては、添付の必要はないこと。
  - (1)障害補償年金の受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他当該障害補償年金の受給権者の死亡の事実を証明する書類又はその写し
- (2) 計 派光・エース 開発権債年金の受給権者との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する証明書
- (3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、障害補償年金の受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (4) 請求者が、障害補償年金の受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるときは、障害補償年金の受給権者の死亡の当時生計を同じくしていた事実を認めることのできょま細
  - る書類 5) 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明す x± 粧
- (6) 請求者が、死亡した障害補償年金の受給権者の遺言又はその任命権者(地方独立行政法人の職員にあっては、当該地方独立行政法人の理事長)に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証明する書類
  - 10 年月日の記載には元号を用いる。

#### 籢 出 松

# 様式第17号

	14
	10 E
#1	#
*	#
た	⊞
平金	4
1	ţ
額-	惢
差	긆
金	批
償年	矩
補償	州
無	1
靊	迤
_	$\overline{}$
・国際緊急	災害関係
務災害	動特例
寺殊公	景助活
4	444

特殊公務災害,国際緊急 援助活動特例災害関係	· 回際聚卷] 障害補償年金差額一時金請求書 ※譽勝條 ] 隨 宴 若 貊 蛛 別 給 付 会 由 諸 婁	額一時金調 終 午 全 由	請決書	事 法		Ť.	1 号紙
] 	, I	T 71 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1	HH H	≣ .			T
地方公務員災害補償基金	害補償基金	請求(申請)年月日	F月日	世	Н		ш
пинин	支部長 殿	請求(申請)者の住所	の住所				
下記の障/ 給付金)を割	下記の障害補償年金差額一時金 (障害差額特別 総付金)を請求 (申請) します。	フリガナ	<b>A</b>				
		死亡した障害補		者との続柄又は	関係		
1 所属	所属団体名		フリガナ 氏 名				
別七	所属部局名			中	Д Н	生(	験)
74	HP/Q/T		年金証書	の番号第			中
る事の変給に障害は	Δ. □ □	第一条第三	死 亡 年死 中野の暗	月 日 田 新築総	年 練	月	ш
項権補 既存障害	とその程度		? J	1	2	ž	Τ
	金差額一時金(障害	金)の請求(申請)	青) 金額の計算				
(1) 障害補償年金支 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(障害特別給付金) か支給されて 務 大 臣 が 障 障	/た場合 補 償 年		量 劃		付金	
6	展形の争	(B)	(B) × (A)	文裕された紹付金額	~	(C) × (A)	
年度		E	H		E		Œ
年度		E	H		E		E
年度		E	H		E		E
年度		Æ	H		E		E
年度		H	H		E		E
年度		H	H		E		E
年度		E	H		E		E
年度		H	H		E		E
	## ###		(D)	/		) H	(E)
(2) 障害補(		(H) 500	で我等出土48%		(4)		
A A A	- 1		稲伤人圧が ためる半	(5)	(F)	(5) ×	(H)
支給され	支給された障害補償年金等の合計 (D)	(H) +				) E	(I)
	受給権者(支給を受ける者)の氏名			死亡職員との続	売柄又は関係		
						請・生	.111
						課・任	.111
						請・生	.111
						請・生	卅
(障害補償年金) (平均給与額)	(障害補償年金差額一時金の額) (平均給与額) (乗ずべき数(ア)) (1+割増率)	(船員 (平均給与額)	[船員の場合] 3与額) (乗ずべき数(イ))	(I) ((	,		
<u> </u>	$\mathbb{R} \times \times (1 + \frac{100}{100}) +$	⊞ )	×	H - (	×		E
(障害差額特)	[				(文階価値2数	,	
(a) (平均給与額) (「(	((ア)) (1+割増率)	[船員の場合] (平均給与額) (乗ずべ		(E)	,		
	$\mathbb{H} \times \times (1 + \frac{100}{100}) + ($	×	) × (	E	  -    -		E
					(母於福邦の期)		_

[注意事項] 裏面参照。

#### 温 出 松

## 様式第17号

(特殊公務災害・国際緊急) 障害補償年金差額一時金請求書(援助活動特例災害関係 ) 障害 差額 特別 給付 金申請 書

1号紙

		T.	1		ı	ı					_								_							_
	ш			中	条職員				④	$\overset{(A)}{\times}$	E	E	E	E	H	H	E	H	(E)		(9)	(E)	(I) H			
	Н								4	9											×		_			
	サ				1000年後				然	(3)	田	H	E	Ħ	Н	Н	Н	Н			(F)			又は関係		
	7								F 別	十金額														所又以		
							神		害特	された給付金額											每(6)			の続柄		
	ш			無			額の計算		盡	大給され									П		1/0			河间		
	年月	へ 者所な 権を係 名割と					(黒		_		E	Э	E	Æ	H	H	E	田田			が完め			死亡職		
<b>抽車 水</b> 車	(申請)	青 25 御会は	部局名	音の手	柘	声声と東	請求 (申請)	争	④	(A) ×		П	_		Н	Ь	-	П	$\mathbb{H}^{(\mathbb{D})}$		総務大臣が定め			Æ		
	計水(	# 会	DHE	金証書		存障害の 程		いた	#	(B)											総務					
		1	版	中梅	無	既や	(障害差額特別給付金)	が支給されていた場合	億	賃(B)	田	E	田	田	E	H	E	H	1	<i>i</i> -	451	E	(H)			
		京 遊		※	ш	鋑	寺別糸	大裕	乗	された年金額(B)										で場合	中平		+ (a)	弘		
	4	文部表 障害差額特		(	町		差額4		障害	された										されていた場	ご斯拉- (F)			の氏		
		♠ +°		ш	卅	4.5	趣	(障害特別給付金)	28	支幣										なな	12		包	争		
		1 2		田		無		卵絲	%	禄(A)										対称	大部の鑑さ		(禁の	受ける		
	<		田林名	サ	ВВ	の後	頁一時金	華	総務大臣が	10										時金が支	4X 6.		当年金	460		
	43	新	通田(		中	中 世 未 表 書	金差		総務	記め										1		ш	障害補償年金等	(支給		
	4000	カ公務員及書棚債告金 下記の障害補償年金差額 給付金)を請求 (申請)	严麗	开	光	医摩	障害補償年金差額	障害補償年金	+		年度	座	<del>dia</del>	金前払	ВВ	H	れた障?	受給権者								
	142	後 の (争)		に年権。障金者書	à		(害補	[ ] #	(C) 属		卅	#	サ	サ	#	年	年	年,		河	大給年.		+0	予		
	4	型力公務員込書価價基金 下記の障害補償年金差 別給付金)を請求 (申請	- 1	名書の記号を記録を記録を記録を記録を記述する	J 国 S		2	避	支給月	る年度										障害補	†X	卅	支給			
	ئــــــا	H. IR	,	√ file Q ;	→ H,		- 1		lr/	1/2										525						┸

[注意事項] 別紙参照。

 $\mathbb{H}$   $\times$   $\frac{1}{}$ (受給権者の数) E

(受給権者の数)

E

(E)

(乗ずべき数(ア)) × 365

田

1,500,000

(b)

#### 後 出 趵

	医口间医丁基左联 马里罗斯尔里斯			Ξ
4	障害差額特別給付金の申請金額			E
5	□ 公金受取口座を利用する			
凇	個人番号			
金老	□ 任意の口座を指定する			
· 新 c	金融機関名 本支	本支店等名	口座種別 📗 普通	産
国图	口座番号	座名義人 氏名 (フリガナ)		
排	<ul><li>トの他</li></ul>			

	任命権者  基金支部	年 月 日 年 月 日	特殊公務災害 円 *国際緊急援助 □ 該当 □ 非該当 活動棒例災害	日 年 知 田	* 支 払 年 月 日   日   H   H   H   H   H   H   H   H
		ш			
	所属部局	年 月	差額 一時金	額差額特別給付金	布
1	* 海 開	(到達した年月日)		* 決 定 命	

この請求 (申請)書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による障害補償年金差額一時金及び障害差額特別給付金を請 求 (申請)する場合に用いること。 注意事項]

請求(申請)者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。

「1 死亡した障害補償年金の受給権者に関する事項」の欄の「既存障害とその程度」は、既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
 「2 障害補償年金差額一時金(障害差額特別給付金)の請求(申請)金額の計算」の欄の「総務大臣が定める率(A)」又は

「総務大臣が定める率(G)」には、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)附則第3条の3の規定により総務 大臣が定める率を記入する

「2 障害補償年金差額―時金 (障害差額特別給付金)の請求(申請)金額の計算」の欄の「死亡職員との総柄又は関係」には、その者が請求(申請)者であるときは「請」を、その者が死亡した障害補償年金の受給権者と生計を同じくしていた者であるときは 2

[年] を、

6 12 障害補償年金差額一時金(障害差額特別給付金)の請求(申請)金額の計算」の欄の「(障害補償年金差額一時金の額)」及び「(障害差額特別給付金の額)」の「(乗ずべき数(ア))」には、障害等級に応ずる地方公務員災害補償法(昭和42年法律第1214号)財別第5条の2第1項の表の下欄に掲げる平均給与額に乗すべき数を、「(乗すべき数(イ))」には、障害等級に応する地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号。以下「令」という。)附別第1条の3各号に掲げる平均給与額に乗ずべき数を、それぞれ配入すること。
7、それぞれ配入すること。
7、今第1条に規定する職員に係る「2、障害補償年金差額一時金(障害差額特別給付金)の請求(申請)金額の計算」の欄の「(障

害差額特別給付金の額)」の記入については、別に定めるところによること。 : 「4 障害差額特別給付金の申請金額」の欄には、「2 障害補償年金差額一時金(障害差額特別給付金)の請求(申請)金額の 計算」の欄の「(障害差額特別給付金の額)」の(a)の金額((a)の金額が(b)の金額を超える場合には、(b)の金額)を

送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要は 記入するこ ないこと 5

「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、他の補償の請求に関し、すでに提出されてい

ズはその写しについては、添付の必要はないこと。 障害補償年金の受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他当該障害補償年金の受給権者の死亡の事実を証明する

請求者と死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する証明書 書類又はその写し

請求者が、婚姻の届出をしていないが、障害補償年金の受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であ 、ときは、その事実を認めることのできる書類 るときは、

請求者が、障害補償年金の受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉 妹であるときは、障害補償年金の受給権者の死亡の当時生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に生順位者のないことを配明する書類 請求者が、死亡した障害補償年金の受給権者の選与はでないことを配明する書類 請求者が、死亡した障害補償年金の受給権者の選与はその任命権者、地方地立行政法人の職員にあっては、当該地方独立 行政法人の理事長)に対する予告により特に指定された者であるときは、これを配明する書類

年月日の記載には元号を用いる。

### 温 Н 镹

	[指 員 79 場 (7) 場 (計 計 日 10) (1) 場 (正均給与額) (乗ずべき数(7)) (1 +割増率) (平均給与額) (乗ずべき数(7)) (1 +割増率) (平均給与額)	
	$\{  \exists \exists \forall x  \times (1 + \frac{1}{100}) + (  \exists \exists x  ) -  \exists \exists \exists x  = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 =$	E
	(受給権者の数)	
	(障害差額特別給付金の額)	
_	(a) (船 員 の 場 合)	
_	(平均給与額)(乗ずべき数(7))(1+割増率)(平均給与額)(乗ずべき数(イ))(E)	
	$(\{ \exists \exists \exists x \times (1+\frac{1}{100}) + (\exists \exists \exists x \times 1) \} \times \frac{20}{100} - \exists \exists \exists x \times 1) \times \frac{1}{100} = 0$	田
	133 (受給権者の数)	
_	<ul><li>(b) (乗ずべき数(7)) (E)</li></ul>	
	$(1,500,000 \exists \times \frac{1}{3.0.5} - \exists )$	田
	303 (受給権者の数)	
1	3 障害補償年金差額一時金の請求金額	田
4	障害差額特別給付金の申請金額	田
1	-	]

E	田	Е	Ľ	ш		Ш
				A		町
				サ		#
時	額特別付金	tt		知		苕
袱 1	大 定 4	当額	П	// // // // // // // // // // // // //		*
太压	□当座預金			支店		Ш
銀行	二			銀行		口非該当
振込先金融 機 関 名	□普通預金	日座番号	預金名義者	受取先金融機 関名		<b></b>
	振込み			送金小切手	その他	殊公務災害 際緊急援助 動特例災害
ιO	送金本	€534 €	9 骤 <	П		* 国讯

	Ш
対器	,
4	卅
崔	
	ш
≁	H
命権	
任	-Vel
	ш
部局	_
严	44
100	
	(H
黚	
ЦX	7
*	

### 後 出 趵

#### 温 Н 镹

障害補償年金差額一時金請求書(特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害)

- 特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による障 害補償年金差額一時金、障害差額特別給付金を請求(申請)する場合に用いる こと。 この請求 (申請) 書は、
  - \*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を 請求(申請)者は、 2
- 記入すること。 「1 死亡した障害補償年金の受給権者に関する事項」の「既存障害とその程度」の欄には、既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記す ಣ
  - 「2」障害補償年金差額一時金(障害差額特別給付金)の請求(申請)額の計算」の欄の「総務大臣が定める率(A)」又は「総務大臣が定める率(G)」の頃には、地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3の規定により総務大臣が定 70 70
    - 障害補償年金差額一時金(障害差額特別給付金)の請求(申請)額の計 算」の「死亡職員との続柄又は関係」の欄には、その者が請求(申請) める率を記入するこ 「2 障害補償年 2

者ふめ

- るときは(鶴)、その者が死亡した障害補償年金の受給権者と生計を同じくしていた者であるときは(曲)と、併せて記入すること。 「2 障害補償年金差額一時金 (障害差額特別給付金)の請求 (申請) 額の計 9
  - 」の欄の記入につ の請求(申請)額の計算」の「(障害差額特別給付金の額)
    - 時金(障害差額特別給付金)の請求(申請)額の計算」の「(障害差額特別給付金の額)」の欄の(a)の金額 ((a)の金額が(b)の金額を超える場合には、(b) 障害補償年金差額-7 いては、別に定めるところによること。 「4 障害差額特別給付金の申請金額」の欄には、 を記入するこ。 の金額)  $\infty$ 
      - 「平均給与額算定書 (2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての 算定内訳を記入するこ。
- 前に、他の補償の請求に関し、すでに提出されている書類又はその写しについ 10 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出
  - 添付の必要はないこ
- (1)障害補償年金の受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他当該障害補償年金の受給権者の死亡の事実を証明する書類又はその写し (2)請求者と死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する証明書
- (3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、障害補償年金の受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認め ることのできる書類
- (4) 請求者が、障害補償年金の受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるときは、障害補償年金の受給権者の死亡の当時生計を同じくしていた事実を認めることのでき
  - (5) 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明す
- (6) 請求者が、死亡した障害補償年金の受給権者の遺言又はその任命権者(地 方独立行政法人の職員にあっては、当該地方独立行政法人の理事長)に対す る予告により特に指定された者であるときは、これを証明する書。 年月日の記載には元号を用いる。
  - Π

後	
Н	
弘	

### 榛式第18号

	障害補償年金前払一時金請求書	前払一時	金請求書		認定番号	中		
位力	也方公務員災害補償基金		請求年月日		サ	H		Н
		支部長 殿	請求者の住所	生				
	下記の障害補償年金前払一時金を請求します。	泳します。	フリガナ 氏	4				
-	平 等 後			無	· **	额		
2	既存障害とその程度							
က	障害補償年金の支給決定に 関する通知を受けた年月日			#	用	ш		
4	年金証書の番号			紙	nk.	台		
l,	障害補償年金前払一時金の申出		年 月3	月分から				Е
Ω	を行った月までの期間に徐る 障害補償年金の額の合計額		年 月3	月分まで				T
				(1)	(1) 限度額を選択した場合	こ場合		
		□ 障害補個 限度額	障害補償年金前払一時金の 限度額	6	(平均給与額)	(乗ずべき数)		
					^ E	  X		E
			1,200日分	(2	(2) 限度額以外を選択した場合	<b>尺した場合</b>		
Ç	請求者が選択する障害補償年金		1,000日分					
٥	前払一時金の請求金額の計算等	中芍総	21 長日008	に相当	(平均給与額)			
		与額の □	600日分	る額	Ē	× 日分=		E
			400日分					
			200日分					
		請水金	額					E
7	□ 公金受取口座を利用する							
淞	個人番号							
金老	□ 任意の口座を指定する							
: SH :	金融機関名		本支店等名		ш	口座種別 🛚 普通	□	掛
上型	口座番号		口座名義人 月	氏名 (フリガナ)	ガナ)			
李	□ その他							

### \* 浒后金 [注意事項]

- 1 請求者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 「2 既存障害とその程度」の欄は、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補 償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 3 「5 障害補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る障害補償年金の額の合計額」の欄は、障害補償年金の最初の支 払に先立って申し出る場合は記入しないこと。
- 「7 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要は ないこと。
- 5 年月日の記載には元号を用いる。

#### 湿 出 改

# 様式第18号

# 障害補償年金前払一時金請求書

認等

±	五十八癸四 《 生 拍 術 計 今	北 京 原	請求年月日		年	月	ш
à.	7. 2. 3. 2. 2. 2. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3.	i					
	下記の障害補償年金前払一時	一時金を請求しま	請求者の住所				1.1
40			かりがな 田 A		1	1	1
П	障 害 等 級		無	級			
2	既存障害とその程度						
n	障害補償年金の支給決定に 関する通知を受けた年月日		争	В В			
4	年金証書の番号		無			中	
2	障害補償年金前払一時金の		年 目分から	Z C			
	申出を行った月までの期間						Е
	に係る障害補償年金の額の 合計額		年 月分ま	F #			С
		□障害補償年金前払	<b>を前払一時金</b>	(1) 限度額を選択した場合	選択した	-場合	
		の限度額		(平均給与額)(乗ずべき数)	(乗ずく	き数)	
				×			E
9	請求者が選択する障害補償	1,20	1,200日分	(2) 限度額以	外を選択	限度額以外を選択した場合	,
	年金前払一時金の請求金額	□ 1,00	1,000日分				
	の計算等	→ → → → → → → → → → → → → → → → → → →	800日分に相当	(平均給与額)			
		与額の□ 60	600日分する額				
		□ 40	400日分	× E	日分=		田
		0 20	200日分				
		請求金	額				$\mathbb{E}$

1								
ш	田	卅	女	-%-			その他	<Π
						機 関 名	世 シン シン	擊
I	T.	+		(-	銀行 末店	受取先金融	举令小扭手	6
	п	Ħ	Lay Sec	-)		預金名義者		駲
						口座番号		쌲
Ε			H H	(-	口当座預金	□普通預金	振込み	公金
Е			なる。	-3	銀行 支店	鉄 2000 名 数 図 名		<b>⊳</b> ≯

(到達した年月日) 毗

EΪΧ \*

郶

基金支

任命権者

所屬部局

州 ※ (到達した年月日)

#

# A

#

\* ш ш

щ

# #

私 **浬** \* ш

E

ш

Ш

Ш

艸 щ 糧 任命 #

Œ щ 郶 Щ # 占

郶 皿 łΧ ④ # 単

[注意事項] 1 請求者に、\*目の欄には記入しないこと。 2 「2 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記することと。 2 と 原毒補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る障害補償年金の額の合計 3 「5 障害補償年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。 4 「6 請求者が選択する同と有権管年金前払一時金の請求金額の計算等」の欄については、請求 者が選択するにと口のを記入すること。 5 年月日の記載には元号を用いる。

•	
*	Įę
ŀ	_
ł	2

# 様式第19号

	遺族補償年金前払	1	- 時金請求書	認定番号	
描入	地方公務員災害補償基金		請求年月日	#	月
		支部長 殿	請求者(代表者)の住所		
	下記の遺族補償年金前払一時金を請求します	青水します。	フリガナ 氏 名		
			死亡職員との続柄		
1	遺族補償年金の支給決定に関す る通知を受けた年月日		年	月	
2	年金証書の番号		無	舟	
က	遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額		年     月分から       年     月分まで		E
4	代表者の選任等	□ □ ₩ □ □ 代表	受給権者が1人の場合又は 代表者を選任した場合	受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 代表者を選任した場合	
			1,000日分1,080日分	(1) 請求額 (平均給与額) 円 × 日分	SS ×
ro	請求者(代表者)が選択する 遺疾補償年金前投一時金の請 求令額の計簡等	平均総 りの額の		E	(受給権者の数)
	7 - 16 11 - 18 11 11		600日分	(2) 請求額の合計額	
				((1)の請求額) (受給権者の数) 円 X ==	(黎)
9	₹取口座 -		-	-	-
港<	個人番号	-			
钥柜	□ 任意の口座を指定する				
部に	金融機関名		本支店等名	□ 座種別	型票 □ 票庫 □
1 逝:	口座番号		口座名義人 氏名(	(フリガナ)	
绑	□ その他				

受單	拒	属部局		_	任命	権者			基	苯	
到達した年月日)	年	H	Н	由		H	н		年	月	Н
* 決定金	類	H	浬 *	知	年	月	*	支 払		年 月	В

[注意事項]

- 1 請求者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「3 遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額」の欄は、遺族補償年金の最初の支 松に先立って申し出る場合は記入しないこと
- 3 「6 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要は ないこと。
- 4 この請求書には、受給権者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、その旨を証明する書類、また、代表者を選任しないと きは、その旨を記載した書類を添付すること。
  - 5 年月日の記載には元号を用いる。

### 湿 出 改

# 様式第19号

# 遺族補償年金前払一時金請求書

	ш				中		田		安田	E	<b>*</b>	£ ⊞
	Э							とい場合		: (x	- 2 - 2 - 2 - 3 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4	물 물 무
	サ			ш				選任しな	額 :額) 田×		請求額の合計額の書かる	※ (要  X
争定		の住所	Æ	Ħ				の場合又は代表者を選任しない場合 た場合	(1) 請求額 (平均給与額) 円	× 	(2) 請求額の合計額 (1) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	X E X E
器等	# H H	(大教者)	, A との続柄		無	月分から	月分まで	승고はf 승		に相当	する額	
	ш.		氏 死亡職員	サ		Ш,		$\prec$ $\rightarrow$	□ 1,000日分 (□ 1,080日分)	800日分	⟨x ⟨	200日分
	殿	416	田屋			卅	サ	者が1 を選句	1,000日分 1,080日分	800	B 009	200 H
	太常原	報本						受給権者が1 代表者を選任		口 架		
	₩	一時金を								平场給	与額の	
		拉一亞		b定に F月日	番号	一時金のでの期間	)額の	任 筹		選択す一時金		
	基金	年金前		<ul><li>)支給</li><li>をけた</li></ul>	6	f払一階 ∃までの	賞年金0	鰂		が払	掛	
	(害補	英補 償		貨年金の 負知を3	計	族補償年金前払一時金の 出を行った月までの期間	<b>貴族補</b> 0	者の		(代表者) が選択す #償年金前払一時金	真の計	
	地方公務員災害補償基金	下記の遺族補償年金前払		遺族補償年金の支給決定に 関する通知を受けた年月日	年	遺族補傷 申出を行	に係る遺族補償年金の額の 合計額	大表		請求者(代表者)が る遺族補償年金前払	請求金額の計算等	
	地方	14	+°	-	2	က		4		ro		

Е	Γ		П	п		Н
			п	Ę		Н
			Ħ	+		+
He de	计领		u.y	Ř		松
-1	N F		Ħ	Ę		₩
+	(-		-3	(-		*
太正	預金			H	χ	
銀行	一当座			小田	¥1.	
振込先金融機 関名	口普通預金	口座番号	預金名義者	受取先金融	機関名	
	#			H	+	) 他
	版			*	H	8 0
9	KI 4	月作	駲	0	臩	⟨□

(到達した年月日) 뻾

ijΚ

岩 ¥ 基金 #

艸 任命権 #

Ш

所屬部局 Щ #

[注意事項] 1 請求者に、\*印の欄には記入しないこと。 2 「3 遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計 額」の欄には、遺族補償年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。 3 「4 代表者の選任等」の欄には、設定当する口に「4円を記入すること。 は、請求者(代表者)が選択する遺族補償年金前が上時金請求金額の計算等」の欄について は、請求者(代表者)が選択する国に「日を配入すること。 5 この請求者には、受給權者が 2人以上ある場合で代表者を選任したときは、その旨を証明する 毒類、また、代表者を選任しないときは、その旨を記載した書類を添付すること。 6 年月日の記載には元号を用いる。

#### 後 出 松

### 榛式第23号

遺族補償一時金請求書 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書

	遺	疾特另	遺族特別接護金申	1111111 	##						1号紙
	遺加	疾特另	遺族特別給付金申	中山	請書			認定番	台		
地方公務員。	地方公務員災害補償基金				請求 (申)	(申請) 年月	月日	年		月	Ш
			支部長	盛	出世(本 (	* (#	4年				
		「遺族料	遺族特別支給金】			} # £	H				
下記の	下記の遺族補償一時金	遺族性遺族性	遺族特別援護金 遺族特別給付金	49	スト	フリガナ					
請求 (申請)	清) します。			B	€亡職員 ₹	との続権	有又は関係			死亡職員との続柄又は関係	
	所属団体名						フリガナ 氏 名				
マー 選り 上部 上記	所属部局名						1 2 1 1 1 1 1		Ħ	日生(	(解
を事る事員					ŧ	#	負傷又は発病の年月	<b>寿の年月日</b>	Ĥ	п	
項に職	免				帝 令第1条職員	5職河	死亡年月日		# #	T E	ш
	李金	(遺族特別給付金)		(事) (事)	(申請) 金額	金額の計算					
(I) 遺族価債平3 年金の受給権者	M P	(遺族特別給付金) あった者の氏名	XX (V)	fastしいた場合 年金証書の番号	/た場合の番号	F	支給された年金額の合計	金額の合計	大浴など	支給された特別給付金額の合計	の合計
			紙		ı uk'	中		E			E
			無		uk'	台		E			E
			無		uk'	中		E			E
		盂						E			E
	の総務大	臣が	,	遺族	補償	<b>#</b>	金	煎	族特	別給 付金	
4	<del>1</del> 44	(A)	支給された年金額	年金額	(B)	(B)	(A) × (A)	支給された給付金額	付金額 (C	(C) ×	(A)
年度	本				E		田		H	Ε.	E
年度	英				E		E		H	1	E
年度	華				田		E		H	1	E
年度	英				E		H		H	1	E
年度	承				E		H		H	1	E
年度	承				田		田		田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	1	田
	#=						(D)				H (E)
11111	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	1 1 1 1 1	4							

农

温

出

様式第23号

1号紙

遺族補償一時金請求書 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書 遺族特別給付金申請書

(C) × (A) □常 □令第1条職員 Ш EEE  $\stackrel{(\pm)}{\boxplus}$  $\stackrel{(\exists)}{\boxplus}$ 又は関係 支給された特別給付金額の合計 (E) 色 t  $(F) \times (G)$ щ 皿 この統柄ご 貋 E EE  $\mathbb{E}$ E 田 支給された給付金額(C) # # 區 死亡職員 卖 総務大臣が定める率(6) 族 迴 請求 (申請) 年月日 ш ш шш 請求 (申請)者 の 住 所 ふりがな 器 是 是 是 柘 死亡職員との 続柄又は関係 EE 支給された年金額の合計 EE 田 田田 田  $(B) \times (A)$  $\mathbb{E}$ 田  $\mathbb{E}$ (II) 額の計算 ₩ ┧ш 皿 Щ щ 所属部局名 (4) 田 # ## # # 請求 (申請) 出 獭 死年 田田田 EEE 補信 支給された年金額(B) H 大給され、 (D) + (H)46 礟 Ш 支給された前払一時金 の額 (F) 一時金が支給されていた場合 微 遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金 支部長 族 щ (遺族特別給付金) 日任 挴 (遺族特別給付金) の氏名 年金証書の番号 支給された遺族補償年金等の合計 # ıþ 中 中 Щ 定める率(A) 総務大臣が 地方公務員災害補償基金 下記の遺族補償一時金 策 策 紙 # します。 遺族補償一時金 負 傷 又 『 発病の年月』 年金の受給権者で あった者の氏名 如 遺族補償年金 所属団体名 遺族補償年金前払 支給年月日 年度 年度 年度 年度 年度 年度 支給月の属す 請永 (申請) 出 受給権者 # る年度 死亡職員に関する事項

> (H) H E

総務大臣が定める率 (G)

E

(受給権者の数)

E

 $\equiv$ 

(乗ずべき数 (ア))

第一時金の額) (平均給与額)

×

E

ш ш

皿

# #

#

 $\widehat{\Xi}$ 

0

支給された遺族補償年金等の合計

ш

щ

#

受給権者 (支給を受ける者)

 $\mathbb{H}$ 

(受給権者の数)

 $\mathbb{H}$ 

20

×

E

(E)

(乗ずべき数 (ア)) ×

(遺族特別給付金の額) (a) (平均給与額)

E

受給権者の数)

×

田

 $(\Xi)$ 

(乗ずべき数 (イ))

365

×

田

1, 500, 000

(P)

[注意事項] 裏面参照

[注意事項] 別紙参照。

#### 後 出 趵

H		E		Ш				当座				Н		Ш			I
											銀						
		II	(2					里里			₩	H		Щ		п	ς
	(I)		(受給権者の数)								基金						
	(総額	×	(水 本					口座種別				サ		#		Ħ	+
	遺族特別援護金	ш.							1								
	<b>養族特</b>											ш		女		+	Į.
	刑	E							(フリガナ)		≁						
									1 (7)		奉	H		浬		+	
									比名		任命		田	Ε	E	E.	E
			り数)					等名	業人		H	#					
	総額)	-	(受給権者の数)					本支店等名	口座名義人								
	遺族特別支給金(総額	×	(別)									ш					
	专別支												倒	倒	倒	<b>(H)</b>	抽
	遺族件										部局	Щ		怨	鐮	÷	
通		額		퓇	42		ю				属		盘	₩	墩	椝	
遺族補償一時金の請求金額		申請金額		遺族特別給付金の申請金額	公金受取口座を利用する	-15-	任意の口座を指定する				占	卅	1	特別	特別	特別	⟨□
きの斎			1	きの申	1座を	番号	医杏指		車					#	額	<del>4(-</del>	ŹΠ
一時多		遺族特別支給金谱族特別接籌金	~ ~ ~	給付金	受取口	$\prec$	Ø □ Ø	融機関名	座 番	租					倒		
<b>斥補償</b>		( 作 ) ] ( 体 ) ]		转期	公金	画	任意	金		その他	型	5A B)			色		
	4		į			4141		med			EX	(到達した年月日)			丞		
ಣ		4		ß	9	滋	金米	一百	□ 쒼	郷	*	5			*		

注意事項 請求 (申請) 者は、米印の編には記入しないこと。また、謬当する口にレ印を記入すること 「2 遺珠補償一時金(遺族特別給行金)の請求 (申請) 金額の計算」の編の「年金の曼給権者であった者の氏名」及び「受給権

者(支給を受ける者)の氏名」は、すべての受給権者について記入すること。
3 「2 遺族補償年金(遺族特別給付金)が支給さる。
3 「2 遺族補償・中金(遺族特別給付金)の課題、(目) 遺族補償年金(遺族特別給付金)が支給されている場合」は、この請求(申請) 書提出前に当該補償、健族特別給付金の支給)の事由となった職員の死亡に係る遺族補償年金(遺族特別給付金)の支給が行われていた場合にの本記入すること。(遺族特別給付金)の支給が行われていた場合にの本記入すること。
4 「2 遺族補償・時金(遺族特別給付金)の請求(申請)金額の計算」の欄の「総務大臣が定める率(A)」又は「総務大臣が定める率(G)」には、地方公務員災害補償法(昭和24年第121号)第36条第2項の規定により総務大臣が定める率を記入すること。

9

7 「4 遺族特別支給金 申請金額」の欄の「遺族特別支給金(総額)」及び「遺族特別援護金(総額)」には、地方公務員災害補償 7 遺族特別援護金

基金業務現程 (昭和42年地基規程第1号。以下「規程」という。) 第29条の7第2項各号に掲げる額のうち申請者の該当するもの及び規程第30条の9第2項各号に掲げる額のうち申請者の該当するものそ、それぞれ記入すること。 び規程第30条の9第2項各号に掲げる額のうち申請者の該当するものを、それぞれ記入すること。 「5 遺族特別給付金の申請金額1の欄には、「2 遺族構構の時後(遺族特別給付金)の請求 (申請)金額の計算」の欄の 「(遺族特別給付金の額)」の(a)の金額((a)の金額が(b)の金額を超える場合には(b)の金額。を記入すること。 「6 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金代金融機関名等の口座登録情報を記入する必要は

ない。この当日当日年よりが高い、江北大な石田でいる日のでは、ためたお田ののの日から日本生が古来ら出い、シの大きでなった。この一年があり、「北方統ちが算定書(29番)」には、この請求に係る平均総ち務についての算定内訳を記入すること。「「工人」の請求書が基書には、次に掲げる書類を派付すること。ただし、この請求書の発出前に、当該職員の死亡について、公務災害又は通勤数別の認定請求書が提出されているとき又は遺族維護年金の支給が行われていたときは、(1)及び(8)に掲げる書類は添付する必要はないこと。

(4) を製工がした。
 (5) を施則する書類又はその写し、
 (6) が表するとのであるとことを照りているできるとは、
 (7) を応則する書類又はその写し、
 (8) を応則する書類又はその写し、
 (9) がまるが、
 (1) がなるのできる書類
 (2) がまるが、
 (3) からいといるできる事類
 (4) 職員の死亡の当時をしているできる事類
 (5) がまるが配価を全切しることができる遺抜がなく、かつ、
 (5) がなるに、
 (6) 所えるがに嫌しのが入によって生計を維持していたす、
 (7) はまるが正確していた者であるときは、
 (8) ないとないとのであるときば、
 (9) ないとならがあるときは、
 (1) はないときは、
 (2) であるときは、
 (4) であるときは、
 (5) ないであるときは、
 (6) ないであるときは、
 (7) はないときは、
 (8) ながが第二をの言があれた者であるときは、
 (7) はないときは、
 (8) ながが第二をの言が表れた者であるときは、
 (7) はながには、
 (8) ながが第二をの言が表れた者であるときは、
 (8) ながが第二をの言が表れたるのまなのは所、
 (第三者の氏名及び住所がわからなとを用いる。
 (4) は、

### 温 Н 镹

	(遺族補償一時金の額) (平均給与額)(乗ずべき数(7))	(1)		
	- × 田 )	× Œ	1 = H	_
		(受給権	(受給権者の数)	
	(遺族特別給付金の額)			
(a)				
	(平均給与額)(乗ずべき数(7))	(E)		
	( $\mathbb{H} \times \times \frac{20}{100}$	—× (Ħ	1 = = =	_
:		(承給權	(受給権者の数)	
9	) (乗ずべき数(イイ))	(E)		
	(1,500,000円× 365	— H) × 1	11	田
		(受給権者の数)	音の数)	
က	遺族補償一時金の請求金額		臣	_
4	遺族特別支給金申 請 金 額 遺族特別援護金申 請 金 額	遺族特別支給金 (総額)	遺族特別援護金 (総額) $ H \times \frac{1}{\Delta} = ( \Theta \mathop{\text{A}} k \& \# \# \Phi \mathop{\text{A}} \Sigma ) $ ( $\Theta \mathop{\text{A}} k \& \# \Phi \mathop{\text{A}} \Sigma \mathop{\text{A}} \Sigma $	E
2	遺族特別給付金の申請金額			E

田	田	E	田	E	ш	Ш
					A	月
					<b>#</b>	+
時命	特別支給金	特別援護金	特別給付金	1111111	出	松
1				⟨□	熳	¥
-%-	#	広定る	出際		*	*
+	X	口当座預金			銀行 支店	
振込先金融	機関名	口普通預金	日座番号	預金名義者	受取先金融機 関名	
		振込み			送金小切手	その他
	0	送	月年日	# 6 #	<b></b> ¶  √□	

	ш	
大部	Я	
基金	年	
	Ш	
権者	Я	
任命	年	
	ш	
部局	Я	
所属	年	
捕	した年月日)	
ďΚ	機(高)	
*		

出 改

湿

品格 の欄 10 できま 崧

をこれ を し 職の 職に の動 着求 (申請) 金額の計算」 着について記入すること。 着求 (申請) 金額の計算」 れていた場合」の項に記 りていた場合」の項になっ り金の支給)の事由となっ りを必然が行われていた場

の請員の

の地と「パ・マーを押方と」を領方と)を額(平)を額(平)の公。遺数に乗均 |請) 金額の計算」の 率(G)」の頃には、地 官める率を記入するに 青) 金額の計算」の「 」の欄の計算」の「 」の掲げる平均結合 5号に掲げる平均結合 第二乗ずべき数を、「 別第2条各号に掲げる条を、「 

壷,∪

648

の評り条職

盤 [

る金額額のう 「遺族特別援 げ金 掲る 各号に持に掲げる 及び 更号

(遺族特別 0欄の(a)の 5こと。 たついての (関一時金) 3額) 」の欄(記入するに) おおり がおり の欄(記入するに) 『族補傷 †金の名 『J を記 う平均糸

この請求書の提出 言請求書が提出さ 次の(1)及び(8) 立窟 この認識がまれていません。

実及びそ 又はその 験事 の書 1100 死す の明

温板のか開展をから関連を持つ。 る婚き : の発行する | 時事実上数 | にとのでき | 族がなく、 、兄弟ていた

孫し

父を母維

` 特

父持計

子をて、維生

と手がいる。

しったででば

書係類

子生

ママンの

そは , HU

を記

11/1

ĬII,

₩°

争らい

m(1H)

の職」に指述

人特

#### 後 出 松

#### 榛式第24号

族補償一時金請求	遺族特別支給金申請書	<b>标</b> 库 三 唇 灌 今 由 彗
	(特殊公務災害・国際緊急)	活動特例災害

	認定番号	世
遺族補價一時金請求書遺族特別支給金申請書遺族特別接護金申請書	族特別給付金申請	諸次 (申請) 年月日
国際緊急 災害関係		11年

### (4 時) 各の住所 (4 時) 名の住所 (4 時) 名の任所 (5 時	2		画	遺族特別給付金申請書	給付金	胜田		認	番号			
(4 mill) します。	2	地方公務員災害補償基金					:月日		J#1-	H		ш
(4 回謝) します。	連数時別條付金    2 カガチ   2 大 カ 名		一番棒特別		請水 (申]	請) 者の	り住所					
所属団体名	東亡職員との診解及は関係	下記の遺族補償一時金	遺族特別 遺族特別			リガナ	如					
所属団体名   一	F. F. A   本語   A   A   A   A   A   A   A   A   A				死亡職員	との続	柄又は関係					
所属部局名	(金藤特別給付金) の請求 (申請) 金額の計算 を取り場合(金) が支給されていた場合 (本) 支給されていた場合 (本) 大田 (本)						フリガー	т <u>А</u>				
職業権権         名名         日本名         日本名 </td <td>( 2 位 後 4 分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>台傷マは</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(薬</td>	( 2 位 後 4 分						台傷マは					(薬
W	大臣 が 大臣 が 大郎 からからか。 大田 か 大郎 からからか。 大田 からかっの組会)         (P) × (G) (C) × (	#				靈			年		月	Ш
遺族補償 一時金(遺族特別給付金) の請求(申請)金額の計算         支額の計算         支給された生場合         本籍の計算           20受益権者であった者の氏名 第 年金 計算         第 号 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	2 (遺族特別給付金額の計算       2 (遺族特別給付金額の合計 文給された12条合				] 今第13	条職員		Н	年		月	Ш
100 会	1	判	[族特別給付 :□:  ≫44 ♠]	金)の諸状が末分	(中譜) 金沙(二) 本植今	額の計	拁					
第	第	国灰田国十里との受給権者で	5の氏名	// 大幅 C 4 E 年金証	1、1、%日		支給された	年金額の合計	H	された特別	給付金額	の合計
第	第					中			F			E
一部   一部   一部   一部   一部   一部   一型   一型	大臣が         用         円 <td></td> <td></td> <td>無</td> <td></td> <td>中</td> <td></td> <td></td> <td>F</td> <td></td> <td></td> <td>E</td>			無		中			F			E
A	大臣 が         進 株 橋 年 金         職 株 額 日 金         職 株 額 日 金         職 株 額 日 金         職 株 額 日 金         職 株 額 日 金         職 株 額 日 金         職 株 額 日 金         職 株 額 日 金         職 株 額 日 金         日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			無		中			F			E
5 本 臣 が         遺 厳 補 償 年 金         選 厳 特 別 論 付           5 本 ( A ) 支給された年金額 ( B )         ( B ) × ( A ) 支給された衛行金額 ( C )         ( C )	次 反 が         業 様 備 年 金         職 株 特 別 総 付 金           5 章 (A)         支給された年金額(B)         (B) × (A)         支給された給付金額(C)         (C) × (A)           1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		nha.						F			E
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(本)	月の総務大5年度定める率		<u>遺</u> うされた年金	(B)	(B	×	大総されば	遺 族 特 た給付金額	(C)	倒×	(¥)
加田	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	年度	ı							E		
加速を対支給されていた場合         中 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	年度			E			F		E		E
出土庫金が支給されていた場合         中 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	年度			E			F		Æ		E
出一時金が支給されていた場合         円         N	大一時金が支給されていた場合         円	年度			田			F		田		E
出一時金が支給されていた場合     円 (D)       工場会が支給されていた場合     大部分社に前払一時金の額 (F)     総務大臣が定める準 (G)     (F) ×       資産金等の合計     (D) + (H)     年 月 日     年 月 日       金字ける者)の氏名     年 月 日     年 月 日       年 月 日     年 月 日       年 月 日     年 月 日       年 月 日     年 月 日       本 月 日     年 月 日       本 月 日     年 月 日       本 月 日     年 月 日       本 月 日     年 月 日       本 月 日     日   <	大一時金が支給されていた場合         円(D)         所 円(D)         円 円         日         日 </td <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td>E</td> <td></td> <td></td> <td>F</td> <td></td> <td>H</td> <td></td> <td>H</td>	年度			E			F		H		H
近一時金が支給されていた場合       1     支給された前払一時金の額(F)     総務大臣が定める率(G)     (F) ×       1     日     用     所に職員との総解又は       2     日     年月日     年月日       2     年月日     年月日       4     月日日     年月日       6     年月日     年月日       6     年月日     日日       7     日     日日       6     年月日     日日       7     日日日     日日日       6     日日日日     日日日日       6     日日日日     日日日日       7     日日日日日     日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	Lubedが支給されていた場合     円 (D) (F) × (G)       有名された前社一時金の額 (F) 総務大臣が定める率 (G) (F) × (G)       日 (年金等の合計 (D) + (H) (F) (F) × (G)       日 (日本等の合計 (D) + (H) (F) (F) × (G)       日 (日本等の合計 (D) + (H) (F) (F) × (G)       日 (日本等の合計 (D) (F) × (G) (D) (F) × (G)       日 (日本等の合計 (D) (F) (F) (F) × (G)       (日本等の合計 (D) (F) (F) (F) (F) (F) (F) (F) (F) (F) (F	年度			E			F		Æ		E
出土時金が支給されていた場合     実給された前址一時金の額 (F)     総務大臣が定める率 (G)     (F)×       胃性金等の合計     (D) + (H)     年 月 日     東 年 月 日       を受ける者)の氏名     年 月 日     年 月 日       年 月 日     年 月 日       年 月 日     年 月 日       年 月 日     年 月 日       年 月 日     年 月 日       年 月 日     年 月 日       本 月 日     年 月 日       本 月 日     年 月 日       本 月 日     日       本 月 日     日       本 月 日     日       日     日       (乗り日     日       日     日 <t< td=""><td>L-medin 支給されていた場合       支給された前払一時金の額 (F)     総務大臣が定める率 (G)     (F) × (G)       日     円     円     円       日本等の合計     (D) + (H)     円     円       日本月日     年月日     円       日本月日     年月日       年月日     年月日       年月日     年月日       本 月日日     年月日       本 月日日     年月日       本 月日日     年月日       本 月日日     年月日       中日日     年月日       年月日     日日       年月日     日日       年月日     日日       日日     日日       日日日     日日       日日日     日日       日日日     日日       日日日     日日       日日日     日日       日日     日日   &lt;</td><td>丰</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><math>\widehat{}</math></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>	L-medin 支給されていた場合       支給された前払一時金の額 (F)     総務大臣が定める率 (G)     (F) × (G)       日     円     円     円       日本等の合計     (D) + (H)     円     円       日本月日     年月日     円       日本月日     年月日       年月日     年月日       年月日     年月日       本 月日日     年月日       本 月日日     年月日       本 月日日     年月日       本 月日日     年月日       中日日     年月日       年月日     日日       年月日     日日       年月日     日日       日日     日日       日日日     日日       日日日     日日       日日日     日日       日日日     日日       日日日     日日       日日     日日   <	丰						$\widehat{}$				
文給された前払一時金の額(F) 総務大臣が定める率(G) (F) × (B) を要する者)の氏名	支給された前払一時金の額(F) 総務大臣が定める率(G)	遺族補償年金前払	手金が支給さ	れていた場合	√II	-			F			
日	日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	支給年月日	大浴なよ	ルた前払一時	金の額 (F	-	総務大臣が)			- 1	- 1	
度性金等の合計 (D) + (H) を受ける者)の氏名	1	年 月 日	-			$\dashv$						
を受ける者) の以名	年 月 日     外に職員との続格スは関係       年 月 日     年 月 日       年 月 日     年 月 日       年 月 日     年 月 日       年 月 日     年 月 日       本 入 150 + {     (平均給与額)       (全体則第2条の2の場合)       (1,080 - ) }       (1,080 - ) }       (1,080 - ) }       (4,080 - ) }       (4,080 - ) }       (4,080 - )         (5,080 - )         (4,080 - )         (5,080 - )	こ給された遺族補償年金	等の合計		+	-			1			
年月日日       年月日日       (乗ずべき数(ア))       (平均給与額)       (本ずべき数(イ))       ×     ×       -     円×(1,080 - 1)       -     円		松備有 (文档	~l	在	Ħ,	.]	I E	ш	%に職員。	い資格大	出圏状	
年 月 日       年 月 日       (乗ずべき数 (ア))     (平均給与額)       (乗ずべき数 (イ))       × × × 150 + {     円 × (1,080 - )}       =     円	年月日     年月日       (年月日     日本月日       (本地別第2条の2の場合)     (東すべき数(イ))       (1)     (1)       (1)     (1)       (2)     (1)       (3)     (1)       (4)     (1)       (4)     (1)       (4)     (1)       (4)     (1)       (4)     (1)       (4)     (1)       (4)     (1)       (4)     (1)       (4)     (1)       (4)     (1)       (4)     (1)       (4)     (1)       (5)     (1)       (4)     (1)       (5)     (2)       (4)     (1)       (5)     (1)       (6)     (1)       (7)     (1)       (8)     (1)       (1)     (1)       (2)     (1)       (3)     (1)       (4)     (1)       (5)     (1)       (6)     (1)       (7)     (1)       (8)     (1)       (1)     (1)       (1)     (1)       (2)     (1)       (3)     (1)       (4)     (1)       (5)     (1) <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td>#</td><td></td><td>П</td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>					#		П				
(乗ずべき数(ア))     (平均給与額)       (本ずべき数(ア))     (平均給与額)       (乗ずべき数(ア))     (平均給与額)       (事ずべき数(イ))       (日 × (1,080 — )}       (日 ))	(乗すべき数(ア))     (平均給与額)       (本)     (平均給与額)       (本)     (本)       (日)     (日)       (日)					井		ш				
$( ( ( \hat{w}) ) $ $( ( ( \hat{w}) ) )$ $( ( ( ( \hat{w}) ) ) )$ $( ( ( ( \hat{w}) ) ) )$ $( ( ( ( ( \hat{w}) ) ) ) )$ $( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ($	(予財別第2条の2の場合)       (平均給与額)       (1)       (1)         (東すべき数(イ))       (1)       (1)         (1)       (1,080 — ) ]       )]       )]         (2)       (1,080 — ) ]       )]       )         (2)       (1,080 — ) ]       )]       )         (2)       (1,080 — ) ]       )]       )         (2)       (1,080 — ) ]       )]       )       )         (2)       (1,080 — ) ]       )]       )       )       )         (2)       (1,080 — ) ]       )]       )					争	月	ш				
内 ×     × 150 + {       1	× × 150 + { 円 × (1,080 - )} - 円 = 円 (4,080 - )} - 円 = 円 (4,080 - )}		ペき数 (ア)		_	(条)	附則第2条	の2の場合] (乗ずべき	(人)		(1)	
= (受給権者の数)	Е =				<u>_</u>	E	× (1,	- 080	<del></del>			
(受給権者の数)		-		E								
		(受給権者の数)										
		奏特別給付金の額)										

[注意事項] 別紙参照。

E

(受給権者の数)

E

(E)

(乗ずべき数 (イ))

E

1, 500, 000

(P)

(受給権者の数)

 $\mathbb{E}$ 

 $\frac{20}{100} \bigg] -$ 

[令附則第2条の2の場合] (平均給与額) (乗ずべき数(イ)) 用 × (1,080-

> 150  $\mathbb{E}$

> > E

(乗ずべき数 (ア))

(平均給与額)

#### 돑 出 农

# 様式第24号

特殊公務災害·国 際緊急援助活動特 例災害関係

遺族補償一時金請求書 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書 遺族特別給付金申請書

1号紙

# 器 字 品 年月日 請求 (申請) 者 の 住 所 ふりがな 柘 死亡職員との 続柄又は関係 請求 (申請) 出 妈 礟 遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金

支部長

下記の遺族補償一時金 地方公務員災害補償基金

請求 (申請)

щ

□常 □令第1条職員

柘

瓣

田任

皿

#

杂

出 死亡職員に関する事項

所属団体名

所属部局名

Ш

Щ #

 $\sqcup$ 

死年

ш (報

щ

#

負傷又は 発病の年月日

H

支給された特別給付金額の合計

支給された年金額の合計

請求(申請)額の計算

遺族補償一時金 (遺族特別給付金)

が支給され、

(遺族特別給付金) 年金証書の番号 E

中

無

年金の受給権者で あった者の氏名 遺族補償年金

													_								
田	田	田	付金	$(C) \times (A)$	H	E	田	田	H	H	田	H (E)		(F) × (G)	(H)	$\mathbb{H}\left( \Pi\right)$	有又は関係				
			別給	r 金額(C)	H	H	H	H	H	H	H			(F)			員との続柄				
			族特	された給付金額										5率(G)			死亡職員				
			瘦	大器										E &				Ш	ш	ш	ш
E	E	田	④	$(B) \times (A)$	田	田	田	田	E	田	田	(D)		総務大臣が定める率(G)			A H	H	Н	A	A
			#	E)	_	_	_	_	_	_	_			総教				#	サ	<b>争</b>	#
			貆	額(B)	田	田	田	田	田	田	E		A==	AN1	E	$\widehat{\Xi}$	#				
			族補	された年金額									給されていた場合	1払一時金		+ (a)	刊				
中	中		蛔	水幣									浴されて	された前払- (F)		り合計	の氏名				
無	無		総務大臣が	る 奉 (A)									時金が支着	文の浴額		支給された遺族補償年金等の合計	2者)				
		計	総務	定め									1		Ш	族補(	を受け				
			+		年度	1111111	三金前	H H	В	ルた遺	(支給を										
			支給月の属	る年度	牟	中	中	中	4	年	年		遺族補償年金前払	支給年月	年	大給さた	受給権者				

#### 出 趵

3	遺族補償一時金の請求金額						П	F
		遺族特別支給金 (総額)		遺族特別援	獲金 (総額)			
4	遺族特別支給金 申請金額 遺族特別接護金 申請金額	$\mathbb{H} \times \frac{1}{\mathbb{H}} = \mathbb{H}$	E		$\mathbb{B}\times \frac{1}{}$	II	ш.	E
		(受給権者の数)			(受給権者の数)	数)		
5	遺族特別給付金の申請金額						ш	F
9	□ 公金受取口座を利用する							
类<	個人番号							
街権	□ 任意の口座を指定する							
翻	金融機関名	本支店等名			口座種別	更和	州□	
口卷	口座番号		. 氏名 (フリガナ)	-)				
排	□ から街							

基金支部	年 月 日		]	н н	Н	年 月 日
	ш	*	]		-	.1
6 権者	A	と ほ	<ul><li>国际系示板则 活動特例災害</li></ul>	班 本	E	* 支 払
任命	年	田	田	H	E	E
	Ш					
所属部局	: A	時金	別支給金	別 援 護 金	別給付金	ilia
亜	(到達した年月日) 年	1	华	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Ħ	<□
E[X	子生			#	ν	

「江声申項」この請求(申請)書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による遺族補償一時金、遺族特別支給金、遺族特別援護金及

び遺族特別給付金を請求(申請)する場合に用いること。

2 請求(申請)者は、\*月の欄には記入しないこと。また。該当する□にレ印を記入すること。
 3 「2 遺族補償一時金(遺族特別給付金)の請求(申請)金額の計算」の欄の「年金の受給権者であった者の氏名」及び「受給権者(支給を受ける者)の氏名」は、すべての受給権者について記入すること。

「2.遺族補償一時金(遺族特別給付金)の請求(申請)金額の計算」の欄の「(1)遺族補償年金(遺族特別給付金)が支給さ

れていた場合」は、この請求(申請)書提出前に当該補償(遺族特別給付金の支給)の事由となった職員の死亡に係る遺族補償年金 環族特別総件会)の支援が行われていた場合にのみ配入すること。 5 2 遺族補償一時金(遺族特別総付金)の請求(申請)の請求(申請)の編の「総務大臣が定める率(A)」又は「総務大臣が定 める率(G)」には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第36条第2項の規定により総務大臣が 2

定める率を記入すること。 「2 遺族補償一時金の額)」及び「(遺族特別給付金)の請求(申請)金額の計算」の欄の「(遺族補償一時金の額)」及び「(遺族特別給付

金の額)」の「(乗ずべき数(ア))」には、遺族の区分に応ずる地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号。以下「令」という。)附則第2条各号に掲げる平均給与額に乗ずべき数又は令附則第2条の2に掲げる平均給与額に乗ずべき数を、「(乗ずべ 数 (イ)) 」には、遺族の区分に応ずる合附則第2条各号に掲げる平均総与額に乗ずべき数を、それぞれ記入すること。 令第1条に規定する職員に係る「2 遺族補償一時金(遺族特別給付金)の請求(申請)金額の計算」の欄の「(遺族特別給付金) き数 (イ))

8 「4 遺族特別支給金申請金額」の欄の「遺族特別支給金(総額)」及び「遺族特別援護金(総額)」には、地方公務員災害補償 遺族特別援護金 ついては、別に定めるところによること。

基金業務規程(昭和12年地基規程第1号。以下「規程」という。)第29条の7第2項各号に掲げる額のうち申請者の該当するもの及 実現程数29名の9第2項各号に掲げる額のうち申請者の該当するかる。それ、それ記入すること。 5 重成特別総付金の申請金額」の欄には、「2 連続権備・時金(連成特別総付金)の請求(申請)金額の計算」の欄の 「(遺族特別総付金の御第2の(a)の金額((a)の金額が(b)の金額を超える場合には(b)の金額)を記入すること。 族特別給付金の額)」の(a)の金額((a)の金額が(b)の金額を超える場合には(b)の金額)を記入すること。 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要は 10 6

ないこと。 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。

この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について、公務災害又は通勤 災害の認定請求書が提出されているときは、(1)及び(8)に掲げる書類、また、遺族補償年金の支給が行われていたときは、 (1)、(8)及び(9)に掲げる書類は添付する必要はないこと

職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであるこ

とを証明する書類又はその写し 請求者と死亡職員との総柄又は関係に関する市区町村長の発行する証明書

請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実 (3)

職員の死亡に係る遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に先順位者のないことを証明する書類 請求者が死亡職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、兄弟姉妹であるときは、職員の死亡の当時その収入に よって生計を維持していた事実を認めることのできる書類 請求者が配偶者並びに死亡職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、兄弟姉妹以外の者で、主として死亡職員 の収入によって生計を維持していた者であるときは、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者であるときは、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者であるときは、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者であるときは、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者であるときは、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者であるときは、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者であるときは、職員の死亡の当時また。 (4)

請求者が、死亡職員の遺言又はその任命権者(地方独立行政法人の職員にあっては、当該地方独立行政法人の理事長)に対 認めることのできる書類

する予告により特に指定された者であるときは、これを証明する書類 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所がわから

ないときは、その旨)を記載した書類 災害が法第46条の特殊公務災害又は今第10条の国際緊急援助活動特例災害に該当するものであることを証明する書類

13 年月日の記載には元号を用いる。

#### 温 Н

	(遺族補償一時金の額) [令附則第2条の2の場で均給等額)(乗ずべき数(7))(平均給与額)(乗ずべき数(7))	d⊓ √□		
	( [ $\mathbb{H} \times \frac{150}{100} + \{$	用× (1,080 - )}〕-	円)× <u>1</u> = (受給権者の数)	E
(a)	(遺族特別給付金の額) )) (平均給与額)(乗ずべき数(7))	[ 合附則第2条の2の場合] (小的給与額)(乗ずべき数(/))	(1)	
	{ ( [ $\exists x \times \frac{150}{100}$	- {	) } ] $\times \frac{20}{100}$ –	$\widehat{\mathbb{E}}$
	×	Æ		
(9)	(受給権者の数) (乗ずべき数(イ))	(E)		
	(1,500,000円 × 365 -	円) × 1	- =	E
က	遺族補償一時金の請求金額		田	
4	遺族特別支給金申 請 金 額 遺族特別援護金申 請 金 額	遺族特別支給金 (総額) 円× <u>1</u> = 円×(受給権者の数)	遺族特別援護金 (総額)	E
C	遺族特別給付金の申請金額			田

Н	$\mathbb{E}$	田	E	田	Ш		В
					A		田
					サ		#
6.1	61	4.1	61		-		4
時命	特別支給金	特別援護金	特別給付金	the	好		拉
1				⟨□	剰		₩
*	£	灰定る	月盤		*		*
4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		口当座預金			銀行 支店		<b>非該</b> □
振込先金融	機関名	口普通預金	口座番号	預金名義者	受取先金融機 関 名		無 二
		振込み			送金小切手	その他	殊公務災害, 際緊急援助 動特例災害
Q	D	ΣΑ	月作品	₩ © ₩	<b>家</b> <口		*特3 国 活

基金支部	年 月 日
任命権者	年 月 日
所属部局	年 月 日
* 多	(到達した年月日)

逘 出 趵

#### 瘟 Ш 镹

特例災害

害付 災給 國副 奉奉. 助活動: )/遺族特 割ぶ 宴 N

遺灾

る請

₩₩

に金

の欄 10 小川 崧 ź 446

が。 着求(申請)金額の計算」 者について記入すること。 着求(申請)金額の計算 れていた場合)の項には、 れをの支給)の事 由となっ りをの支給)の事 由となっ

の地と「べき」る欄方と(き額)ですの公。遺数に乗均

) 請求 (申請) 金額の計算」の3 至が定める率(6)」の項には、地 3務大臣が定める率を記入するこ 請求 (申請) 金額の計算」の「 情かの額)」の欄の「第一の「 (明第2条各号に掲げる平均給与 平均給与額に乗ずべき数を、「 する合附則第2条各号に掲げる 

金子、人 648 の計 条職員 盤a 他 無 第 ₩...

る金額額のう 特別援 げ金 疧 掲る 擅 シナ 予る 3 谷に 皮 更号 華 2谷 金 で が (所 (質) 第項 大浴 12

難

償一時金 (遺族特別)の額)」の欄の(a)の シ記入すること。 均給与額についての のを平線高力 10 2 時別給付 りの金額 米に係

注書の提出 はが提出さいの大給が、要はない、 求書金必 の譜衡する生を ご定補付 ただし、、 |災害の認力 |だ、遺族権 | 書類は添作。

及びそはその

東叉

も事

110

死す

の明

具証

職を

色の記念が

書係類

、兄弟へいた 孫ン る婚き の発行する 時事実上が に とのでき 1族がなく、 本 崇句 XX 子生 インボー 村のめる 区死をで町上記さ

の職におり イギが手がった。 人特 及形である しった 維 に か よ り り り をて家 東予 生のし計取り 方る (地)

父持計

子をて、維生

III(1)

を記 11/4/1 例災 無 \_ |活動特( ĬII, ₩° ゆう事を そは 援助 とずれ、、ないとなった。 腦 国際

#### 後 出 松

# 榛式第25号

	葬祭補償請求書		認所審	中		1. 力替
地方公	地方公務員災害補償基金	請求年月日	年		月	ш
	支部長 殿	諸汝者の住所				
۲	下記の葬祭補償を請求します。	フリガナ 氏 名				
	751	死亡職員との続				
1	所属団体名		ナルリア			
	FT-with TFT Body 177		A 各			
图	タ目が増加		#	H	日生 (	藥)
するました。			負傷又は発病の年月日			
*原 (に	work	常動		併	町	ш
	Ф	令第1条職員	死亡年月日	サ	Ħ	ш
2	(A)	(平均給与額)				
	+		= 08 × E			E
金盤群物	(B) (平均給与額)					
の計画を	09 × E					E
据 <del>长</del> <u></u>	(C) (B) のうち高い金額		(A) (B)			
総	<b>葬</b> 祭補償請求金額					E
4	] 公金受取口座を利用する					
	個人番号					
送金×	] 任意の口座を指定する					
布望口	金融機関名	本支店等名		口座種別	周 和	洲
[ 掛 排	口座番号	口座名義人 氏	氏名 (フリガナ)			
	] かの街					

* 例	所属	部局			任命	権者			基	金支部		
(到達した年月日)	年	Я	Н		年	A	Ш		年	Я	Ш	ш
* 決定金	金 額	E	無 *	构	争	田	*	₩	松	争	A E	ш
、田田村大												ı

[注意事項]

- 1 請求者は、\*\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「4 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要は
- 3 「平均給与額算定書(2号級)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、この請求書と併 せて遺族補償の請求書を提出する場合において、当該遺族補償の請求に係る平均給与額算定書の(L)欄に記入した最高限度額又は 最低限度額の適用がないときに限り、記入する必要はないこと。 ないこと。
- 4 年月日の記載には元号を用いる。

#### 温 出 农

# 様式第25号

	鄰	鉄	舞	讏		*	#1			1号紙
						器器				
4	、数目《宇宙修正》	#		請求年月		Ш		年	Я	Н
元 万 元	四刀公 伤具 处言师 圓 華英	X X	K	长	請求者の住所	主所				
\ <u>\</u>	下記の葬祭補償を請求します。			吊	ふりがな	柘				!
				死亡職員との 続柄又は関係	職員と又はほ	71 <u>画</u> 6廃				
- 1	所属団体名			所属	所属部局名	ΔΠ				
光亡職員関する書	氏 名 年 月	日任(	( ※	攤	177	死			令 令第 1条	条職員
ほに事項	負 傷 又 は 発病の年月日	Н	Ш	年	J H	山田		年	A	Н
c	(A) (A)	(平均給与額)	領)							
v #	+ E		E	×	30	II				田
X 祭 独 送 額 6	(B) (平均給与額)									
開賃課の計算		E	09 ×	П						田
u 田 长	(C)									
	(A)、(B)のうち高い金額	額		_	(A)	7		(B)		
3 極	葬祭補償請求金額									H

Е	E			П		ш
			п	Ę		H
			Ħ	#		サ
盟 4 ・ ・ ・ ・ ・ ・	五 田 田		Lay	<b>R</b>		科
<b>*</b> 5	Ŗ		* 1	₽	*	₩
銀行  支店	預金 □当座預金				12景	
振込先金融機 関 名	口普通預金	口座番号	預金名義者	受取先金融	機関名	
	振込み			H 5 4	<b>医</b> 医	その他
4	送く	田本田	H 6 #	₩		

	ш
大部	A
基金支	专
	Ш
権者	Я
任命	年
	Ш
部	Я
置 返	专
黚	ンた年月日)
ĘK	(到達)
-}{-	

- 1 請求者は、\*中の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
  2 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、この請求書と同時に遺族補償の請求書を併せて提出する場合は、記入する必要はないこと。
  - 3 年月日の記載には元号を用いる。

#### 後 出 趵

#### 様式第26号

舢	#
长	111
豐	Ð
	*
	+
無	1.4
6	117
怨	6
	\$
±X	+
*	+

	未	5 給 0	未支給の福祉事業	申請書	認定番号		
方公務員災害補償基金	補償基金			請求(申請)年月日	年	A	Н
			文部長 殿	請求(申請)者の住所			
下記の未支給の (申請) します。	給の補償 寸。	(福祉事	下記の未支給の補償 (福祉事業) の支給を請求 申請) します。	フリガナ 氏 名		***************************************	
				死亡した受給権者との関係			
死亡した	出	"	名				
受給権者	死亡	年月	申	月	Н		
€ \$ +	種	***			年金たる補償の	年金たる補償のときは年金証書の番号	量の番号
大 本 を 強					)		台
	茶	倒	額				田
未支給の	種	W.	類				
福祉事業	======================================	倒	額				田
□ 公金受	公金受取口座を利用する	利用する					
一個	個人番号						
□ 任意の	任意の口座を指定する	をする		0	i i		
金融機関名				本支店等名	口座種別	郎 二 普通	温
口	番号			口座名義人 氏名 (フリガナ)	フリガナ)		
<ul><li>その他</li></ul>							

(shith Lukuy) II)     年     月     日     年     月     日<	※ 海		所	属	部局		任	命 権 者		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	金支部	
決定金額     (株)     (株)     (日)     (本)     (本)     (本)     (本)	(到達した年月日)		争		A	ш	中	H	ш	舟	H	ш
次 c 当 版 福 礼 事 業 円 **支 払 年 、	£	4			微		田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		知	舟	H	ш
	K	Ħ		草			E		妆	年	A	ш

この請求 (申請) 書は、未支給の補償及び福祉事業を請求 (申請) する場合に用いること。 請求 (申請) 者は、\*印の欄には記入しないこと。

3 2 1

4

3 「4 送金希望口座等」の欄は、請求 (申請) 者が希望するいずれか一つの方法の口にレ印を記入すること。なお、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
1 この請求書には、次に指が有ぎ事なるが行けること。ただし、請求者が、未支給の補償と件せて遺疾補償又は葬祭補償を請求する場合には、次に対解な構成と請求するために提出する。ただし、請求者が、未支給の補償と件せて遺疾補償又は葬祭補償を請求する場合には、当該遺族補償及は葬祭補償を請求するために提出する。書類に同事類については、統付する必要はないこと。
(1) 死亡受給権者の死亡診断書、死体検案書、被視調書その他死亡受給権者の死亡の事実を正明する書類又はその写し、未支給の情報で年なる。

ときは、基金が住民基本台帳法「昭和42年法律第81号)第30条の9の規定によりその者に係る機構保存本人確受けることができるときは、この限りでない。) 認情報の提供を受ける

(2)

未支給の補償が遺族補償年金以外の補償であるときは、次に掲げる書類 環境者と死亡の発稿者の死亡の当時その者と日本日の発行する配置 1 請求者が死亡の結構者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類 1 請求者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、 1 請求者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、 ことのできる書類 その事実を認める <

死亡受給権者が、この請求に係る未支給の補償分について未だ請求をしていなかったときは、その請求を行うこととした場 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明する書類

 この申請書には、4の(1)から(4)に掲げる書類に相当する書類を添付すること。ただし、補償又は福祉事業の請求又は申請のため、この申請書の提出前にすでに支部長に提出されている書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
 年月日の記載には元号を用いる。 合に必要な書類 S 9

#### 温 Н 镹

# 未 支 給 の 補 償 請 求 。 未支給の福祉事業申請。

様式第26号

認等。

l					144 A / 44		14		Ι
型	地方公務員災害補償基金	害補償基金	1	支部長 殿	) 米 無	甲請)牛月日(由業) 孝ら	11	Н	П
'	下記の未支給の補償		(福祉事業)	)の支給を		产产		1	
盂	請求(申請)します。	に す。			出	柘			
					死亡した 権者との	した受給 との関係			
-	死亡した	出	8						
	<b>刈ぎ編</b>	死亡年月	ш		卅		月	ш	
62	未支給の	種	桑		年金たる補償の 年金証書の番号	40	だ 無		
	補償	請求金	類						E
n	未支給の	重	類						
	福祉事業	申請金	額						E
Ш									
4		振込先金融機 関 名	衛化	銀行	支店	数 化 元	補		E
送	版込み	<i>A</i> □	□普通預金	口当座預金	(金	* 伏压筮鎖			
用作品		口座番	TIP TIP				福祉事業		E
M 6 #		預金名義者	施			E .	Ħ		
<b>®</b> √□	送金小切手	手 受取先金融 機 関 名	衛名	銀行	支店	₹ <b>=</b>	+	`	I
	8 0 H	和				*支 払	年	<u>:</u> В	ш
-%-	例		所属部	部 局	任命	権者	雅	金支部	
	(到港した年月日)	(H	サ	В В	年	A H		年 月	Ш

#### 紴 出 松

#### 瘟 出 松

# 様式第42号

	4		(外科後処	電		1 号紙
	₩.	計	価付事業 ヘアレターケ.	中語中	□新規 □継続(	回目)
				,	認定番号	
地方	地方公務員災害補償基金	賞基3	金 支部長 殿	申請年月日	年 月	ш
۲	下記の福祉事業	\$	科後処置]を受けたい フターケア]を受けたい	申請者の住所 ふりがな 氏		
8	ので申請します。				年 月 日生	( 験)
П	所属団体名			所属部局名	(電話番号	^
被災職関する	負傷又は発 の 年 月	熊田	年 月 目	治ゆ年月日	年 月	Ш
取員にの事項	傷病名及 障害の部	び位		障害等級	第	
2	外科後処置等を必要	を必ら	とする理由 別添	「診断書」のとおり		
の意	の申請書	7.7 7.4	る外科後処置等の費用の多	受領を 委任者の氏名	に委任します。	
用の受領委任	上記委任に	単	き、この申請書による外科 受任者の	よる外科後処置等の費用の支払 住 安任者の 及療機関等の名称 氏 名 (代表者)	9支払を請求します。 所 5称 皆)	
4	紫	愈	内訳は「*13 医師の計	証明」欄記載のとは	43.0	E
5	調	蒙	内訳は「*14 薬剤師の	薬剤師の証明」欄記載の《	とおり	E
		3	□ 訪問看護 内訳は 明」欄記載のとお <sup>3</sup>	「*15 訪問看護事業者 り	事業者の証	E
9	<b>声</b>	<b></b>	年月日から       年月日まで		看護師の資格	E
7	移	丰底	交通費 から まで	キロメートルロ作が	河面	E
٥	1. 当17. 加 6. 参东	报	□ その他の移送費			: E
o 6 €	門次にの場合の場合の場合を表れている。	は当り	###	月日から		
10		整				E
11	外科後処置等を受けてファイス医療	をを産業	所在地			
	10 0 1 1 1 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	É	47 54-			

を の の 正 () () () () () () () () () ()	12	F E E	がにたまでは 銀行 支店	日本の日本では、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
送金小切手         無面預金         当座預金         報告         (フリガナ)           その他         任命権者         任命権者         基金支部           上本月目         年月日         年月日         年月日           「一方本名」         「本本本         日本月日         日本月日           「日本子部」         「本本本年日日           「日本年日日         日本月日         日本月日           「日本年日日日         日本月日         日本月日	送るの場		口座番号	巨倒板
送金小切手	医 場合			:
その他     本の他     本の他       受理     所属部局     任命權者     基金支部       jijk Leh Jal     年月日     年月日     年月日       通知     年月日     * 決定金額     円     * 支払     年月日	iH	送金小切手		(メット) (メット)
受理     所属部局     任命権者     基金支部       jijk L/t fill fill fill fill fill fill fill fil		その他		
通知         年         月         日         年         月         日         月         日         月         日         月         日         月         日         月         日         月         日			属 部 局	者基金支
通知         年         月         P         決定金額         P         本         本         払           □支         給         □不支給         円         甲         甲         月	悪風)	した年月日)	В В	日 年 月
給 □不支給 年 月		中	*	*   X   X   X   X   X   X   X   X   X   X
			□不支給	年 月

\* 通知 年 月 日 ★ 決定金額 □大支給 □不支給 [注意事項]別紙参照。

# 改正後】

#### 「世帯市内」

- 1 申請者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 2 新たに外科後処置等の福祉事業を受けようとする場合は、当該福祉事業の実施を認める旨の医師等の証明書を添付すること。
- 3 「3 費用の受債委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者に費用の受領を委任しようとする場合にのみ配入すること。
- 「6 看護料」及び「7 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 5 「8 上記以外の診療費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「4 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、併せてその領収書及び明細書を添付すること。
- 6 「12 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。なお、「法人機関又は役職の名称」については、個人名義の場合は記入不要であること。
- 7 「\*13 医師の証明」、「\*14 薬剤師の証明」又は「\*15 訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師等、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添けしてもよいこと。
- 8 年月日の記載には元号を用いる。

# 【设币

# 福祉事業(外科後処置・アフターケア)申請書

- 1 申請者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する $\Box$ にレ印を記入すること。
- 2 新たに外科後処置等の福祉事業を受けようとする場合は、当該福祉事業の 実施を認める旨の医師等の証明書を添付すること。
- 3 「3 費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護のみを行った訪問看護事業者に費用の受領を委任しようとする場合のみ記入すること。
- 4 「6 看護料」及び「7 移送費」については、訪問看護の場合を除き、 費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 5 「8 上記以外の診療費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「4 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 6 「\*13 医師の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師等の証明書を添付してもよいこと。
- 7 「\*14 薬剤師の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した薬剤師の証明書を添付してもよいこと。
- 8 「\*15 訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した 訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。
- 9 年月日の記載には元号を用いる。

田 ш  $\widehat{\mathbb{E}}$ 金額 診療実日数 屋田 噩 まま 日まる 皿 Щ (職員氏名) 後 # # 出 松 日から 皿 皿 入院基本料・加算 # # 特定入院料・その他 静脈内 病・診・衣 診療時の症状 皮下筋肉内 その色 入院期間 診療費の内訳 \*13 医節の証明 手術・麻酔 · 验 診療期間 Щ 産 +鲱 #(本) (本) (本) 割 縕 ₩ 桓 紭 鮰 診療費の合計額 内 屯 驅 \* 弘 楼 8 画 Þ 徳 曲 秞 以 注射 人院 涨 H 荻

名 所 在 称

診療機関の

上記の事項は事実と相違ないことを証明します。

医師の氏名

揾

띰

农

2 号紙

金額(円) 田 診療実日数 三田 日まる 日 ま で (職員氏名) 皿 上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 # Щ # 入院基本料・加算 日から 特定入院料・その他 皿 # 能 関 内 内 内 の 日 服服用剤方毒基 入院期間 病・診・衣 \*13 医師の証明 基準 診療時の症状 診療期間 診療費の内訳 診療費の合計 # 内屯外謂処麻謂 皮静そ 初診 制 半条 条・ 煕 ₩  $\pm$ 查 硺犁 拍 俎 挨 検  $\prec$ 以 圖総

3 号紙					Н	点数	加算料	点												тí	OĘ.	E			
					調剤実日数	報酬	薬剤料	型												合計点数	合計金額	<u> </u>			
					副日	調剤	薬剤調整料 調剤管理料	点												4	4	I			
					日まで		整数 重																		
(職員氏名)			3.	4.	H		単 位 薬剤料	ゼ												(学)					4 4
					ら 年	为	・規格・型・用法													票					瀬配の 人 児
					B Mb	拠	薬 ・ 剤												摘要	(単)			男します。	ш	
	称	地			年 月				I										П	時間外加算等			ハことを証	H	
	各	所在	1.	2.	``		調剤月日				٠								回業				と相違ない	#	
薬剤師の証明	せんを交付	療機関	川岡		剤 期 間		処方月日										٠		方せん受付	調剤基本料(点)			上記の事項は事実と相違ないことを証明します。		

【改正前

坻 加算料 点数 10( ш 田 調剤実日数剤報酬、 調剤料 薬剤料 坻 合計点数 10€ 田田田 丰 置数 座量 ω4 . . . 日まで 顺 瀬 瀬 瀬 (職員氏名) 
 所 在 地

 名 称

 薬剤師の氏名
 指導料(点) +上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 皿 医薬品名・規格・用量・ 剤型・用法 # 日から 時間外加算等(点) 薬局の 皿 拠 П # 処方せんを交付 名 称 した診療機関の 所在地 \*14 薬剤師の証明 調剤月日 処方せん受付回数 • 調剤基本料 (点) 医名 処方月日 華 沠 極 担氏 驅 医距審号

後
버
松

Ī

日から日まで 4号紙 田まで 田まる ш 14 21 28 人工肛門・人工膀胱ケア 緩和ケア 2 構搐ケア 人工肛門・人工膀胱ケア 緩和ケア 2 構権ケア 13 20 27 皿 п 皿 皿 12 19 26 # # 特定行為( # # 18 25 日から H MG 10 17 主治医への直近報告年月日 24 31 手順書交付年月日 直近見直し年月日 専門管理加算 基本療養費 (I) (I) 皿 (特別指示期間) 訪問看護の回数 提供した情報の概要 情報提供先の名称 16 23 30 (訪問看護期間) (職員氏名) 指示期間 # # 15 22 29 専門の研修 指示期間 訪問看護事業者の 田田 E  $\mathbb{E}$ 田 田 EE  $\mathbb{E}$ E 訪問看護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏名 上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 щ  $\mathbb{E}$ 回世 П П П П #  ${\mathbb H}$ 理学療法士、作業療法士等 専門の研修を受けた看護師 保健師、助産師、看護師 \*15 訪問看護事業者の証明 × 医療機関の名称 主 治 医 の 氏 名 管理療養費の加算 E  $\mathbb{E}$ E # 死亡年月日 管理療養費 加算 瀬 (I) (E) 傷病名 衛海 関 爺 療養費 排 操 機 費 費

【改正門

日子徳   日本の   日	<b>*</b> 15	郡	間看護事業者の証明		(聯目 斤 及)
250   25	裖	各			F 1
中央					訪問看護期
(	祣	蹴			月 日か
2					月田黒
Hamily Hamil	崋	大學	、助産師、看護師 法士、作業療法士		看護の回数
指示機師	₩		×	田	
推看護師	操		×	田	指示期間 年 月 日から 年 月
一	兼	#	護 師		(特別指示期間) 年 月 日から 年 月
加算     用×     回     円       管理療養費     1     2     3     4     5     6       管理療養費     日     日     日     1	實		×	田	治医への直近報告年月日 年 月
加算         円×         回         円         の問日         日         6         6         6         6         6         6         6         6         6         6         6         6         6         6         6         6         7         1 </td <td>( I )</td> <td></td> <td>×</td> <td>E</td> <td>1</td>	( I )		×	E	1
管理療養費の加算	$(\Pi)$		×	EE	問日 1 2 3 4 5 6
管理療養費の加算       日       日       15       16       17       18       19       20         提供       日       22       23       24       25       26       27         提供       日       29       30       31       20       27         提供       上       29       30       31       20       27         29       30       31       20       27       28       26       27         20       30       31       20       31       27       28       31       27         20       30       31       20       31       20       31       27       31	掛	型	兼		9 10 11 12 13
管理療養費の加算     円     29 30 31       提供した情報の概要     提供した情報の概要       (備 考)     所 在 地       (	甲型山		× E +	E	16 17 18 19 20
### 1	承養書	田	養費の加	Е	23 24 25 26 27 2
提供	阿			E E	30
を費     不工年月日     年月日     (備 考)       計     用     (備 考)       看護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏名 上記の事項は事実と相違ないことを証明します。     年月日     所在地       市     所在地       前間看護事業者の     名 称       代表者氏名	青報	提供			供した情報の概
**・サブ     (備 考)       計     第       看護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏生治 医 氏名       主治 医 氏名       主治の事項は事実と相違ないことを証明します。       年 月 日       新 在 訪問看護事業者の 名       が 在 お 日				田	報提供先の市区町村
**・サケブ     円     年月日     日       計     円     円     円       看護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏主治 医 氏 名     主治 医 氏 名       主治 医 氏 名     主治 医 氏 名       こ記の事項は事実と相違ないことを証明します。       年月日     所 在       訪問看護事業者の 名       お問看護事業者の 名					
き費         死亡年月日         年月日         日           看護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏主治 医 氏名主治 医 氏名         主治 医 氏名         主記の事項は事実と相違ないことを証明します。           年月日         日         所在           前間看護事業者の 訪問看護事業者の 株業者 氏         名	1	トルケア		E	析
<ul> <li>音護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏医療機関の名称</li> <li>主治 医 氏 名</li> <li>・記の事項は事実と相違ないことを証明します。</li> <li>年 月 日</li> <li>所 在訪問看護事業者の 名</li> <li>・ 計問看護事業者の 名</li> </ul>			日 年	- ш	
看護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏医療機関の名称 主 治 医 氏 名 - 記の事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 前間看護事業者の 名	ďп	111111111111111111111111111111111111111		E	
と相違ないことを証明します。 月 日 百 所 在 訪問看護事業者の { 名	訪問	看護	指示した医療機関の名称	及び主	治医の氏
と相違ないことを証明します。 月 日 所 在 訪問看護事業者の 名 代表者氏		秦治	関の名所と		
月 日 所 在 前間看護事業者の < 名 代券者 E	H	1割の	と相違ないこ	450	てます
問看護事業者の 名名 (中本) (中本) (中本) (中本) (中本) (中本) (中本) (中本)			A	,	
問看護事業者の 〈名 代表者氏				_	中
和日			問看護事業	e ~_	
7				_	代表者氏名

#### 後 出 松

# 様式第43号

	427.740
中	
定番	日子の
脳	*
年報田(ハージール川グンコ) 米里が早	日子 ヘイロ・ハー・ハー・ハー

	茶車1454	1 2 7 1 1	,, 1	1、八田瑞丰	Į.,	認	县 묲		
	田信中米		)	)	1	□ 新規	∃ □ 継続	第	回
方公彩	地方公務員災害補償基金			申請年月日			年	月	Н
		文部長	三	申請者の住所	Щ.				
下部たいの	下記の福祉事業(リハビリテ たいので申請します。	)   	を受け	フリガナ 氏 名					
1	所属団体名				フリガナ 氏 4	, 安			
超级	所属部局名						争	日年(	(解
する、職災職		(電話番号			第又は多				ш !
単正	職名			第 令第1条職員	記 (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型)	年 月 総 線	# 継	T .	田   際
	傷病名及び障害	び障害の部位							
2	リハビリテーショ	ョンを必要とする理由	月 別添	:「医師等の証明書」	引のとおり				
က					1/2	金	額 (円)		
	44 独	州		訓練指導料	宿泊料	食事料	サービス料	その他	抽
K		(本年)   月日	日から 日まで						
18		年 月 日 日 日	日から 日まで						
ţ.		年年 年 月 日 日	日から 日まで						
4 #	請金額								E
桙	望する施設所	名 称 所在地							
茶	行費の申請	有	兼						
	公金受取口座を利用す	川月する							
	個人番号								
	任意の口座を指定する	ミする							l .
	金融機関名			本支店等名			口座種別	用 田	温
I 掛は	口座番号			口座名義人 B	氏名 (フリガナ	(ナ)			
	その他								
*	開	所属部局		任	命 権 者		翔	金大部	
(到達した年月日)	(月月) 年	В	н	年	Ħ	Ш	年	H	ш
兆	定金額	E	周 *	知 文総 年	E 月 □ 不支給	* III	大	争	H H
1	1	+		1					

#### [注意事項]

- 1 申請者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 2 新たにリハビリテーションを受けようとする場合は、その実施を必要と認める旨の医師等の証明書を添付すること。
- 3 リハビリテーションに要する額を予定できる場合は、その予定額を記入すること。
- 4 「7 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要は
- 5 年月日の記載には元号を用いる。

#### 揾 出 松

# 様式第43号

	福祉	福祉事業(リハビリテーション)	( n)	, L	1	Ψ,		<b>津</b> ====================================		□新規 □総	□継続(	(目目)
									*	認定番号		
地方/	地方公務員災害補償基金	与補償基	倒		le/i	支部長	圏	請年月日		#	田	ш
14	下部 〇 短 站 東 麥		<u>=</u> ک	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	,	かす		申請者の住所	刑:	1		1
- 67	- 記り面にず米いので申請します	0	,	`	П		二 出	\$ 9 mg	柘			
										年	月 日生	(盤)
- :	所属団体名	各名					1	所属部局名		(電話番号	中	^
被災職員関する志	負傷又は発病の年 月 日	立発病 月 日			#	町	出	治癒年月日		并	田	ш
貝に事項	傷病名及び 障害の部位	を存む					運	障害等級		無	%	級
2	リハビリテーションを必要とする理由	)   	ンを必	が関とす	- 2 理 6	由 別添	香 医	「医師等の証明書」		0220		
c	4	\$		E			倒			額 (円)		
0	<b>庫</b>	₹		E	雪瀬井	訓練指導料	宿泊料	4 食事料	+	「ドメ本	その他	抽
Æ		併併	用用用	かまらで								
4		年年	Я В В	からまで								

金	口 その他
預金の種類 □ 普通預	日座番号
□ 振込み 振込先金融機関名 銀行 支店	預金名義者名
7 送金希望	F.

祟

柘 加工

#

6

丰

尓 茶

9

所在地

巡

摇

10

翻

焳

rC

田からまり

甲甲

年年

**徐** 

申請金額

柊 乍

田

	ш	ш
嗣	Ħ	
K		Щ
据 第	年	争
		支払
	Ш	*
神	A	
潅		E
任	#	
Ħ		
	Ш	金額
	ш	光
E	A	-%-
詞		田恕
甲屬	中	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
1111		田口
		年太結
뺎	Я Н)	□ #+#×
	した年	ョ 知
ξK	/ 無底)	浬
-X-		-%-

[注意事項] 裏面参照。

1 申請者は、\*\* 印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記 2 新たにリハビリテーションを受けようとする場合は、その実施を必要と 3 リハビリテーションに要する金額を予定できる場合は、その予定金額を 認める旨の医師等の証明書を添付すること。 揾 出 4 年月日の記載には元号を用いる。 松 記入すること。 入すること。 [注意事項] 後 出 松

,	_
*	¥
ŀ	_
ļ	ŭ

榛式第44号

	福	福祉事業(補装具)申	申請書		認定番号		
地方公	地方公務員災害補償基金		申請年月日		サ	Ħ	ш
		支部長 殿	申請者の住所				
۴	下記の福祉事業 補装具の	□ 文 給 具の □ 修 理 を受け □ 再支給	フリガナ 岳			пониментини пониментини	
たい	たいので申請します。						
П	所属団体名			フリガナ 氏 4	. 47		
	所属部局名			:	サ	日生 (	歳)
関被				負傷又は発病の年	病の年月日 年	A	Ш
する災職	聯		常動	治ゆ争	年月日 年	A	Н
は単い	AllK		令第1条職員	は傷口	] 傷病等級 (第	級第	(台
通に	1			_	□障害等級 (第	級第	号)
	傷病名及び 障害の部位			古 学 孫 文		H	ш
					(年金証書の番号 第		号)
23	田田						
と,	種別						
する装具	個 教			剛			側
理由を必ぶ	東 便			E			E
#1	金額			E			E
祭 3	装着又は修理年月日	争	月 日				
4	補装具の費用の支給申請額	申請額					E
75	望する製作修	名 称 理業者 所在地			ни		
4	義肢採型指導料	指導料	日茶型	探型指導を受け	7 名 称		
	計	月日 年	月 日たい	、医療機一	関 所在地		
7 旅	行費の申請	] 有   無					
∞	] 公金受取口座を利用する	用する					
凇	個人番号						
金岩	【任意の口座を指定する	±3					
	金融機関名		本支店等名		口座種別	無 □	二
工變	口座番号		口座名義人 氏	氏名 (フリガナ)	・ナ)		
排	その他						

屠	#	/4	4
		+	
	ш	-)	(-
		ш	40
雇业	Ħ	Ħ	不大
缶		世	
#	年		松器
		u <sub>2</sub> y	Ē
	Ш		Ę
		-)	(-
足	H	E	Ε
四角	年		
	~	見	£
_	_	4	
N H	た年月日)	ŧ	K Á

基金文部

(注意事項)

- 1 申請者は、\*\*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 「2 補装具を必要とする理由等」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師等の証明書を添付してもよいこと。
- 3 補装具に要する額を予定できる場合は、その予定額を記入すること。
- 4 「8 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要は
- 5 年月日の記載には元号を用いる。

# 【改正門】

# 様式第44号

# 福祉事業(補装具)申請書

				_		ſ
地方	公務員災害	地方公務員災害補償基金	支部長 殿	申請年月日	年 月 巨	ш
۲	下記の福祉事業	事業 (補装具の口	支 給 修 理 国 を受けた	申請者の住所ショガカ		1.3
		] /		天 多 名		1
,01	いので申請します	生子。		1	年月日生(歳)	
1	所属団体名	本名		所属部局名		
彼災職員関する事	# 6	(傷又は発病) 年月日	年 月 日	治癒年月日	年 月 日	
貝に事項	傷病名及び 障害の部位	及び部位		傷病等級又 は障害等級 (4	第     第       ※     ※       ※ </td <td>級 日記</td>	級 日記
2	田			_		
補装しとする	種別					
具を の理+	個数		個	En I	個	画
海 田 神	単		H	1	H	E
	金額		E		H.	$\mathbb{E}$
co	装着又は修理年	<b>多理年月日</b>	, The state of the	年 月	В	
4	補装具の費用	費用の支給申請額			ш.	田
5	希望する	)製作修理業者	所在地名 称			
		義肢採型指導料		円 探型指導年	月日 年 月	ш
9	茶型指導	探型指導を受け たい医療機関	所在地 &			
7	茶	費の申請	:	半		
		1			× × × = ×	1

□送金小切手 受取先金融機関名 銀行 支店	<ul><li>トの他</li></ul>	
預金の種類 □ 普通預金 □ 当座預金	口座番号	
<ul><li>□ 振込み 振込先金融機関名 銀行 支店</li></ul>	預金名義者名	
8 法金希望 6 4 4 6	§	

_	п	ш		拼	支払	*	Н			额	決定金	*	Ж Т %	田口	4年		通知	
_	ш	Н	#			ш	H	₩	*		ш	H	<b>#</b>					
	1	1	1				1	1				I	1			年月日)	道勝した	_
		支 部	倒	雅			神	命 権	任。			3 温	所属部			田	EX	1

[注意事項] 裏面参照。

1 申請者は、\*的の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入 2 「2 補装具を必要とする理由等」の欄の記入に代えて同様事項を記載し 3 補装具に要する金額を予定できる場合は、その予定金額を記入すること。 温 た医師等の証明書を添付してもよいこと。 出 4 年月日の記載には元号を用いる。 农 すること。 [注意事項] 籢 出 镹

#### 出 松

# 榛式第46号

. 1-	
邮	
石	
認	
thin.	
<b>丰</b>	
(の派遣)	
介護人	
5	
が介	
麓	
治	
(在宅)	
福祉事業	

方公務	<b>方公務員災害補償基金</b>		申請年月日		#		用	ш
		支部長 殿	申請者の住所	11-				
下受	下記の福祉事業 (在宅介護を行う介護人の派遣) を受けたいので申請します。	後人の派遣)	フリガナ 氏 名					
	所属団体名			フリガナ 氏 名				
	中国社会			ı	卅	H	日集 (	(発
発	互高四百名			負傷又は発病の年月	月日	サ	A	ш
が戦災	条		常	申請者の受け	۲¥	病補償	倒	級)
皿(			令第1条職員	る年金の		障害補償	年金 (第	級)
E L				年金証書の番	号 第			中
	飾为名			居宅において介 を開始した年月	撇口	サ	В	ш
2	派遣開始希望年月日又は最初に供与を受けた年月	共与を受けた	2年月日			争	A	ш
33	供与を受けた日時							
	年 月 日	盘	分 ~ 時	□	3時間、	□ 6時間、	( 畠紬6 🔲	
東田	年 月 日	盐	分~時	□	3時間、	□ 6時間、	( 曽 田 日	
6 #	年 月 日	台	分 ~ 時	⇒ (	3時間、	□ 6時間、	□ 9時間)	
× 続・	費用総額(A)							田
田郷	うち自己負担額 (賃金相当額の10分の3に相当する額)	10分の3に相	目当する額) (B)					田
1	申請金額 (A) - (B)							E
	公金受取口座を利用する							
	個人番号							
	任意の口座を指定する							
	金融機関名		本支店等名			口座種別	田郷 日	刑
	口座番号		口座名義人 B	氏名 (フリガナ)				
	その他							
ĄK	理 所 属 部 局		任 1	命 権 者		置	金大幣	
塗した年月日)	(月11) 年 月	ш	サ	月	ш	中	H	ш
永	定金額	無 *		[	*	松	年 月	ш
			対数	□ 大文器				

## [注意事項]

- 1 申請者は、\*\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「3 費用の支給申請」の欄は、介護人の派遣に必要な費用の支給を受けようとする場合にのみ記入すること。なお、当該欄が不 足する場合には、別葉にしても差し支えないこと。
  - 3 介護人の派遣に必要な費用の支給を申請する場合には、申請金額に係る領収書及び明細書を添付すること。
- 4 「4 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要は
- 5 年月日の記載には元号を用いる。

#### 温 띰 改

## 様式第46号

福祉事業(在宅介護を行う介護人の派遣)申請書

			器定 番号			
4	里 40 平	申請年月日		年	月	ш
린.	四万公務員次責任官奉寅 天即 人名西拉 一颗 下野 化石油单类 (右轮 企業力 名《 格里) (5) (2)	申請者の住	屉			
48	<b>この個句事業</b> けたいので申請	ふりがな	柘			
				年 月 日	· (	懸
- t	所属団体名	所属部局名				
<b>以</b>	傷病名	負傷又は発病の年	病の年月	ш		
i≚ nm( )				争	H	Ш
し悪り	申請者の受けている年金の種類 口格音は像にな (発	年金証書の	番号			
- v0 #	廖75 14 15 14 15 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16			無		中
ф. НШК	居宅において介護を開始した年月日			サ	Ħ	ш
23	派遣開始希望年月日又は最初に供与を受けた年月	ЯВ		争	H	ш
の 費用	供与を受けた日時 年 月 日 時 分~ 年 月 日 時 分~ 年 月 日 時 分~ 年 月 日 時 分~	□ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	33年33、33年3375、3375、	□6時間、 □6時間、 □6時間、	1	
2 ±X ≤	費用総額(A)					田
y m. H	うち自己負担額(賃金相当額の10分の3に相当す	する額) (B	_			田
Œ	申請金額(A-B)					田
l						l

□送金小切手 受取先金融機関名 銀行 支店	□ その他
預金の種類 □ 普通預金 □ 当座預金	口座番号
□ 振込み 振込先金融機関名 銀行 支店	預金名義者名
4 送金希望	

- 1 申請者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 2 「3 費用の支給申請」の欄は、介護人の派遣に必要な費用の支給を受けようとする場合にの み記入すること。なお、当該欄が不足する場合には別葉にしても差し支えないこと。
- 3 介護人の派遣に必要な費用の支給を申請する場合には、申請金額に係る領収書及び明細書を添 付すること。
- 4 年月日の記載には元号を用いる。

#### 後 出 松

#### 様式第47号

		福祉事業(奨学援護金)	)申請書	器定	中 申 :	als.		_
西人	7公	地方公務員災害補償基金	申請年月日		年	A		ш
		支部長 殿	申請者の住所					
	F	下記の奨学援護金の支給を申請します。	フリガナ名					
		(	年金証書の番号	餱	啦	年金支給 開始年月	并	Щ
関する	関する。申請者に	□ 障害補償年金 [ 障 害 等 殺 [ 第 書 巻 殺	年金証書の番号	羰	啦	年金支給 開始年月	#	щ
手手	Ų.	□ 遺族補償年金	年金証書の番号	猴	啦	年金支給 開始年月	#	Щ
	2	五						
	世	生年月日 年 月	日生	年 月 日生	#	サ	月 日生	
41	孙 柳	平						
	排	申請者との続柄						
-	보 퍮	学校等の名称						
,	+	事 無	学年第	学年	111-	無	华	
	る事	学校等の所在地						
	-   一	華						
*	က	承認·不承認 □承認 □下	不承認 一 承	承認 二 不承認		承認	□ 不承認	
*	4	支給開始年月年	H	年 月		争	В	
*	2	支給月額	E	E			E	
9		] 公金受取口座を利用する						
溎		個人番号						
金岩		] 任意の口座を指定する						
1日日		金融機関名	本支店等名			口座種別 🗌 普通	■ 当座	161
山壁		口座番号	口座名義人 氏名	(フリガナ)				
缈		7 × 6 4						

* 例 用	所	属部局			任命	権者		基金	支 部	
(到達した年月日)	争	Я	ш		争	H	ш	垂	A	ш
* 承 認	(世	Я В	剰 *	椈	年	月	*	承認金額		田

(注意事項)1 申請者は、\*\*料では記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。2 「1 申請者に関する事項」の欄の「年金証書の番号」は、この申請書を年金たる権債の請求書と併せて提出する場合は、記入す

2 1 中部部に関する事項」の機の「中産部連の番号」は、この中部書を中産だる市優の開来書と中でで発出する場合は、記入する必要はないこと。
3 16 送金布望口座等」の欄は、公金受取口磨への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
4 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この申請書の提出的にすでに支部長に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないこと。ただし、この申請書の提出的にするになって、修養教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の在校者を除く。)の在学文に在在を正明する書類。 2 4年職業権力用発施設又は職業権力開発を除く。)の在学者にあっては、関本課を原明することができる書類、公共職業権力用発施設又は職業権力開発を行いて教育制権等を受ける者にあっては、当該教育制御事を明することができる書類、公共職業権力用発施設と確実権力解発を行いて、教育制権等を受ける者にあっては、当該教育制御事を明することができる書類、公共職業権力用発施設と指する施設において教育制権等を受ける者にあっては、当該教育制御を助けることができる書類、公共職業権力用発施設と指する施設において教育制権等を受ける者にあっては、当該教育制権等の内容を証明することができる書類(たんし、これらの書類が(1)に、社会書等が表員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことを認めることのできる書類(5)在学者等が最同の元との当時その収入によって生計を維持していたことを認めることのできる書類(5)在学者等に関する事項」の欄の「備考」に、その理用等を記入すること。この場合、「2 在学者等に関する事項」の欄の「備考」に、その理用等を記入すること。

#### 湿 出 改

# 様式第47号

福祉事業(奨学援護金)申請書

罪し、決
傷病等級第
等
④
H
#

	П			I		田
п	Ę		п	Ę		
Ħ	+		Ħ	+		
Di di	á		rr4	R		認金額
* 19	É		* 15	Ę	-X-	承
太品	④			H		
銀行	口当座預			44 公	11.1	
	預金					
振込先金融 機 関 名	口普通預金	口座番号	預金名義者	取先金	噩	
	#			H	+	他
	Ŋ			4	<b>第179</b>	0
	莀			*	Ķ	W
9	送	月年記	<b>単の</b> 垣	§ <=		

	ш
故語	Я
基金	サ
	Н
番	Я
佳	#
用	
	Ш
里	Я В
麗	
歸	Я
所属部	Я
麗	) 年 月

[注意事項] 裏面参照。

【改正後】

以安正門

- 1 申請者は、\* 印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この申請書の提出前に既に基金支部に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないこと。
- (1) 在学者等(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並び に特別支援学校の小学部及び中学部の在校者を除く。)の在学又は在校を証 明する書類
- (2) 専修学校の在学者にあっては、修業年限を証明することができる書類、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の在学者にあっては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができる書類、公共職業能力開発施設にすずる施設において教育訓練等を受ける者にあっては、当該教育訓練等の内容を証明することができる書類(ただし、これらの書類が(1)に掲げる書類と兼ねることができる場合は、この限りでない。)
- (3) 申請者と在学者等とが生計を同じくしていることを認めることのできる書類(4) 在学者等が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことを
  - (4) 任字者等が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと認めることのできる書類
- 3 「年金証書の番号」の項は、この申請書を年金たる補償の請求書と同時に 提出する場合は記入する必要はないこと。
- 4 新たに在学者等となった者がある場合は、この申請書により申請すること。 この場合、「備考」の項に、その理由等を記入すること。
- 年月日の記載には元号を用いる。

#### 後 出 农

#### 様式第48号

	福祉事業	<b>案</b> (就労保育援護金)	_	申請書	認定事	台		
地方公	地方公務員災害補償基金		無	申請年月日	サ	H		ш
		支部長 殿	申請	申請者の住所				
۲	記の就労保育援護金	下記の就労保育援護金の支給を申請します。	人氏	リガナ 名				
п	傷病補償年金	F全 傷病等級 第 級	#6	金証書第一番号	卟	年金支給開始年月	年	皿
関する申請者		F全 障害等級 第	₩6	年金証書 第の番号 第	卟	年金支給 開始年月	#	田
事項	□ 遺族補償年金	<b>手</b>	# <i>e</i>	年金証書 の 番 号 第	中	年金支給 開始年月	年	皿
2	出	殆	-					
スポージ	生年	В В	#	H	日生			
等 等 6 年 6 年 6 年 6 年 6 年 6 年 6 年 6 年 6 年	#	峞						
点 に図・ フト	申請者との続	1 柄又は関係						
1	就労し	ている会社等の名称・所在地						
က	氏名							
	生年月日	年 月 日生(	(解)	年 月	日生(歳)	年月	日生( 粛	緩
單	住 所							
する	申請者との続柄							
o 事 イバ	保育所等の名称							
鬥	保育所等の所在地							
	備寿							
4	<u>就労のため未就学の子等を保育所</u> 等に預けなければならない事情	:の子等を保育所 ずならない事情						
* 2	承認・不承認	□ 承認 □ 不承認	90	承認	□ 不承認	承認	□ 不承認	
9 *	支給開始年月	年	Я	年	A	年	H	
7	公金受取口座を利	用する						
凇	個人番号							
金布	] 任意の口座を指定する	<b>†</b> 5						
	金融機関名		本支店等名	名		口座種別 🛚 普通	型 □ ■	
工變	口座番号		口座名義	人 氏名 (7	リガナ)			
排	] その他							

#### 倒 革 # 驗 權 任 # # ш Œ 岩 厩 占 # 罛 (剥造した年月日) ЦK

岩

申請者は、米印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。 「1 申請者に関する事項」の欄の「年金証書の番号」は、この申請書を年金たる補償の請求書と併せて提出する場合は、記入

送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要 する必要はないこ はないに

#### 温 出 镹

# 様式第48号

奉習
<b>丰</b>
(就労保育援護金)
福祉事業

щ #

申請年月日

五十六	字十八 癸 目 宗 宇 莊 衛 苴 今	# 条 并 令		计	世	申請年月日		サ	Ħ	ш
1		三 二 年		<b>₹</b>	毌	請者の住所				
足上	の就労保証	下記の就労保育援護金の支給を	給を申請し	₩ ₩						
					出	ふりがな 名				
1 #		傷病補償年金 (第	病等級	年金証書 の番号 の番号		中	年金支 開始年	然氏	争	A
子細布? ~の神店		障害補償年金 (障:	害等級	年金証書 の番号 の番号		中	年金支 開始年		专	Я
に関	魍□	族補償	年金	年金証書 の番号 の番号		中	年金支)開始年	然氏	争	A
2 #	出		死							
発光-1123年	#	年 月	Н		#		Я		日生	
してい	住		所							
· る *	申請者	との続柄又	は関係							
Œ	就労して	ている会社等の名称・所在地	称·所在地							
က	出	农								
氐∜	生年	: 月 日	年 月	日生(歳)	年	: 月 日生(	歳)	年 月	日生(	歳)
EE!	田	牁								
上野人	申請者	トとの統柄								
~ 10±	保育所	「等の名称								
严	保育所	等の所在地								
	備	松								
4 類鄰		労のため未就学の子等を保育所 に預けなければならない事情	を保育所 い事情							
٠c	承認・不承認	下承認 □承	□ 	不承認 □	承認		不承認 □	承		不承認
9 *	支給開始年月	台年月	サ	A		年	H		年	Я
7		振込先金融   機 関 名	鍛	行	太压	*				
	ŗ	□帯通預	預金	口当座預金		承認		#	H	Ш
作品	\$ \$1	口座番号								
		預金名義者				事 <b>%</b>		#	田	Ш
影ぐ	金小切手	及 以 次 次 次 次 次 次 次 次 別 別 別 の 別	磤	扔	文正				-	
ı W	の他					承認金額				E

		ı
	Ш	
対略	Я	
倒	年	
雅		
	П	
	ш	
権者	Я	
命権	年	
任		
	Ш	
E	A	
属部	#	
所履	,	
聞	<b>た年月日</b>	
权	到達した	
*	(3	

(注意事項)

1 申請者に、本印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
こ もの申請者には、次に掲げる書類を添付するとと。ただし、この申請者の提出前に既に基金支部に提出され
たものと重複するものについては、添付する必要はないこと。
(1) 就分していることを証明する書類
(2) 未就学の子を保育所等に関い、文は未就学の子が保育所等に預けられていることを証明する書類
(3) 未就学の子を保育所等に関い、文は未就学の子が保育所等に預けられていることを証明する書類
(3) 未就学の子を保育所等に関い、文は未就学の子が保育所等に関いていることを証明する書類
のできる書類
カー 遺族権債年金の受給権者と未就学の「電方項第2号)
カー 遺族権債年金の受給権者と未就学の「電方項第2号)
カー 遺族権債年金の受給権者と未就学の「同項第3号)
カー 衛務権債年金の受給権者と未就学の「同項第3号)
カー 衛務権債年金の受給権者と未就学の「同項第3号)
カー 衛務債債を公司を結構をの受給権者と未就学の「同項第3号)
カー 佐証書の番号」の項は、この申請者を生金たる権債の請求書と同時に提出する場合は、記入する必要は
ないこと。
年月日の記載には元号を用いる。
5 年月日の記載には元号を用いる。

#### 後 出 改

## 様式第49号

#	
<b></b> ===	1
⊞	
金	•
対約	٠
**	1
ΉX	-
11.7	1
傷病特別	
Ē	1
亚	
1112	i
熈	1
1-10	,
4	:

Frico   (			988	8/////////////////////////////////////			認定審	中			_
(A)   (A)	癸	5員災害補償基					#		田	ш	
	Ì	_	_	文部長 殿十八十八十十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	申請者の住所						
所属団体名	HE.			)文档を中請します。	フリガナ						
所属部局名   1 日本 (	I .	所属団体名								勤 第1条職員	
等 級 第 級 第 号       6中請金額       (平均給与額)     (日数)     (1+割増率)       (本均給与額)     (日数)     (1+割増率)       (B)     (1 + 100 )     (1 + 100 )       (C)     (日数)     (6株精権年全の金額)       (C)     (7 ) (4 )     (6株精権年金の金額)       (C)     (7 ) (4 )     (6株精権年金の金額)       (C)     (7 ) (4 )     (6株精権年金の金額)       (E)     (7 ) (4 )     (7 ) (4 )		所属部局名				1 1 1 1 1 1	#	町	日体(	選	
(2) (2) (1 数)     (1 + 数) (1 数)     (1 + 割) (1 数)     (1 + 前) (1 数)     (1 章 )     (1 + 前) (1 数)     (1 章 )     (1	Jalle 1	海		羰		台					
(平均給与額) (日数) (11 + 100 ] × 20 = (14 制	1-ID	病特別支給	金申請金	額						H	
(A) {     (A) (1 + 20) (1 + 100) (1 + 1				( 17 Hr 4/2 E 9/E)		5公務災害及7.1、割4、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	び国際緊急 きゅう 場合				
(B)     1,500,000 円 × 365       (C)     (B)       (E)     円 × 365       (B)     (B)       (B)     円 =       (B)     円 を       (B)     円 を       (B)     日産権別 日 を       (B)     日産名 (フリガナ)					×	+ 100 + 100	×	II		E	
1,500,000 円 × 365     365       平均給与額)     (傷利補償年金の金額)       円 × 365 × 80 / 100 ] - 円 =     円 =       本支店等名     100 ] - 円座種別 □ 普通 □ 当路	Hill III	病特別給付金 精金額の計算			田)	数)					
平均給与額)     (傷務補償年金の金額)       円 × 365 × 80 / 100     - 円 =       本支店等名     - 円座種別 □ 普通 □ 当度       口座名義人 氏名 (フリガナ)			(B)	1,500,0	× E	25		II		E	
日 × 365 × 80 / 100   -     日 =       本支店等名     100   -       本支店等人     日座種別 □ 普通 □ 当身				(平均給与額)		(傷病補償	年金の金額)				
			(c)	E	365	80 -	E	II		E	
公金受取口座を利用する 個 人 番 号	1HID	病特別給付	金申請金	額						田	
個 人 番 号		公金受取口度	<b>3を利用する</b>								
任意の口座を指定する		個人番	电								
金融機関名     本支店等名     口座権別 □ 普通 □       ロ 座 番 号     口座名義人 氏名 (フリガナ)       その他		任意の口座を	指定する								
口座番号 口座名義人その他		金融機関名			本支店等名			口座種別	用和		
					_	名 (フリガナ)					
		その他									

	ш	中	Н	п	Ę	
基金文部	年 月	<b>後</b>	年 月	Ħ	+	
	ш	無				l
任命権者	年 月	* 傷 病 等 級	* 特別支給金の支払	然 存 徐	支給開始	
		^	*	_ '	۲.	Į
		^	Æ	E	ш	
	ш	^				
田 畑 温	H H	□ 有 □ 無 ·			Ш	
	A	制限   有   無			A B	
属部		12の制限     有   二 無	Ы	E	年 月 日	
属部	A	の制限 □ 有 □ 無	支 給 金	% 付 金	年 月 日	
属部	A	条の12の制限   有   無	粉 绘	付 金	年 月 日	

(注意事項) 1 申請者は、米印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。 2 「4 傷病特別給付金申請金額の計算」の欄の「割増率」は、傷病等級第1級の場合は100分の40、第2級の場合は100分の45、第 3級の場合は100分の50であること。なお、地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員に係るこの

欄の記入については、別に定めるところによること。 3 「5 傷病特別給付金申請金額」の欄には、「4 傷病特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額((A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額、を記入すること。ただし、当該金額が(C)の金額に満たない場合には、(C)の金額を

記入すること。 18人すること。 . 「6.送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要は ないこと。

5 年月日の記載には元号を用いる。

#### 湿 出 改

# 様式第49号

# 申課申 傷病特別支給金 傷病特別給付金

1			1.1		垂	ntm/		г		П	T.	E	Е	nln.			г	г			
	ш				輸	条職員	먀	田		田	E	E	E	中			田	田	ш	ш	H
	H					$\vdash$			影合							祟			Ħ	田	111
	111				鮔				が国際事の場	$\frac{20}{100}$		2額)		簽					111	111	并
	世									$\times$		60				有			サ	中	
									50000000000000000000000000000000000000	100		年									
報 路 出									作殊公務災害及 援助活動特例》 (1 上割曲家)			(傷病補償年金の金額) 円=		無							
MA PA		中市	4	各			級		(海)	×		(傷症		簽	1	の記念と	金金	中金	知	金拉	金を
		申譜者の住所	3 0 % to 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	86局名	名				(		数)			泰	to spot	規権第29条の12の制限	特別支給	特別給付金		給支付	20世紀
##	申請年月	上器中	- 氏	所属部局	籗				** E		## I			傷病	5	現6	特別	特別	熳	単の	本校 別 ※ 恕 ※ ※
<b>編</b> 編 組 申	福		. щ	III.	<del>==</del>						365		,	*		<b>*</b> 张{	压金	<b>#</b>	*	*	*
		- 1	+°									5× 80,		太后	④			太			
和	主が長	X	7			緩				×	l l	×36E		11.	座預			11.1			
5三 <浩		Ì	##			1=4	無		与額)	田	田00			銀行				銀行			
%% 14 / 3 / 4 / 4 / 8 / 8 / 4 / 8 / 8 / 4 / 8 / 8		-	の支給を申請			#J			(平均給与額		1,500,000円×	平均給与額円		404				404			
2m2 法保			の大道			Ш	級	靈	(計)	. ,	1,5(	Ē,	一点	製化	預金	中	加	型0	ū		
m.5m.	4	Ħ	$\overline{}$			田	710	請金額		(A)	(B)	(0)	請金	先金融 関名	普通預	梅	名義者	取先金融	₹		
	新	E H	支給給付			,	排	金甲			田 1114		- 世	数数		型	預金名	吸数	<u> </u>		
	共用	E In	2000年2000年2000年2000年2000年200日	免		卅		別支給		-	を事		給付		,	ŧ	1			-	<u> </u>
	335	K K	傷病特別支給金 傷病特別給付金	所属団体名	柘		派	特別		1	寿柄特別給収金 申請金額の計算		 			≾l		金小切手			3
	出一个彩画《宝猫僧其会	8		用屬	出		郵	傷病特		1	是 是 是 是		傷病			版		法金			h
	中军	11/2	下記の	被災職	員に関する上	事更	2	33			4		2	9	凇	) (4)	M 6 5	影合			

1 申請者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。

任命權

2 「4 傷病特別給付金申請金額の計算」の欄の「割増率」は、傷病等級第1級の場合は $\frac{40}{100}$ 第2級の場合は $\frac{50}{100}$ であること。なお、令第1条職員の場合のこの欄の 記入については、別に定めるところによる。

3 「5 傷病特別給付金申請金額」の欄には、「4 傷病特別給付金申請金額の計算」の欄の (A)の金額 ((A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額)を記入すること。ただし、当 該金額が(C)の金額に満たない場合には、(C)の金額を記入すること。

4 年月日の記載には元号を用いる。

# 改正後

# 様式第49号の2

		ı
	中	
	梅	l
	色	ı
	殿	I
	(長期家族介護者援護金)申請書	
1	祉事業	
	通	١

		ロヨナイスググベニスロス	그 내 내 를 보니 / 가도 것마.	· H	
地方。	公叛	地方公務員災害補償基金 支部長 殿	申請年月日	年月	ш
to to		7	申請者の任所 フリガナ 名 氏 一	年 月 日生(	千
1 4	_ 15	所属団体名	フリガナ 氏 名		
✓  ✓	出した	所属部局名		年 月 日生( □ 傷病補償年金(第	級 该
に関する要介護に	要介護!	番	(注 数 年 金 の 種 類 年 金 の 種 類 令第1条職員 受給権者となった年月	□ 障害補償年金 年	級)
の単風	11-44	死亡の原因	年金証書の番号死 亡 年 月 日	5 1 4 1 1	中田
22 関する 申請者	2、 田無和	所 得 税 の 納 付 状 況 前年の所 申請者を扶養する者の状況 日離	前年の所得について所得税の納付が	3	いない
事 匣	ก	規則第29条に定める障害の有無障害 (障	(障害等級第7級又はそれに相当する程度以上)	以上)が	ない
က		申請額			E
*	4	死亡した要介護年金受給権者に係る障害の部位	位・程度		
		□ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し	残し (有し)、常に介護を要するもの	(第1級)	
		□ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し	残し (有し)、随時介護を要するもの	(第2級)	
		□ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し (	(有し)、常に介護を要するもの (第1級)	ķ)	
		□ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し (	(有し)、随時介護を要するもの (第2級)	<u>κ</u> )	
		傷病等級第1級若しくは第2級又は障害等級第1級若しくは第2級に最初に該当する	等級第1級若しくは第2級に最初に該き	1することとなった日 年 月	ш
D		公金受取口座を利用する			
ķ		個人番号			
広金本		任意の口座を指定する			
₽器□		金融機関名	本支店等名	口座種別 □ 普通	温
最限1		口 座番 号	口座名義人 氏名 (フリガナ)		
		その他			
*	ŔΚ	垂 所 禹 部 局	任命権者	基金文部	

裏面参照。	
[注意事項]	

# 【设正学

# 様式第49号の2

			り出
五十/	b	1000年   1000年	申請年月日 年 月 日
			申請者の住所
1/-	この長期家族介護	下記の長期家族介護者援護金の支給を申請	sonta 氏 名
7 # ~	0		年 月 日生( 歳) 死亡した要介護年金受給権者との続柄又は関係
- #	五		死亡年月日 年 月 日
<u>%</u> ス給棒	所属団体名		所属部局名
した両権者に	年金の種類□の指摘を	歩)	受給権者となった年月 年 月
変介 準に関け		- 財 (第 数) - (第 数)	年金証書の番号 第 毎
26年金グロギの事項	死亡の原因		
2	所得	所得税の納付状況	申請者を扶養する者の状況
田 艦 田	前年の所得にて	いて所	□申請者を扶養する者がいない □申請者を扶養する者がいるが、その者は前年の ====================================
を に 関	© ##	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	
4~る事項	障害(障害等級第	7.	#   #   #   #   #   #   #   #   #   #
8	申請務額		E
*	飛亡した場合	毎金受給権者に 機能の文は精神に 機能では精神に 機能に指しい の機能に著しい の機能に著しい の機能に著しい	係る障害の部位・程度 着しい障害を残し(有し)、常に介護を要するもの(第1級) 着しい障害を残し(有し)、随時介護を要するもの(第2級) 職害を残し(有し)、常に介護を要するもの(第1級) 障害を残し(有し)、随時介護を要するもの(第2級) 職害を残し(有し)、随時介護を要するもの(第2級)

Е	Ē		Е	п		Ш
				Ę		Н
			Ħ	+		并
	7. 上、銀		* 1			太
太正					<u>-</u>	
銀行	口当座預金			20日	展1	
振込先金融 機 関 名	口普通預金	口座番号	預金名義者	取先金	噩	
	振込み			******	十份小海至	その他
5 ※	솅	쌲	TH (	3 9	<b>那</b> 。	₫¤

<sup>\*</sup> 受 理 同 (到達した年月日) (注意事項] 美面参照。

基金支部 年 月

任命権者年年月

所属部局 年 月

皿

田 \* \* 本 \* 本

田田

) 中

田 開 \*

E

\* 決定金額

皿

#

(到達した年月日)

#

# 设币級

#### 「世帯市ち」

- 1 申請者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 2 「5 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- 3 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この申請書の提出前にすでに支部長に提出されている書類その他の資料については、添付の必要はないこと。
  - (1) 死亡した要介護年金受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他要介護年金受給権者の死亡の事実を証明する書類 又はその写し
- (2) 申請者と死亡した要介護年金受給権者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書
- (3) 申請者が、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (4) 申請者が、婚姻の届出をしていないが、要介護年金受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるとさは、その事実を認めることのできる書類
- (5) 申請者(妻である申請者を除く。)が、要介護年金受給権者の死亡の当時地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省各務27号)第29条に定める障害の状態にある者であるときは、そのことを配明する医師等の診断書その他の書類
- ) 申請者が申請を行う日の属する年の前年における申請者の所得税額について税務署長が発行する納税証明書
- 申請者の属する世帯の住民票の写し、申請者と申請者を扶養する者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本、その他申請者を扶養する者の有無及び申請者を扶養する者であることを証明できる書類
- 申請者を扶養する者がいるときは、申請者が申請を行う日の属する年の前年におけるその者の所得税額について税務署長が発行する締役証明書
- 4 年月日の記載には元号を用いる。

# 【设币

- 1 申請者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、当該申請書の 提出前に既に支部長に提出されている書類その他の資料については、添付の 必要はないこと。
- (1) 死亡した要介護年金受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他要介護年金受給権者の死亡の事実を証明する書類又はその写し
- (2) 申請者と死亡した要介護年金受給権者との続柄に関する市町村長の発行 する証明書
- (3) 申請者が、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (4) 申請者が、婚姻の届出をしていないが、要介護年金受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (5) 申請者(妻である申請者を除く。)が、要介護年金受給権者の死亡の当時規則第29条に定める障害の状態にある者であるときは、そのことを証明する医師等の診断書その他の書類
- (6) 申請者が申請を行う日の属する年の前年における申請者の所得税額について税務署長が発行する納税証明書
- (7) 申請者の属する世帯の住民票の写し、申請者と申請者を扶養する者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本、その他申請者を扶養する者の有無及び申請者を扶養する者であることを証明できる書類
- (8) 申請者を扶養する者がいるときは、申請者が申請を行う日の属する年の前年におけるその者の所得税額について税務署長が発行する納税証明書
- 3 年月日の記載には元号を用いる。

"	Ø
ŀ	4
ļ	당

ed)
щ
c
LC,
椒
ም
牝
15

		相	福祉事業	き (旅行費)		中請書			隘	倒	中			
地方公達	地方公務員災害補償基金	#償基金				#	申請年月日			年		田		ш
				文部長	2年 路	#	申請者の住所							
1/-	下記の旅行費の支給を申請します。	費の支給を	を申請しま	t.		吊	フリガナ							
	所属団体名	体名						搬	名				年 企第1	条職員 勁
関する事被災職員	所属部局名	局名						フリガナ 氏 4	+ <del>4</del>	拼	ш	田		(報
項に	負傷又は	負傷又は発病の年月日	F.月 日	サ			ш	福祉事業	きの実施の	福祉事業の実施の承認年月	ш		Щ.	ш
62	(旅行の目的)		(		修用		- Affirm		リハビリテージ	ÿ ,,				
	17		世			谼			松田			無		
拦		E N	一			谼			報			無		
作	茶	開			井 井			日から 日本 ら か	\$ 6		是		ш	
	ЯВ	田祭押	到着地	宿泊地	路程	重運	船程	舶運賃	配報	車運	急 料金等	宿泊数	宿泊料	1111111
無					ΜŽ	E	km	E	km	E	E	规	E	E
6														
3														
Æ														
脍														
		¢□	<del>d</del> a											
3 旅	旅行費申請金額	金額												E
4		公金受取口座を利用する	川用する											
池	圖	布												
領権		任意の口座を指定する	ぎする											
- 5H C	金融機関名	選名				本支店等名					口座種別	順御 □ □	<u> </u>	避
1 掛:	口座番	果 号				口座名義	~	氏名 (フリ	(フリガナ)					
□ 辦	その他													
E T	Ħ		阻挡	神			H. 1	4	*		-	4	44	

(注意事項)

\* 決定金額

- 1 申請者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。2 「2 旅行費の内訳」の欄の「宿泊料」については、その領収書及び明細書を添付すること。3 「4 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金機機関名等の口座登録情報を記入する必要は
  - 4 年月日の記載には元号を用いる。 ないこと。

#### 揾 出 松

# 様式第50号

			福祉	福祉事業(旅行費)	旅行		申請書	#1		器定番号				
T	游 公.1r	少年 / 《 子 井 崇 年 / 《 子 井 崇 年 / 《 中 井 崇 年 / 《 中 井 崇 年 / 《 中 井 崇 年 / 《 中 井 崇 年 / 《 中 木 岩 岩 木 木 木 木 木 木 木 木 木 木 木 木 木 木 木 木	4		#	当	世	申請年月	н			年	Я	Ш
71	80 4		E E		×	¥ i		申請者の住所	(住所					
1111	己の旅行	下記の旅行費の支給を申贈します。	~ 给	ا ب ب			ш.	ふりがな 田	柘		#	B	月生(	緩
1 5	1	所属団体名	本名					所属部局名	3周名					
-2 min	後 次 所 関 中 通 通	負傷スは 発病の年月日	又 は 年月日		サ	H	Н	福祉施設の実施 の 承認 年月 日	i設の第 器年月	握口		サ	H	ш
1	(	(旅行の目的) 1補装具(口探型			一	_ U	ハビリカ		2					
		1	知	M.	選	SE	展出			無				
<b></b>	¥ -	F N	回復	₩.	繏	SE	田			無				
作		4		44	#	Щ	ш	A S			ķ		1	
#	<b>烂</b>			44	中	H	ш	#	Þ		<b></b>		п	
		11 %	_	1	裁	ূ	岩	船	=	#	急	1 7		n
8	II F	日	見	11年11年11日	路標	運賃	路程	運賃	器	運賃	料金等	相相数	4 2 4	h.
					κш	E	km	E	kш	Æ	E	炽	E	E
K														
K														
		<b>√</b> □		市										
	旅	行費「	申請。	金 額										E

	Ш		Е	Ε		Ш	
	町					田	
	サ					卅	
*	通知		**	本的立成	*	太	
支店				+	Ϋ́		
銀行	口当座預金			\$ B	MX1.1		
	□普通預金						
振込先金融 機 関 名	υ 掃 □	台 暴 莿 口	預金名義者	受取先金融機 関 名			
		\$ \!		* A. In H	対策が割中	その色	
4	έν	月年記	# 6 <b>#</b>	多句			

ш		Ш
町	金支部	年 月
サ	爾	
		Ш
村	権者	A
₩	任命	年
	}	
		ш
	報	Я
	所属	丰
	H	
の 他	型	した年月日)
N	*	( ) ( ) ( )
	ı ^	

#

皿

#

**剰** \*

#

(到達した年月日)

# K ₩ \* ш 1 申請者は、\*日の権には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。2 旅行費の内訳」の欄の宿泊料については、その領収書及び明細書を添付すること。3 年月日の記載には元号を用いる。